

令和 7 年 第 2 回定例会

青木村議会議録

令和 7 年 6 月 5 日 開会

令和 7 年 6 月 13 日 閉会

青木村議会

令
和
七
年

第
二
回
〔六
月〕
定
例
会

青
木
村
議
會
會
議
錄

令和7年第2回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月5日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	9
○報告第2号の上程、説明	35
○報告第3号の上程、説明	37
○報告第4号の上程、説明	39
○議案第1号の上程、説明	39
○議案第2号の上程、説明	46
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○陳情第1号の上程、説明	49
○陳情第2号の上程、説明	50
○散会の宣告	52

第 2 号 (6月11日)

○議事日程	53
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
○事務局職員出席者	54
○開議の宣告	55

○議事日程の報告	55
○一般質問	55
松 本 淳 英 君	55
松 澤 広 海 君	68
塙 澤 敏 樹 君	73
宮 澤 政美知 君	89
坂 井 弘 君	102
北 澤 久美子 君	130
小 林 久美子 君	136
○委員会付託	142
○散会の宣告	143

第 3 号 (6月13日)

○議事日程	145
○出席議員	145
○欠席議員	145
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	145
○事務局職員出席者	146
○開議の宣告	147
○議事日程の報告	147
○総務建設産業委員長報告	147
○報告第1号の質疑、討論、採決	148
○報告第2号の質疑、討論、採決	163
○報告第3号の質疑、討論、採決	166
○報告第4号の質疑、討論、採決	166
○議案第1号の質疑、討論、採決	167
○議案第2号の質疑、討論、採決	177
○陳情第1号の質疑、討論、採決	178
○陳情第2号の質疑、討論、採決	180
○追加日程の上程	181

○追加日程第1 発議第1号の上程、質疑、討論、採決	182
○閉会の宣告	186
○署名議員	189

令和7年6月5日（木曜日）

（第1号）

令和7年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年6月5日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 令和6年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）
- 日程第 6 報告第 4号 令和6年度青木村簡易水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 7 議案第 1号 令和7年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 2号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 3号 令和7年度青木村立青木小・中学校学習者用端末等の購入について
- 日程第 10 陳情第 1号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情について
- 日程第 11 陳情第 2号 青木村議会の信頼と説明責任に関する陳情書について

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 小林 久美子 君 | 2番 | 松澤 広海 君 |
| 3番 | 北澤 久美子 君 | 4番 | 宮澤 政美知 君 |
| 5番 | 宮入 典子 君 | 6番 | 松本 淳英 君 |
| 7番 | 塩澤 敏樹 君 | 8番 | 平林 幸一 君 |
| 9番 | 坂井 弘 君 | 10番 | 金井 とも子 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 北村政夫君 教育長 春掛英明君

参 事 兼 総務企画課長	稻 垣 和 美 君	商工觀光移住 課長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機監 理管	高 柳 則 男 君
建設農林課長	奈良本 安 秀 君	教育次長兼 公 民 館 長	小 林 宏 記 君
保 育 園 長	成 沢 亮 子 君	建設農林課 長補佐兼 上 下 水 道 推 進 監 兼 上下水道係長	小 林 義 昌 君
建設農林課 長補佐兼 農業振興係長 兼副防災危機 管 理 監	上 原 博 信 君	税務会計課 資 产 税 係 長	小 山 明 之 君
住 民 福 祉 課 長補佐兼 地域包括支援 セ ン タ 一 長	早乙女 敦 君	総務企画課 担当課長兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君
総務企画課 企画財政係長	金 井 大 介 君	住 民 福 祉 課 住民福祉係長	津 田 直 樹 君
税務会計課 住民税係長	片 山 雅 史 君	総務企画課 庶 係 長	増 田 佳 樹 君
教 育 委 員 会 教 育 係 会 長	奈良本 いづみ 君	商 工 觀 光 課 移 住 課 長 商工觀光移住 係	宮 澤 俊 博 君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	依 田 哲 也 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 稲 垣 和 美 事 務 局 員 依 田 哲 也

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第2回青木村議会定例会を開会いたします。

今議会はクールビズ期間中の開催となりますので、上着、ネクタイとも着用はしていただかなくて結構です。

それでは、日程に移ります。

◎議事録署名議員の指名

○議長（平林幸一君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、2番、松澤広海議員、6番、松本淳英議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（平林幸一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会は、先頃の議会運営委員会での決定のとおり、本日6月5日から16日までの12日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認め、会期は本日から6月16日までの12日間と決定いたしました。

続いて、日程について申し上げます。

事務局より資料配付をお願いします。

本日は日程第3以降の議案説明と議案第3号の審議・採決、6日は議案審査のため休会、7日、8日は休日、9日、10日は議案審査のため休会、11日は一般質問と委員会付託、12

日は総務建設産業委員会の審議、13日は議案審議・採決、14日、15日は休日、16日は議案審議・採決の日程で行います。

◎村長挨拶

○議長（平林幸一君） ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第2回青木村議会6月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様に御出席をいただき、また日頃より村政の運営に御理解と御支援をいただいておりますこと感謝申し上げます。

アメリカのトランプ大統領は、保護主義的な貿易姿勢を強めておりまして、あらゆる国からの輸入品に対する大幅な関税引上げを発表し、相手国と交渉を進めております。世界自由貿易体制を根本から覆す可能性がありまして、貿易戦争が激化するリスクが指摘されております。さらに、世界経済への影響が懸念されているところでございます。

国内はもとより、既に上田・小県地域の製造業では、発注控えなど影響が出ているとのことです。

国におきましては、米国との交渉を有利なものとするとともに、影響を受けた会社へしっかりとその対応をするよう要望するものでございます。

さて、国内では連日、日本人の主食であります米の問題が大きな話題となっており、報道されております。価格の高騰が続きまして、日本の米政策、ひいては明日の日本の農業、そして食料安全保障の根本的な大きな課題であると思っております。

米の生産調整は半世紀にわたりまして継続され、青木村は、昭和62年以降38年間しっかりとこのブロックローテーションを堅持してまいりました。また、令和4年度から実施の5年水張りルールにつきましては、令和9年度以降、5年水張りの要件は求めないとの政策の方針転換がなされました。長期的な展望の中で国民の主食の米の生産・流通・販売をないがしろにし、米生産農家の経営を不安定にしてきた政策の結果の一例ではないかというふうに思っております。

青木村でも農家の少子高齢化に伴います後継者不足など農業者の減少から、耕作放棄地が

目立っております。国において食の安全保障を前提として、この問題に積極的に取り組むべきと考えております。

米価の高騰の問題は、日本の農業の持続可能性が問われる課題そのものであります。国では、稲作経営の安定化を含めまして、米政策の再構築及び令和9年度以降の作物ごとの生産性向上支援の具体策を早期に示していただきたいと思っております。

なお、米価高騰は村民の皆さんにも影響がありますことから、フードバンク利用者の皆さんに5月末にお米をお届けいたしました。

米以外の物価上昇も続いております。特に、食料品の物価上昇が顕著で、消費者物価指数が3%を超えるなど家計を圧迫し、生活に直接的な影響が出ております。

国会では、消費税減税などが議論となっております。このため、村では地方創生臨時交付金の100%補助を財源といたしまして、より多くの村民の皆さんに効果的な地域消費券を商工会より発行することといたしました。割引率は10%、発行総額は7,000万円、商工会及び商店等事業主の負担はなしといたしました。多くの村民の皆さんに活用していただきたいと思っております。

令和6年度、令和7年度の2か年にわたりまして、事業費約11億8,000万円の村を挙げての重大プロジェクトでありますあおきネットワーク整備事業について、これまでの経過と今後の予定について報告をさせていただきます。

4月1日より、青木村に特化した地域情報を発信する専門ちゃんねる「あおきチャンネル」の放送が先行して始まりました。青木村の出来事などを紹介する番組の放映に加えまして、データ放送によりまして様々な情報を入手できるようになりました。

早速4月20日に行われました青木村議会選挙の開票の模様を生中継で放映し、開票の状況と開票の結果を村民の皆さんへいち早くお届けすることができました。

あおき電話の室内設備更新工事も、この6月からスタートいたしました。村内を3つのエリアに分けまして、順次整備を進めてまいります。

また、外出先でも青木村の情報を受け取ることができますスマートフォンアプリ「あおきナビ」につきましても、予定を前倒しいたしまして、この10月からサービスの提供を始める予定しております。

あおきチャンネル、あおき電話、あおきナビの三点セットで、村民のどなたにも、どこにいても、しっかりと大切な情報を届けできるよう、平等できめ細かな、誰一人取り残すことのないサービスとして引き続き整備を進めてまいります。

5月23日、上田地域広域連合議会臨時会が開催されました。現在の資源循環型施設建設事業の進捗状況について御説明をいたします。

環境影響評価が完了したことによりまして、広域連合といたしまして清浄園用地を資源循環型施設の建設地として決定し、資源循環型施設対策連絡会の皆さんと基本協定を締結する運びとなりました。引き続き地元の皆さんとの話し合いを大事にし、安全・安心な資源循環型施設の建設及び運営を目指してまいります。

基本協定は、対策連絡会並びに地元関係団体と広域連合及び上田市が基本的な事項について約束を交わすものであります、明日6月6日に締結式を執り行います。

次に、松くい虫の事業について申し上げます。

青木村は山林が8割を占め、そのうち約35%がアカマツ林であり、昨年に引き続きまして今年も暖冬・温暖化等の影響で松くい虫の被害が増加しております。

村では、4月から松くい虫の拡大を防ぐために国及び県の補助金、森林環境譲与税を活用いたしまして、森林施業者と連携しながら被害を受けた全てのアカマツの木に対しまして全量伐倒燻蒸処理を行っております。今年度も昨年同様の発生が見られますので、引き続き災害を防ぎ、景観を守るため、この防除対策事業を実施してまいります。

最近の事業実績については、参考資料を御覧ください。

今年度は、特に被害が目立ちます当郷塩之入地区で2工区に分けて6.75ヘクタールの樹種転換事業を実施中でございます。かつてこの事業を実施した殿戸区では、その効果が顕著に表れています。また、ドローンの活用をいたしました山奥での被害木を調査する事業を試行しております。

令和7年4月から、毎月1回保健センターであ起きカフェを開催しております。4月は57名、5月は45名と多くの住民の皆さんに御参加をいただきました。参加者の方からは、「毎月楽しみにしている」「何年かぶりにお会いする人と話ができるよかったです」等、大変うれしい声が寄せられております。

住民の方も積極的に運営に参画していただいており、村といたしましても一緒に協力しながら、誰もが気楽に立ち寄れる居場所づくりに取り組んでまいります。

令和6年度一般会計は、5月までの出納整理期間が終わりました。歳入、村税につきましては、当初予算に対しまして1億3,889万円、26%増の6億6,353万円となりました。また、企業誘致前の令和4年度決算額と比べてみると、村民税で1億3,300万円の増、固定資産税で1億900万円の増、合計で2億4,000万円の増となりました。

企業誘致は地域経済の活性化に大きく貢献し、直接的な税収が増えるだけではなく、消費の増加、新たな雇用創出、所得の増加など、村が持続可能な社会を実現するために大きく寄与する事業でございます。

さて、3月定例会閉会後から本日までの主な行事につきまして報告をさせていただきます。

4月2日に青木村保育園入園式が、4月4日に青木中学校入学式が、4月5日に青木小学校入学式が挙行されました。人生の新しいスタートに健やかな成長を願いまして心からの激励をいたしました。

4月18日は、青木村五島慶太翁の日でした。今年は、東急株式会社の堀江正博社長さんも御来村いただきまして、編纂を進めておりました「慶太伝一立志編一」の発売と五島慶太未来創造館の開館5周年を祝しまして総合記念セレモニーを開催いたしました。

おかげさまで「慶太伝」は、未来創造館で1日2冊ペースで売上げがあるほか、県内外から大きな反響をいただきまして、全国の書店やインターネットでも注文がありまして、合計1,700冊ほど販売されるなど関心は高く、顕彰事業の手ごたえを感じております。

昨年度の青木中学校卒業生にも配付しておりますが、この本が生徒の皆さんにとりまして人生の指針になればと願っております。

あわせまして、開館5周年記念事業企画展といたしまして「小林一三と五島慶太」を開催しておりますが、5月25日にはこの企画展に関連いたしまして阪急文化財団の仙海義之上席学芸顧問を講師にお迎えいたしまして講演会を行い、約80名の方にお集まりをいただきました。引き続き五島慶太の顕彰事業を通して、関係人口、交流人口の拡大を推進してまいります。

4月24日、青木村戦没者追悼式を行いました。遺族会、消防団など関係者が参列いたしまして、戦争で亡くなられた方、消防団活動で殉職された方を悼みまして、平和や安全への誓いを新たにしたところでございます。

5月7日、私の4期目の初登庁の日でございました。そして、新しく議員になられた皆さんによる初議会が開催されまして、新議長に平林幸一さんが選出されるなど、議会のそれぞれの役職が決定いたしました。

5月31日、青木小学校の運動会が開催されました。児童の皆さんが全力を出し切った元気いっぱいのすばらしい運動会でした。6年生のリーダーとしての自覚、または1年生の目覚ましい成長が随所に見られ、うれしく思いました。

5月22日に公表されました内閣府の月例経済報告書によりますと、景気は緩やかな回復を

しているが、米国の通商政策等により不透明感が見られるとのことあります。

さて、本議会の議案についてであります、報告4件、議案3件、陳情2件でございます。

一般会計第7号専決補正予算は、歳入歳出それぞれに2億6,403万6,000円を追加いたしまして、総額を47億6,702万円といたします。

厳しい財政運営の中ではございますが、例年同様の翌年度への繰越額を確保し、また一旦は取り崩しました財政調整基金を同額の積戻しを行いまして、さらに財政調整基金へ6,000万円、公共施設整備基金に1億円、情報通信関連事業基金へ4,000万円、その他基金へも積立てを行うことができ、議員皆様の御協力をいただき、健全財政を確保することができたと考えております。

令和6年度3月専決補正予算における一般会計の主な事業は次のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、村税といたしまして1億100万円の増、地方交付税2億2,521万8,000円の増、児童手当負担金の増805万7,000円の増、重点支援地方交付金の増1,217万9,000円の増、松くい虫関連事業補助金の減といたしまして1,345万6,000円の減でございます。また、一般の御寄附を2,000万円頂きました。ふるさと応援寄附金の増512万6,000円でございます。公共施設整備基金繰入金の減で三角の6,762万2,000円でございます。

次に、財政調整基金の積立金の増といたしまして2億6,000万円の増、公共施設整備基金積立金として1億円の増、地域づくり基金積立金の増といたしまして2,000万円、減債基金積立金の増1,041万7,000円の増、情報通信施設等整備基金積立金の増といたしまして1,000万円の増でございます。

次に、令和7年度6月補正予算の概要について申し上げます。

一般会計第1号補正予算は、歳入歳出それぞれ4,292万3,000円を追加いたしまして、総額を33億292万3,000円といたします。

令和7年度6月補正の補正における一般会計の主な事業を申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、社会保障・税番号制度システム整備費の補助金といたしまして279万1,000円の増、デジタル基盤改革支援補助金といたしまして250万7,000円の増、次に、県の地域発元気づくり支援金といたしまして540万円の増、情報通信関連事業の基金といたしまして250万円の増、五島慶太翁顕彰の事業基金といたしまして30万円の増、慶太伝の売上げといたしまして50万円の増でございます。

次に、雑入でございますが、慶太伝の売上げは雑入でございました。自治総合センター助

成金は350万円の増。

次に、歳出につきまして申し上げます。

電算機器設定の委託料250万7,000円の増、番号制度中間サーバプラットフォーム利用の負担金といたしまして279万1,000円の増、地域おこし協力隊1名分といたしまして610万8,000円の増、第7次長期振興計画策定の整備業務委託料といたしまして275万円の増、コミュニティーの助成事業の備品といたしまして260万円の増でございます。

プレミアム商品券事業10%分といたしまして750万円の増、コロナワクチンの接種の委託料といたしまして416万1,000円の増。

次に、水田営農推進機械の施設等の導入事業費の補助金といたしまして158万2,000円の増、タチアカネソバ殻の再利用グッズの作成といたしまして303万円の増、昆虫を通じて環境保全の心を育む事業といたしまして405万7,000円の増。

次に、集落支援1名分といたしまして、156万円の増、急傾斜崩落対策事業負担金といたしまして250万円の増、消防団のジェットシューター購入費といたしまして、102万5,000円の増でございます。

以上、補正予算の内容を説明させていただきました。詳細につきましては、教育長、担当課長から御説明をいたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げまして挨拶といたします。

○議長（平林幸一君） 村長の挨拶が終了しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

なお、専決処分につきましては8項目あります。それぞれ担当別に説明することになりますので、御了承をお願いします。

初めに、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、稻垣総務企画課長、説明願います。

稻垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） それでは、1項目めの専決処分について御説明申し上

げます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
令和7年3月14日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。
裏面を御覧ください。

下段の概要をもって説明に代えさせていただきます。

令和7年4月1日より、定年前再任用短時間勤務職員に支給することとなった扶養手当と
寒冷地手当について新たに加え、改正するものでございます。

以上、1項目めの専決処分について御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） 2項目め、青木村税条例の一部を改正する条例について、高柳税務会
計課長、説明を願います。

高柳課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、御説明申し上げま
す。

青木村税条例の一部を改正する条例

令和7年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。
添付しました概要書により御説明申し上げますので、御了承願います。

6ページをお願いしたいと思います。

今回の条例改正につきましては、令和7年度の税制改正に伴い地方税法等の一部が改正さ
れたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

では、主な改正点について御説明申し上げます。

初めに、個人所得課税になります。

1の給与所得控除の見直しでございますが、個人住民税に係る改正でございまして、物価
上昇への対応とともに就業調整にも対応するとの観点から、最低保証額を現行の55万円から
65万円に引き上げとなったものでございます。

施行日は令和8年1月1日で、令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用
となります。

引上げのイメージ図が下に示されておりますが、右側の表にありますように、給与の収入
額によって段階的に控除額が変わる仕組みとなっており、給与収入が190万円以下の場合は
最低保証額の65万円が控除額となり、給与収入が850万円を超える場合、195万円が控除額
の上限となります。

次に、2の大学生年代の子等に関する特別控除の創設でございますが、同じく個人住民税に係る改正でございまして、19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が95万円、給与収入で160万円相当までは親等が特定扶養控除を同額の45万円の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が95万円を超えた場合でも、親等が受けられる控除額が段階的に遞減する仕組みが導入されました。

新たな控除のイメージ図が示されておりますけれども、表の一番右側にございますように、合計所得金額が123万円、給与収入で188万円までは控除を受けることが可能となっております。

施行日は令和8年1月1日でございます。

7ページをお願いします。

3の扶養親族等に係る所得要件の引上げでございますが、同じく個人住民税に係る改正でございまして、先ほど御説明申し上げました2番目の改正を踏まえ、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を現行の48万円以下、給与収入で103万円以下から58万円以下給与収入で123万円以下に引き上げとなったものでございます。

施行日は令和8年1月1日でございます。

次に、4の子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充でございますが、同じく個人住民税に係る改正でございまして、令和6年限りとして行われた上乗せ措置について、令和7年限りの措置として講ずるとされまして、（1）借入限度額では、子育て世帯等（18歳以下の扶養親族を有する世帯又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の世帯）における借入限度額について、子育て支援の観点から上乗せが行われました。

改正内容につきましては、下の表にあるとおりでございますので、参考に御覧いただければと思います。

（2）では、床面積要件の緩和措置ということで、改正内容は御覧のとおりとなっております。

次に、資産課税1の生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長でございますが、固定資産税の償却資産に係る改正でございまして、中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置として、賃上げを後押しするよう見直しを行った上で適用期限が2年間延長とされたものでございます。

施行日は令和7年4月1日となっております。

次に、2のその他の固定資産税の特例措置の見直しでございますが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても減額措置を適用することができるとした上で、適用期限が2年間延長とされたものでございます。

現状青木村には該当事例はございませんが、規定の整備を行うものでございます。

施行日は令和7年4月1日となっております。

次に、車体課税でございますが、1の二輪車の車両区分の見直しでございますが、軽自動車税種別割に係る改正でございまして、現行の50cc原付バイクは、令和7年、本年11月の排ガス規制への適合が困難であるということ等によりまして、今後の生産・販売の継続も困難となるため、総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準の原付バイク）に係ります税率を年額2,000円、原付バイクと同額とするものでございます。

施行日は令和7年4月1日となっております。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） 3項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、高柳税務会計課長、説明を願います。

高柳課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、御説明申し上げます。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和7年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

2ページを御覧ください。

改正の内容につきましては、国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の24万円から26万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、低所得者の負担軽減措置の見直しにつきましては、現在均等割額、平等割額を所得に応じて一定割合減額する措置を講じているところではございますが、このうち5割軽減部分と2割軽減部分を改正するもので、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、

被保険者等の数に乘すべき金額を5割軽減の場合、現行の29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の場合、現行の54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

いずれの改正も国民健康保険の被保険者間の税負担の公平性の確保及び中低所得者層の税負担の軽減を図る観点において、地方税法施行令が改正されたことから、本村の国民健康保険税の賦課限度額と低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を政令に併せて改正するものでございます。

以上、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。
よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） 4項目め、令和6年度青木村一般会計補正予算（第7号）について、歳入については稻垣総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育長及び各担当課長よりお願いをいたします。

それでは、稻垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 令和6年度青木村一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

令和6年度青木村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,403万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,702万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。
5ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正について御説明申し上げます。

初めに、1 追加ですが、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が国道143号村松から当郷歩道整備に係る物件移設工事で、金額861万3,000円を令和7年度に繰り越して実施するものでございます。

続いて、2 変更ですが、款3民生費、項6電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、事業名が地方創生臨時交付金低所得世帯支援事業で、補正後の繰越額を111万3,000円に減額す

るものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が村道湯の入線舗装改修工事で、補正後の繰越額を700万円に増額するものでございます。

続きまして、9、10ページを御覧ください。

2、歳入につきましては、一括して御説明申し上げます。

款1村税、項1村民税、目1個人分は、3,400万円を追加し1億9,718万3,000円とし、目2法人分は、4,200万円を追加し1億1,418万3,000円とするもので、節1現年課税分がいずれも見込みより増となりました。

項2目1固定資産税は、2,500万円を追加し3億382万3,000円とするもので、節1現年課税分、節2滞納繰越分、いずれも見込みより増となりました。

項5目1入湯税は、10万7,000円を減額し178万5,000円とするもので、節1現年課税分が見込みより減となりました。

款2地方譲与税は森林環境譲与税で、見込みより17万8,000円の減となりました。

款10項1目1地方交付税ですが、2億2,522万円を追加し15億8,033万2,000円とするもので、普通交付税で2億2,521万8,000円、特別交付税で2,000円がそれぞれ見込みより増額となったものでございます。

款11項1目1交通安全対策特別交付金は、令和6年度について交付がなく、皆減とするものでございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金は、55万円を減額し55万円とするもので、長和町との交流事業が見込みより減となりました。

目2民生費負担金は、198万4,000円を追加し1,411万9,000円とするもので、節1社会福祉費負担金26万3,000円の減は、老人保護措置費入所者負担金が見込みより減、節2児童福祉費負担金99万2,000円と節3滞納繰越金125万5,000円は、それぞれ保育料について見込みより増となりました。

次のページへまいりまして、目3衛生費負担金は、6,000円を追加し1,021万1,000円とするもので、節1は未熟児養育医療受給者負担金が見込みより増となりました。

続きまして、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、237万7,000円を追加し3,964万7,000円とするもので、節1総務使用料は村営バス運行収入、節2から節4は情報センターに係る使用料ですが、それぞれ見込みより増となりました。

目2商工使用料は、22万7,000円を減額し103万4,000円とするもので、節1はキャンプ場

使用料が見込みより減となりました。

目3土木使用料は、2万円を減額し2,778万7,000円とするもので、節1は教員住宅使用料が見込みより減となりました。

目4教育使用料は、36万7,000円を追加し282万3,000円とするもので、節1保健体育使用料が見込みより減、節2会館使用料、節3美術館使用料は見込みより増となりました。

項2手数料、目1総務手数料は、4万3,000円を減額し196万7,000円とするもので、節2戸籍住民基本台帳手数料、節3総務管理費手数料が見込みより減となりました。

目2衛生手数料は、9,000円を追加し18万3,000円とするもので、節1保健衛生手数料が見込みより増となりました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、789万8,000円を追加し1億1,353万円とするもので、節1社会福祉費負担金が見込みより減、節2児童福祉費負担金、節3保険基盤安定負担金が見込みより増でございます。

次のページへまいりまして、目2衛生費国庫負担金は、11万1,000円を追加し21万7,000円とするもので、未熟児養育事業負担金が見込みより増となりました。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、1,129万9,000円を追加し1億3,380万4,000円するもので、節1総務管理費補助金、001社会保障・税番号制度システム整備費補助金と002デジタル田園都市交付金では事業の実績により減となりました。046重点支援地方交付金1,217万9,000円は、低所得世帯支援枠として令和7年度に繰り越して実施するものでございます。

節2村営バス運行管理費補助金30万円は、地域公共交通確保維持事業補助金が見込みより増となりました。

節3マイナンバーカード交付事務費補助金は、見込みより減額となりました。

目2民生費国庫補助金は、42万7,000円を減額し506万8,000円とするもので、節1社会福祉費補助金は見込みより減、節2児童福祉費補助金は見込みより増となりました。

目3衛生費国庫補助金は、96万7,000円を減額し843万6,000円とするもので、節1保健衛生費補助金それぞれ実績に応じて疾病予防対策事業費が見込みより増、一体化事業国庫補助金と出産・子育て応援交付金が見込みより減となりました。

目5教育費国庫補助金29万円を追加し331万9,000円とするもので、特別支援教育就学奨励費、私立幼稚園施設利用給付金、子どものための教育保育給付交付金、学校情報機器活用支援整備費補助金がいずれも見込みより増となりました。

項3委託金、目1総務費委託金は、76万7,000円を追加し653万4,000円とするもので、節2選挙費委託金の衆議院議員選挙費委託金が見込みより増となりました。

目2民生費委託金は、1万3,000円を追加し94万9,000円とするもので、特別児童扶養手当事務委託金が見込みより増となりました。

続きまして、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金は、145万2,000円を減額し6,618万6,000円とするもので、節1社会福祉費負担金11万8,000円、節2児童福祉費負担金62万8,000円、節3保険基盤安定負担金70万6,000円、いずれも実績により見込みより減となりました。

目2衛生費県負担金は、11万円を追加し24万2,000円とするもので、節1保健衛生費負担金が見込みより増となりました。

続きまして、項2県補助金、次のページへまいりまして、目1民生費県補助金は、9万7,000円を追加し2,104万3,000円とするもので、節1社会福祉費補助金92万3,000円の減、節2児童福祉費補助金102万円の増は、細節においてそれぞれ実績に応じて見込みより増えたは減となりました。

目2衛生費県補助金は、35万7,000円を減額し352万3,000円とするもので、節1保健衛生費補助金は、一体化事業補助金と出産・子育て応援交付金が見込みより減、がんアピアランス助成事業補助金は見込みより増となりました。

目3農林水産業費県補助金は、1,369万円を減額し9,244万3,000円とするもので、節1農業費補助金23万4,000円の減は、地域計画策定推進事業補助金が見込みより減、節2林業費補助金1,345万6,000円の減は、松くい虫被害対策事業に係る補助金の配分が少なかったことによる減でございます。

目5教育費県補助金は、17万5,000円を追加し137万2,000円とするもので、私立幼稚園施設利用給付金と子どものための教育保育給付交付金が見込みより増となりました。

目6商工費県補助金は、150万円を減額し75万円とするもので、U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金が実績により減となったものでございます。

続きまして、項3委託金、目1総務費委託金は、30万8,000円を減額し780万2,000円とするもので、節1総務管理費委託金は見込みより増、節4統計調査費委託金は実績により減額となりました。

目2民生費委託金は、1万9,000円を減額し2万3,000円とするもので、節1社会福祉費委託金が見込みより減となりました。

続きまして、款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、150万1,000円を追加し665万1,000円とするもので、基金の運用益ですが、債権の購入等による利息の増により補正をお願いするものでございます。

項2財産売払収入、目2不動産売払収入は、収入がなかったことから皆減するものでございます。

続きまして、款17項1寄附金、目1一般寄附金は、2,512万5,000円を追加し3,662万6,000円とするもので、001一般寄附金は、株式会社P&D様より2,000万円の御寄附を頂いたもの、ふるさと応援寄附金は見込みより増となったものでございます。

次のページへまいりまして、目2民生費寄附金は、寄附収入がなかったことから皆減するものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1目1基金繰入金は、9,097万7,000円を減額し2億8,800万円とするもので、財政調整基金、公共施設整備基金等取り崩して実施する予算組みをしておりましたが、一部取崩しを行わず、必要な予算は一般財源等により充当いたしました。

款20諸収入、項4目1雑入は、323万9,000円を減額し3,848万5,000円とするもので、節3雑入は実績により細節でそれぞれ見込みより増または減となりました。

19、20ページをお願いいたします。

3、歳出については、各担当より御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係について主なものを申し上げます。

款1項1目1議会費は、43万円を減額し3,980万7,000円とするもので、節10需用費、節12委託料とも実績に応じて減額をいたしました。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、707万2,000円を減額し2億333万1,000円とするもので、節2給料から節13使用料及び賃借料については、それぞれ実績に応じて減額をいたしました。

続いて、目2文書広報費ですが、74万円を減額し1,330万3,000円とするもので、節10需用費、節11役務費とも実績により減額をいたしました。

21、22ページへまいりまして、目5財産管理費は、3億6,973万6,000円を追加し4億5,961万4,000円とするもので、節10需用費から節17備品購入費までは実績により減額いたしました。

節24積立金3億9,213万3,000円は、001財政調整基金等の利子積立金へ150万1,000円、002財政調整基金積立金へ2億6,000万円、003公共施設整備基金積立金へ1億円、005五島

慶太翁顕彰事業基金積立金は、令和6年度中にふるさと応援寄附金を頂いた中から翁の顕彰事業に役立ててほしいと希望がありました21万5,000円を基金へ、006地域づくり基金積立金2,000万円は、株式会社P & D様から義民太鼓保存会の海外遠征費用として頂いた寄附を基金へ、007減債基金積立金1,041万7,000円は、普通交付税の算定により臨時財政対策債の償還のための基金への積立てに要する経費が措置されましたので、減債基金への積立てを行うものでございます。

続いて、目6企画費ですが、146万2,000円を減額し4,101万4,000円とするもので、節1報酬から節4共済費までは地域おこし協力隊の人件費を実績により増または減とし、節7報償費93万1,000円は、ふるさと応援寄附金の増に伴う返礼品の増額でございます。

節11役務費から次のページへまいりまして、節17備品購入費までは、ふるさと応援寄附金と地域おこし協力隊に係るもので、実績により減額いたしました。

節18負担金補助及び交付金2万1,000円は、青木村活性化事業補助金が見込みより増となったことによる増額でございます。

目7諸費は、171万円を減額し907万1,000円とするもので、節10需用費から節18負担金補助及び交付金まで、それぞれ事業の実績に応じて減額補正とさせていただきました。

目8情報通信サービス事業費は、546万円を追加し12億6,397万5,000円とするもので、節1報酬から次のページへまいりまして、節18負担金補助及び交付金まで、それぞれ実績に応じて増または減額補正をしまして、節24積立金では1,000万円を基金に積み立てるものでございます。

目9地方創生プロジェクト事業費は、45万円を減額し1,483万円とするもので、節7報償費から節18負担金補助及び交付金について事業実績により増減をお願いするものでございます。

目10地方創生臨時交付金事業費は、8万4,000円を減額し2,709万円とするもので、節10需用費と節13使用料及び賃借料は実績による減。

次のページへまいりまして、節22償還金利子及び割引料51万6,000円は、令和5年度分の国庫返還金でございます。

目11新しい地方経済・生活環境創生交付金事業は補正額はありませんが、節14工事請負費から節17備品購入費へ歳出項目を振替するもので、令和7年度へ繰り越して災害対応用の備蓄倉庫5基を設置するものでございます。

続きまして、項2村営バス運行管理費、目1運行管理費ですが、214万4,000円を減額し

2,692万円とするもので、節1報酬から節10需用費まで実績による増減、節18負担金補助及び交付金208万5,000円の減は、千曲バスに支払っております運賃低減バスに係る村の負担金が見込みより減となりました。

29、30ページへまいりまして、項5選挙費、目5衆議院議員選挙費は、補正額が出てまいりませんが、財源を振り替えるものでございます。

項6統計調査費は実績による減額となっております。

飛びまして、49、50ページをお願いいたします。

49ページ中段、款8項1消防費、目1常備消防費は、28万円を減額し1億3,416万6,000円とするもので、上田広域消防への負担金が減額となりました。

目2非常備消防費は、373万5,000円を減額し2,446万2,000円とするもので、節1報酬94万円の減は、これまで各部へお支払いしていた団員報酬を令和4年度から各個人への口座への振込としたことにより活動の実働に近い支払額となり、総額が減となったものでございます。

節3職員手当等から節8旅費までは実績による減、節10需用費173万5,000円の減は、主に消耗品費等の減ですが、活動服、法被、防寒着等の購入実績により減額となりました。

次のページへまいりまして、目3消防施設費は、156万1,000円を減額とし374万円とするもので、節10需用費の修繕料93万円は見込みより減、節14工事請負費17万6,000円の減は、指定避難所の一つである細谷公民館の空調設備整備工事が見込みより減となりました。

節17備品購入費については、各団からの要望が見込みより少なく、ポンプ用消火栓用のホース購入費の減、消火栓格納箱についても実績がなく、減となりました。

目4水防費は、土嚢袋、土嚢用砂代を計上しておりますが、年度中の使用が少なく、十分な在庫があるため減額となりました。

飛びまして、57、58ページの中段をお願いいたします。

款11項1公債費、目1元金は、起債償還元金が見込みより減、目2利子は、起債償還利子のうち当初予算では予算化していなかった情報推進ネットワーク関連の利子について増額補正するものでございます。

款12項1目1予備費は、支出がなく皆減するものでございます。

59ページ以降の給与費明細書は、人件費に係る今回の補正の内容を反映させたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和6年度青木村一般会計補正予算（第7号）について、歳入全般と歳出は総務企

画課関係について御説明を申し上げました。

○議長（平林幸一君） 続いて、高柳税務会計課課長。

高柳課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、税務会計課関係について御説明申し上げます。

27、28ページをお願いします。

真ん中辺りにございますが、款2総務費、項3徴税費、目2賦課徴収費156万9,000円を減額し2,665万4,000円とするもので、節10需用費から節13使用料及び賃借料の減額につきましては、いずれも実績に伴い見込みより減額とするものでございます。

以上、税務会計課関係について御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） 続いて、小根沢住民福祉課課長。

小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

27、28ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費を375万5,000円減額し3,488万7,000円とするもので、節3職員手当等から節13使用料及び賃借料までをそれぞれ実績により減額するものでございます。

29、30ページをお願いいたします。

目2マイナンバーカード交付事務費を39万1,000円減額し27万6,000円とするもので、節3職員手当等、節11役務費をそれぞれ実績により減額するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費を113万8,000円減額し7,518万円とするもので、節3職員手当等から節27繰出金をそれぞれ実績により減額するものでございます。

31、32ページをお願いいたします。

目2障害者福祉費を1,213万1,000円追加し1億5,990万9,000円とするもので、節11役務費は、福祉医療費事務取扱手数料、障害介護給付費支払手数料を実績により増額するもの、節19扶助費は、008日常生活上の介護の支援、就労に必要な知識向上のための訓練等を行う介護給付・訓練等給付費、015訪問入浴サービス事業を実績により増額し、他のサービス事業を実績により減額するもの、節22償還金利子及び割引料は、国庫負担金の確定に伴う返納金を実績により増額するもの、節12委託料、節18負担金補助及び交付金をそれぞれ実績により減額するものでございます。

目3老人福祉費を1,419万5,000円減額し、2億5,686万2,000円とするもので、節10需用費、節19扶助費、節27繰出金をそれぞれ実績により減額し、節13使用料及び賃借料は後期高齢者医療電算システム賃借料、節18負担金補助及び交付金は後期高齢者広域連合負担金、人間ドック等受診補助金等をそれぞれ実績により増額するものでございます。

33、34ページをお願いいたします。

目4地域包括支援センター費を95万6,000円減額し2,458万8,000円とするもので、節1報酬から節12委託料を実績により減額するものでございます。

目6人権対策費を1万円減額し20万6,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金を実績により減額するものでございます。

目7地域少子化対策強化事業費を72万3,000円減額して42万6,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金を実績により減額するものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費を54万円減額し187万7,000円とするもので、節12委託料を実績により減額いたします。

目2児童措置費を103万1,000円追加し7,809万6,000円とするもので、節19扶助費は児童手当を実績により増額し、乳幼児・児童医療給付費を実績により減額するものでございます。

35、36ページをお願いいたします。

目3母子父子福祉費を31万5,000円追加し318万3,000円とするもので、節19扶助費は母子父子家庭医療給付費を実績により増額するものでございます。

37、38ページをお願いいたします。

目6子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を33万5,000円追加し33万7,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料は、国庫補助金の確定に伴う返納金を実績により増額するものでございます。

項6電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、目1低所得世帯支援金（令和6年国補正分）は、予算の増減はございませんが財源の振替でございます。

目5定額減税支援金を700万円減額し1,774万8,000円とするもので、実績により減税するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費を614万円減額し7,114万円とするもので、節1報酬から、39、40ページをお願いいたします、節18負担金補助及び交付金までを実績により減額し、節22償還金利子及び割引料は国庫金返納金、節26公課費は公用車の自動車重量税をそれぞれ実績により増額するものでございます。

目2 予防費を957万3,000円減額し1,629万4,000円とするもので、節10需用費から節18負担金補助及び交付金までを実績により減額するものでございます。

目3 環境衛生費を65万8,000円追加し1,136万8,000円とするもので、節12委託料は不法投棄ごみ等処理業務委託料、特定外来種調査・駆除委託料をそれぞれ実績により減額し、合併処理浄化槽保守点検業務委託料を実績により増額するものでございます。

節18負担金補助及び交付金は、生ごみ処理機設置補助金、粗大ごみ処理補助金を実績により増額するものでございます。

41、42ページをお願いいたします。

目4 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業費を4万5,000円追加し306万4,000円とするもので、節1報酬、節8旅費、節12委託料、節17備品購入費をそれぞれ実績により増額し、節7報償費、節10需用費、節11役務費をそれぞれ実績により減額するものでございます。

項2 清掃費、目1塵芥処理費を164万8,000円減額し4,909万3,000円とするもので、節10需用費は消耗品等を実績により増額し、印刷製本費を実績により減額するもの、節17備品購入費、節18負担金補助及び交付金を実績により減額するものでございます。

目2 し尿処理費を45万円減額し1,065万6,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金を実績により減額するものでございます。

以上、令和6年度一般会計予算専決分の住民福祉課関係について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、奈良本建設農林課長。

奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、建設農林課関係の歳出について御説明申し上げます。

41ページの下段をお願いいたします。

款5 農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、23万9,000円を減額し565万7,000円とするもので、節12委託料の農業委員会の会議録作成業務委託料は実績に応じて減額するものでございます。

続きまして、目3農業振興費は、484万6,000円を減額し5,512万円とするもので、節10需用費の修繕料はソバの石臼製粉機の目立て修繕が見込みより減、節18負担金補助及び交付金の補助金004花卉・野菜・果樹等栽培施設補助金と007生産調整推進協力タチアカネ補助金は実績が確定したことによる減額、0156次産業フロンティア支援金と016遊休荒廃農地対

策事業補助金につきましては、申請がなかったことによる皆減でございます。

43ページをお願いいたします。

目4畜産業費は、125万円を減額し22万8,000円とするもので、節17備品購入費は、繁殖和牛及び乳用育成牛とも購入がなかったため皆減をするものでございます。

続いて、目5農地費は、84万円を減額し349万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は村単土地改良事業補助金、実績に応じて減額するものでございます。

目6生産調整推進対策費は、41万2,000円を減額し157万3,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金の負担金は、農業再生協議会への事務費に係る負担金を実績に応じて減額するものでございます。

続いて、目8国土調査費は、323万3,000円を減額し1,782万7,000円とするもので、節1報酬22万3,000円の減は会計年度任用職員について見込みより減、節10需用費17万5,000円の減は、001消耗品費から006修繕料を実績に応じて減額、節12委託料、001一筆地測量委託料194万5,000円の減から005の地籍図修正業務委託料10万円の減までは、いずれも見込みにより減でございます。

続いて、項2林業費、目2林業振興費は、1,056万4,000円を減額し1億4,351万6,000円とするもので、節10需用費の修繕料53万3,000円の減は、林道等の修繕に係るもので見込みより減、節12委託料、003松くい虫潜在感染木調査事業委託料100万円の減は、急激に感染拡大をしている松くい虫被害木の伐倒燻蒸処理を行うため感染木調査委託を取りやめたことによる減でございます。

節13使用料及び賃借料60万7,000円の減は機械借上料について見込みより減、節14工事請負費、村単工事請負費110万円の減と節15原材料費、林道補修材料70万円の減は、林道等の材料支給事業及び補修工事に係るものでございますが、申請等がなかったことによる皆減でございます。

節18負担金補助及び交付金の補助金002森林造成事業補助金579万1,000円の減から003樹種転換事業補助金58万3,000円の減は事業実績の確定により減、004薪・ペレットストーブ購入補助金25万円の減につきましては見込みより減でございます。

47ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は25万円を減額して2,322万5,000円とするもので、節10需用費の修繕料は公用車等に係るもので実績に応じて減額するものでございます。

続いて、項2道路橋梁費、目1道路維持費につきましては、補正額はございませんが財源の振替を行うものでございます。

目2道路新設改良費は、230万円を減額し3,740万8,000円とするもので、節14工事請負費、村単事業工事請負費230万円の減は実績に応じて減額するもの、目3橋梁維持費は、37万5,000円を減額し412万6,000円とするもので、節12委託料の調査設計委託料は、橋梁補修設計業務委託料に係るもので、実績が確定したことから減額するものでございます。

以上、建設農林課関係の歳出に係る補正予算について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、小林商工観光移住課長。

小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

45ページ、46ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費17万6,000円を減額し2,341万8,000円とするもので、節4共済費について実績により減額とさせていただきました。

目2商工業振興費は、79万3,000円を減額し3,429万1,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は002補助金について、それぞれ実績により減額とさせていただきました。

目3観光費567万4,000円を減額し1,332万9,000円とするもので、節1報酬から節18負担金補助及び交付金まで事業実績によりそれぞれ増減額させていただきました。

目4昆虫資料館費は、41万9,000円を減額し1,258万9,000円とするもので、節10需用費はそれぞれ実績により減額とさせていただきました。

節12委託料は、消防点検に係る機器更新費用について実績により4万9,000円の増額をさせていただきました。

おめくりいただきまして、47ページ、48ページをお願いします。

目5移住定住促進費は、273万6,000円を減額し2,883万8,000円とするもので、節10需用費、007燃料費は11万2,000円の増、節11役務費、004手数料、クリーニング代1万2,000円の増は2地域居住体験住宅の使用実績により増額させていただきました。

節14工事請負費から節18負担金補助及び交付金は、それぞれ実績により減額とさせていただきました。

目6道の駅関連施設運営費は、特定財源の財源振替に伴うものです。

引き続き、款7土木費、項3住宅費、目1住宅管理費は、23万円を減額し733万1,000円

とするもので、節12委託料は実績により減額とさせていただきました。

おめくりいただきまして、49ページ、50ページをお願いします。

目2住宅建設費は、30万2,000円を減額し369万8,000円とするものです。

節18負担金補助及び交付金、002補助金について実績により減額としました。

項4別荘事業費、目1別荘事業費は、249万4,000円を減額し1,318万円とするもので、節1報酬から節24積立金まで実績によりそれぞれ増額、減額とさせていただきました。

以上、商工観光移住課関係について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、成沢保育園長。

成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

歳出について35ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費3万6,000円を増額して1億7,587万8,000円を1億7,591万4,000円とするものです。

節01報酬から節04共済費の185万8,000円の増は、人事異動及び人勧差額等によるものでございます。

節10需用費、005光熱水費、001水道料4万7,000円の増と節13使用料及び賃借料、001使用料、002下水道7万円の増については、年明けの水道検針の際に微量の水漏れの御指摘があり調査したところ、2か所の微量漏れがあることが判明したものとなります。修繕につきましては、後ほど令和7年度補正予算にて御説明いたします。

002電気料41万9,000円につきましては多めの計上となっておりました。

37ページをお願いいたします。

節12委託料、001委託料、006清掃委託料13万2,000円の増は、冬場の除雪代が見込みより増となったものでございます。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、沓掛教育長。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

37ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費でございますが、20万円を減額して1,731万9,000円といたしました。これは、光熱費修繕料が見込みより減になったものでご

ざいます。

続いて、51ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育指導費でございますが、補正での変更はありませんが、令和6年度の特別支援教育就学奨励費や私立幼稚園施設利用給付金が当初の予算額より増えたことにより、国からの補助金も増額したことによる変更になります。村としての歳出の変更はありません。

項2小学校費、目1学校管理費でございますが、665万8,000円を減額して7,532万4,000円といたしました。報酬、職員手当、共済費、需用費、役務費、使用料等が見込みより減になったものです。特に、節13使用料及び賃借料の中の003コンピュータ借り上げ料ですが、より安いリース会社と契約したため減額となりました。

続いて53ページ、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、305万円を減額して7,036万9,000円といたしました。これも小学校と同様に報酬、職員手当等が見込みより減になったもので、特に説明はありません。

55ページ、款9教育費、項4社会教育費、目3文化会館費ですが、112万円の減になっております。需用費、役務費が見込みより減になったためですが、特に説明はありません。

目4文化財保護費ですが138万5,000円を減額しております。主な減額の理由は、節12委託料の減で、埋蔵文化財の試掘調査委託料が昨年度は実施場所がなかったため減額になっております。

目5青少年健全育成費ですが、60万円を減額しております。これは、節7報償費の減で、部活動指導員をお願いしていた剣道やバレーの指導者の報償費が見込みより減になったためです。今年度はバレーボールとヒップホップダンス部の地域移行を予定しているため、この項目の支出は増えると思われます。

目6美術館費は20万円の減額になります。節10需用費が見込みより減になったためです。

目7図書館費ですが、202万8,000円の減額になります。主な理由は節1報酬の減で、1名の職員が異動になったためであります。

目8歴史文化資料館費は21万6,000円の減、目10五島慶太未来創造館費は87万4,000円の減になります。これは、需用費、報酬、職員手当、報償費等が見込みより減になったためでございます。

項5保健体育費、目2体育施設費でございますが、77万円を減額いたしました。報酬、需用費、委託料、補助金等が見込みより減になったものでございます。

教育費は以上でございます。

○議長（平林幸一君） それでは、暫時休憩といたします。

再開は10時35分。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5項目め、令和6年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、小根沢住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいいたします。

令和6年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,790万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,350万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税を491万円減額し8,247万6,000円とするもので、節1医療給付費分現年課税分から節3後期高齢者支援金分現年課税分までの国民健康保険税をそれぞれ実績により減額するものでございます。

款5県支出金、項1県負担金及び補助金、目1保険給付費交付金を8,744万9,000円減額し3億2,683万9,000円とするもので、節1保険給付費交付金（普通交付金）、節2保険給付費交付金（特別交付金）をそれぞれ実績により減額するものでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金を26万円減額し3,209万9,000円とするもので、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、節3未就学児均等割保険料繰入金、

節5出産育児一時金等繰入金、節8世帯主入院療養費繰入金を実績により減額し節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、節6財政安定化支援事業繰入金、節9産前産後保険料繰入金を実績により増額するものでございます。

項2基金繰入金、目1基金繰入金を100万円追加し240万円とするもので、節1基金繰入金を実績により増額するものでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金を202万9,000円追加し1,752万9,000円とするもので、節1繰越金は前年度繰越金を実績により増額するものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

款8諸収入、項1延滞金加算及び過料、目1延滞金を4万2,000円追加し4万4,000円とするもので、節1一般被保険者延滞金を実績により増額するものでございます。

項2雑入、目2一般被保険者返納金を42万8,000円追加し42万9,000円とするもので、節1一般被保険者返納金を実績により増額するものでございます。

目3雑入を121万9,000円追加し167万円とするもので、節1雑入は、国民保険給付費等交付金返還金等を実績により増額し、健康診査料収入を実績により減額するものでございます。

11、12ページをお願いいたします。

3 歳出

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を41万4,000円減額し430万6,000円とするもので、節10需用費は消耗品費を実績により増額し、節12委託料は電算委託料を実績により減額するものでございます。

項2徴税費、目1賦課徴収費を37万5,000円減額し292万9,000円とするもので、節12委託料を実績により減額するものでございます。

款2保険給付費、項1療養給付費、目1一般被保険者療養給付費を6,513万4,000円減額し2億7,473万5,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、被保険者の病院等の診療報酬給付費を実績により減額するものでございます。

目2一般被保険者療養費を85万3,000円減額し244万7,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、被保険者の補装具等の療養支給費を実績により減額するものでございます。

目3審査支払手数料を16万円減額し129万3,000円とするもので、節12委託料を実績により減額するものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費を2,036万6,000円減額し3,713万4,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、被保険者の高額医療に係る療養費を実績によ

り減額するものでございます。

13、14ページをお願いいたします。

目2一般被保険者高額介護合算療養費を29万9,000円減額し1,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、医療、介護両方を利用する世帯が高額な支払いになった際の療養費を実績により減額するものでございます。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金を50万1,000円減額し50万円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、出産に対して給付する一時金を実績により減額するものでございます。

項6世帯主入院療養費、目1一般被保険者世帯主入院療養費は、予算の増減はございませんが、財源の振替でございます。

項7結核・精神諸費、目1結核・精神給付金を10万7,000円追加し110万7,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、精神医療の負担金を実績により増額するものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分を29万9,000円追加し8,312万7,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、県に支払う納付金を実績により増額するものでございます。

項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分を53万3,000円減額し2,988万7,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、県に支払う後期高齢者支援金等分を実績により減額するものでございます。

項3介護納付金分、目1介護納付金分を5万円追加し957万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、県に支払う介護納付金分を実績により増額するものでございます。

款4保険事業費、項1保険事業費、15、16ページをお願いいたします。目1保健衛生普及費を24万円減額し131万円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、人間ドック健診補助金を実績により減額するものでございます。

項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費を101万2,000円減額し395万8,000円とするもので、節1報酬、節12委託料を実績により減額し、節8旅費を実績により増額するものでございます。

項3ヘルスアップ事業費、目1生活習慣病予防対策費を36万2,000円減額し312万2,000円とするもので、節1報酬、節12委託料をそれぞれ実績により減額し、節11役務費を実績により増額するものでございます。

目2生活習慣病等重症化予防対策費を5万7,000円追加し81万4,000円とするもので、節8旅費、節10需用費をそれぞれ実績により増額するものでございます。

目3重複・頻回受診者等に対する対策費、目4健康教育費は、予算の増減はございませんが、財源の振替でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金加算金、17、18ページをお願いいたします。目1一般被保険者保険料還付金を12万円減額し18万円とするもので、節22償還金利子及び割引料を実績により減額するものでございます。

目3保険給付費等交付金償還金を192万8,000円追加し192万9,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料は、概算払いされた県交付金等の償還金を実績により増額するものでございます。

目4その他償還金を2万7,000円追加し2万8,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料を実績により増額するものでございます。

以上、令和6年度国民健康保険特別会計補正予算の専決分について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 6項目め、令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、小根沢住民福祉課長、説明をお願いします。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいいたします。

令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ403万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,750万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料を169万7,000円減額し1億1,828万8,000円とするもので、節1現年度分特別徴収保険料、節3滞納繰越分普通徴収保険料を実績により増額し、節2現年度分普通徴収保険料を実績により減額するものでございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金を13万円追加し9,290万5,000円とするもので、節1現年度分を実績により減額し、節2過年度分を実績により増額するものでございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金を3万2,000円減額し3,312万2,000円とするもので、節1現年度分を実績により減額するものでございます。

目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を101万9,000円追加し389万8,000円とするもので、節1現年度分を実績により増額するものでございます。

目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）を8万4,000円追加し106万9,000円とするもので、節1現年度分を実績により増額するものでございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金を36万9,000円追加し1億4,474万6,000円とするもので、節1現年度分を実績により減額し、節2過年度分を実績により増額するものでございます。

目2地域支援事業支援交付金を1万5,000円減額し387万2,000円とするもので、節1現年度分を実績により減額し、節2過年度分を実績により増額するものでございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金を563万8,000円追加し8,665万円とするもので、節1現年度分を実績により減額し、節2過年度分を実績により増額するものでございます。

項3県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を9,000円減額し179万1,000円とするもので、節1現年度分を実績により減額するものでございます。

款6繰入金、9ページ、10ページをお願いいたします。項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金を135万9,000円減額し6,548万2,000円とするもので、節1現年度分、節2過年度分を実績により減額するものでございます。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を1万円減額し179万円とするもので、節1現年度分、節2過年度分を実績により減額するものでございます。

目3地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）を4万1,000円追加し53万4,000円とするもので、節1現年度分を実績により増額し、節2過年度分を実績により減額するものでございます。

目4その他一般会計繰入金を826万円減額し2,154万6,000円とするもので、節1事務費等繰入金を実績により減額するものでございます。

目 5 低所得者保険料軽減繰入金を43万6,000円減額し470万6,000円とするもので、節 1 現年度分を実績により減額し、節 2 過年度分を実績により増額するものでございます。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金を50万1,000円追加し、50万2,000円とするもので、節 1 繰越金を実績により増額するものでございます。

11、12ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費を1万7,000円追加し、401万5,000円とするもので、節 1 需用費は消耗品費を実績により増額するものでございます。

項 3 趣旨普及費、目 1 趣旨普及費を1,000円追加し15万2,000円とするもので、節10需用費は印刷製本費を実績により増額するものでございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費費を1,804万円減額し1億7,268万7,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は要介護者の在宅サービスに係る給付費を実績により減額するものでございます。

目 5 施設介護サービス給付費を593万1,000円追加し2億6,018万6,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、介護老人福祉施設等の施設サービスに係る給付費を実績により増額するものでございます。

13、14ページをお願いいたします。

目 8 居宅介護住宅改修費を10万円追加し52万円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、要介護者の住宅改修費を実績により増額するものでございます。

項 2 介護予防サービス等諸費、目 5 介護予防福祉用具購入費を3万8,000円追加し20万8,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、要支援者の福祉用具購入費を実績により増額するものでございます。

目 6 介護予防住宅改修費を33万3,000円追加し43万3,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、要支援者の住宅改修費を実績により増額するものでございます。

項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費を551万2,000円減額し1,340万1,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、施設入所者とショート利用者の食費、部屋代の減額分を実績により減額するものでございます。

15、16ページをお願いいたします。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護支払準備基金積立金を1,299万9,000円追加し1,300万円とするもので、節24積立金は基金積立金を実績により増額するものでございま

す。

款5地域支援事業、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援事業）は、予算の増減はございませんが、財源振替でございます。

項3包括的支援事業・任意事業費、目2権利擁護事業費を1万1,000円追加し、82万2,000円とするもので、節19扶助費は成年後見人の報酬助成費を実績により増額するものでございます。

目4任意事業費は予算の増減はございませんが、財源振替でございます。

17、18ページをお願いいたします。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金を1万5,000円追加し1万6,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料は保険料還付金を実績により増額するものでございます。

目2償還金を7万1,000円追加し7万2,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料は過年度返還金を実績により増額するものでございます。

以上、令和6年度介護保険特別会計補正予算の専決分について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、7項目め、令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、小根沢住民福祉課長、説明願います。

小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいいたします。

令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,063万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料を164万2,000円減額し4,015万3,000円とするもので、節 1 現年度分を実績により減額するものでございます。

目 2 普通徴収保険料を253万2,000円追加し2,311万8,000円とするもので、節 1 現年度分を実績により増額するものでございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 保険基盤安定繰入金を93万7,000円減額し1,710万1,000円とするもので、節 1 保険基盤安定繰入金を実績により減額するものでございます。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金を26万2,000円追加し26万3,000円とするもので、節 1 繰越金を実績により増額するものでございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金を16万7,000円追加し8,058万7,000円とするもので、節 18 負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療広域連合への負担金を実績により増額するものでございます。

款 2 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金を4万8,000円追加し、4万9,000円とするもので、節 22 償還金利子及び割引料は保険料の還付金を実績により増額するものでございます。

以上、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算の専決分について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、8項目め、令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、奈良本建設農林課長、説明願います。

奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、お願いいいたします。

令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第1款資本的支出、第1項建設改良費88万円を追加し726万2,000円とするものです。

令和7年3月31日地方自治法第179条第1項の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

令和6年度青木村特定環境保全公共下水道会計補正予算内訳書でございます。

資本的支出。款1資本的支出、項1建設改良費、目2処理場建設改良費、節33工事請負費88万円の増につきましては、浄化センターの脱水機分解整備修繕が見込みより増になったものでございます。

以上、令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） 以上で、報告第1号 専決処分の承認を求めるについてを終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 続いて、日程第4、報告第2号 令和6年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題といたします。奈良本建設農林課長、説明をお願いいたします。

奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、報告第2号について御説明を申し上げます。

報告第2号 令和6年度青木村土地開発公社事業報告について

地方自治法第243条の3第2項により、令和6年度青木村土地開発公社事業報告について次のとおり報告する。

令和7年6月5日提出、青木村長、北村政夫。

1ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

（1）土地造成事業はございません。

（2）理事会に関する事項。

4件ございました。

（3）法人登記事項。

理事の重任に係る登記でございます。

2ページをお願いいたします。

収入支出決算報告書でございますけれども、後の説明と重複いたしますので省略をさせて

いただきます。

3ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございますけれども、これは現金の収支を表す計算書になります。主なものについて御説明をさせていただきます。

科目1、事業活動によるキャッシュ・フロー、（1）土地造成事業収入はございません。（2）その他事業収入987万2,375円、貸地料が主なものでございます。（3）その他事業支出マイナス920万4,671円、工場用地の借地料が主なものでございます。（4）人件費支出マイナス2万9,200円、幹事の報酬に係るものでございます。小計で63万8,504円となります。（5）利息の受取額33万3,668円、国債利息33万円が主なものでございます。事業活動によるキャッシュ・フローの合計額は97万2,172円となります。

2番の投資活動によるキャッシュ・フロー及び3番の財務活動によるキャッシュ・フローはございません。

現金及び現金同等物の増加額が97万2,172円となり、現金及び現金同等物の期首残高は5,297万4,796円で、期末の残高は97万2,172円が増加され、5,394万6,968円となります。

4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

科目の1、事業収益、（1）土地造成事業収益はございません。（2）あっせん等事業収益987万875円は貸地料でございます。事業収益の計が同じく987万875円となります。

2番の事業原価についてですが、（1）土地造成事業原価はございません。（2）あっせん等事業原価は909万1,490円で、地権者の方へお支払いをする借地料でございます。事業原価の計が909万1,490円となり、事業総利益は77万9,385円となります。

続いて、3番、販売費及び一般管理費ですが、（1）人件費2万9,200円は幹事2名分の役員報酬でございます。（2）その他経費11万3,181円は登記料と法人住民税が主なものでございます。販売費及び一般管理費の計は14万2,381円となります。事業利益は63万7,004円となります。

続いて、4番の事業外収益を申し上げます。（1）受取利息3,668円は定期預金の利息に係るものでございます。（2）有価証券利息33万円は国債の利息でございます。雑収益が1,500円で、事業外収益の合計額は33万5,168円で、経常利益は97万2,172円となり、当期純利益についても同額となります。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表になります。

まず、左側の借方から申し上げます。

科目の1、流動資産、（1）現金及び預金は7,312万2,133円で、内訳につきましては7ページの附属明細表を御参照願います。続きまして、（2）完成土地等890万6,920円で、詳細につきましては同じく7ページの附属明細表を御参照願います。流動資産の合計額は8,202万9,053円となります。

続いて、2番の固定資産ですが、1、投資その他の資産で、（1）投資有価証券が4,799万5,991円で、（2）長期性預金は300万円でございます。こちらにつきましては、8ページの明細表のとおりでございます。資産の部の合計は1億3,302万5,044円となります。

続きまして、右側の貸方を申し上げます。

科目の3、固定負債ですが、（1）預り保証金が3,778万7,718円で、こちらについては6社からのもので、明細につきましては9ページを参照願います。固定負債の合計額と負債の部の合計額は同額で、3,778万7,118円となります。

続いて、4番の資本金ですが、300万円、続いて、5番の準備金は（1）前期繰越準備金が9,126万5,154円、（2）の当期純利益で97万2,172円で、準備金合計額は9,223万7,326円となります。欠損金についてはございません。資本の部の合計額は9,523万7,326円となり、負債、資本の部の合計額は1億3,302万5,044円となります。

6ページ以降に財産目録、附属明細表を添付しておりますので、後ほど御確認をいただければと存じます。

以上、令和6年度青木村土地開発公社の事業報告について御説明を申し上げました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 続いて、日程第5、報告第3号 令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、提案者の説明を求めます。

稻垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） それでは、報告第3号について御説明申し上げます。

令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度青木村一般会計繰越明許費繰

越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

令和 6 年度青木村一般会計繰越明許費繰越計算書となります。

初めに、款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名が青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業で、金額が11億8,604万円で、うち8億5,494万円を令和 7 年度に繰り越して実施するものでございます。財源は地方債が 7 億6,640万円、その他が8,800万円、一般財源が54万円となっております。

続いて、款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名が新しい地方経済・生活環境創生交付金事業で、金額が4,559万4,000円で、全額を令和 7 年度に繰り越して実施するもので、財源は国県支出が2,244万7,000円、地方債が620万円、一般財源が1,694万7,000円となっております。

続きまして、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、事業名が長野県生活困窮者価格高騰特別対策事業で、金額が430万円、全額を令和 7 年度に繰り越して実施するもので、財源は国県支出金が400万円、一般財源が30万円となっております。

続きまして、款 3 民生費、項 6 電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、事業名が地方創生臨時交付金低所得世帯支援事業で、金額が1,538万円、うち111万3,000円を翌年度に繰り越して実施するものです。財源は国県支出金が110万円、一般財源が1万3,000円となっております。

続きまして、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、事業名が妊婦のための支援給付対応に伴う健康管理システム改修事業で、金額が50万6,000円で全額を令和 7 年度に繰り越して実施するもので、財源は国県支出金が50万円、一般財源が6,000円となっております。

続きまして、款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名が村道湯の入線舗装改修工事、金額が700万円で全額を令和 7 年度に繰り越して実施するもので、財源は全て一般財源でございます。

続きまして、款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名が国道143号村松～当郷歩道整備に係る物件移設工事、金額が861万3,000円で全額を令和 7 年度に繰り越して実施するもので、財源は全て国県支出金でございます。

繰越額の合計が 9 億2,206万6,000円、財源は既収入特定財源がゼロ、国県支出金が3,666万円、地方債が 7 億7,260万円、その他が8,800万円、一般財源が2,480万6,000円となりま

す。

以上、報告第3号について御説明申し上げ、報告といたします。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 続いて、日程第6、報告第4号 令和6年度青木村簡易水道事業会計予算の繰越についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、報告第4号について御説明を申し上げます。

報告第4号 令和6年度青木村簡易水道事業会計予算の繰越について
地方公営企業法第26条第1項の規定に基づく青木村簡易水道事業会計予算の建設改良費の
繰越額について、同条第3項の規定により、次のとおり報告する。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、事業名が送水ポンプ更新工事で、予算額が3,000万円
のうち全額の3,000万円を繰り越すもので、財源内訳につきましては国県の補助金が1,000
万円、地方公営企業債が2,000万円でございます。

本事業は、国の令和6年度補正予算に対応した事業であるため、令和7年度に繰り越すも
のでございます。

令和7年6月5日提出、青木村長、北村政夫。

以上、報告第4号について御説明を申し上げました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 続いて、日程第7、議案第1号 令和7年度青木村一般会計補正予算
についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については稻垣総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育長及び各
担当課長よりお願いをいたします。

稻垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 議案第1号 令和7年度青木村一般会計補正予算（第

1号)

令和7年度青木村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,292万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億292万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月5日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページを御覧ください。

2 歳入について御説明申し上げます。

款10項1目1地方交付税ですが、6,300万円を追加し13億6,530万円とするもので、特別交付税が見込みより増となりました。

続きまして、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は3万6,000円を追加し14万2,000円とするもので、節1保健衛生費負担金は、予防接種健康被害給付費負担金となります。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は529万8,000円を追加し1億1,190万8,000円とするもので、節1総務管理費補助金279万1,000円は、社会保障・税番号制度システムの整備費用に対する補助金、節4デジタル基盤改革支援補助金250万7,000円は、地方公共団体情報システム標準化対応に対する補助金でございます。

目5教育費国庫補助金は1,136万6,000円を減額し327万1,000円とするもので、節1教育費補助金は県共同調達の情報端末補助金について、財源が国庫から県費へ変更になったことによる減でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金は10万円を追加し6,377万4,000円とするもので、節1農業費補助金はタチアカネそばの2期作資金に係る補助金でございます。

目5教育費県補助金は1,136万6,000円を追加し1,268万7,000円とするもので、節3教育総務費補助金は県共同調達の情報端末補助金について、財源が国庫から県費へ変更になったことによる増でございます。

目6商工費県補助金は540万円を追加し615万円とするもので、節2観光費補助金は地域発元気づくり支援金を活用したタチアカネそばのそば殻を使った恋渡し事業と信州昆虫資料

館の改修を通じた関係人口創出事業が採択になったものでございます。

続いて、款18繰入金、項1目1基金繰入金は280万円を追加し3億7,277万1,000円とするもので、006情報通信関連事業基金から250万円を繰り入れ、青木ネットワーク事業に充当し、008五島慶太翁顕彰事業基金から30万円を繰り入れ、慶太翁の顕彰事業に充当するものでございます。

款19項1目1繰越金は1,898万9,000円を追加し1億4,898万9,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増となりました。

款20諸収入、項4目1雑入は400万円を追加し2,565万6,000円とするもので、節3雑入の001雑入は慶太伝の売上金50万円で、016宝くじの助成金ですが、コミュニティー助成事業250万円と市町村振興協会地域活動助成金100万円が採択となりましたので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

3歳出につきましては、担当課ごとに御説明申し上げます。

まず、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費は529万8,000円を追加し1億3,652万円とするもので、節12委託料250万7,000円の電算機器設定委託料は、地方公共団体情報システム標準化対応の設定費用を計上いたしました。

節18負担金補助及び交付金279万1,000円は、地方公共団体システム機構中間サーバー整備に係る費用でございます。

目6企画費は885万8,000円を追加し5,247万3,000円とするもので、節1報酬から節4共済費までと節13使用料及び賃借料から節18負担金補助及び交付金までは、地域おこし協力隊としてインターンシップで新たに受け入れる隊員1名の入件費、住宅や車両の借り上げ料等を計上しました。

節12委託料275万円は、第7次青木村長期振興計画策定に係る準備業務委託料として計上いたしました。

目7諸費は260万円を追加し1,227万円とするもので、節17備品購入費は宝くじの助成金の採択を受けまして、昨年度10地区から要望がありました公民館等の備品の購入について予算化をさせていただきました。

目8情報通信サービス事業費は288万9,000円を追加し4,207万7,000円とするもので、節7報酬100万円は、青木ネットワーク整備事業に係る協力サポーター並びに応援サポーターの謝礼として計上しました。

11、12ページをお願いいたします。

節11役務費23万9,000円は、青木ネットワーク整備事業に係る郵送代として、節12委託料165万円は、青木ネットワーク整備事業に係る管理業務委託料として計上いたしました。

目9地方創生プロジェクト事業費は127万9,000円を追加し623万円とするもので、節7報償費9万7,000円は、慶太伝出版記念パーティー参加者への手土産代として、節12委託料55万円は、慶太伝のテレビCM制作放映と新聞掲載によるPR委託料として、節13使用料及び賃借料13万2,000円は、五島慶太VRサーバー管理料として計上いたしました。

節18負担金補助及び交付金50万円は信州大学との共同研究に係る負担金で、防災や人材育成に係る共同研究費用として計上いたしました。

目10地方創生臨時交付金事業費は、補正額はありませんが、節及び節外の振替を行い、節18負担金補助及び交付金として、物価高騰対策プレミアム商品券事業で7,000万円分の10%として700万円と事務費補助金として50万円を見込んだところでございます。

項5選挙費、目8参議院議員選挙費は96万8,000円を追加し、872万4,000円とするもので、節17備品購入費96万8,000円は、開票事務用のパソコンとスキャナーをそれぞれ5台購入する費用として計上いたしました。

13、14ページの下段をお願いいたします。

款8項1消防費、目2非常備消防費は102万5,000円を追加し2,594万8,000円とするもので、節10需用費102万5,000円は、要望しております市町村振興協会の助成金が採択となりましたことから、消防団の装備品の購入に充当するもので、背負い式消火水のう、いわゆるジェットシャーテー27台を購入する費用として計上いたしました。

17ページ以降につきましては給与費明細書をおつけしておりますが、今回の補正の内容を反映させたものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第1号 令和7年度青木村一般会計補正予算（第1号）について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明を申し上げました。

○議長（平林幸一君） 続いて、高柳税務会計課長。

高柳課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、税務会計課関係について御説明申し上げます。

11、12ページをお願いいたします。

真ん中辺になりますが、款2総務費、項3徴税費、目2賦課徴収費に181万9,000円を追

加し、3,592万2,000円とするものです。

節12の委託料につきましては、3年に一度の評価替えに向け、標準宅地の評価を見直す必要がございまして、評価替えの際の基礎資料とするため、不動産鑑定士に業務を委託するものでございます。

以上、税務会計課関係について御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお願ひいたします。

11、12ページをお願ひいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費を416万1,000円追加し2,019万3,000円とするもので、節12委託料416万1,000円の増は、コロナウイルスワクチン接種の委託料の増によるものでございます。今年度より65歳以上の定期接種対象者への国の補助金が廃止になったことにより、約1万5,000円ほどかかる接種費用のうち4,500円を自己負担していただき、残りにつきましては村で助成するものでございます。

以上、議案第1号 令和7年度青木村一般会計補正予算、住民福祉課関係について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、奈良本建設農林課長。

奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、建設農林課関係の歳出について御説明申し上げます。

11ページの下段をお願ひいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費176万3,000円を追加し5,014万2,000円とするもので、節10需用費、消耗品費の3万2,000円は、本年度、新たな試みとして行うそばタチアカネの春まきに係る種子代、肥料代、袋代でございます。

続いて、13ページをお願ひいたします。

節12委託料の003図面作成委託料5万5,000円は、新たに策定した地域計画に併せて作成をする目標地図の修正に係るものでございます。

続いて、013農作業委託料9万4,000円につきましては、そばタチアカネの春まきに係る耕起から播種、収穫までの作業代でございます。

続いて、節18負担金補助及び交付金の補助金、014水田営農推進機械施設等導入補助金

158万2,000円は、2件分で田植機等が主なものでございます。

続いて、少し飛んで同じページの下段のほうになりますが、款7土木費、節2道路橋梁費、目2道路新設改良費250万円を追加し、1,851万5,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金250万円は、沓掛・湯原地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金として、県事業費の5%を負担するものでございます。

以上、建設農林課関係の歳出に係る補正予算について御説明を申し上げました。

○議長（平林幸一君） 続いて、小林商工観光移住課長。

小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費は30万円を追加し3,518万1,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金、002補助金、021村内企業人材確保事業補助金30万円は今回新たにお願いするもので、村内外を問わず、企業の人手不足は深刻な社会問題となっています。村内企業等の持続的な発展と人手不足解消を図るため、企業が求職者に対し、企業案内、企業紹介に用いるパンフレットやホームページ等の作成費用に対し助成するもので、上限10万円、3社分を見込み、計上させていただきました。

目3観光費は333万円を追加し、1,823万4,000円とするもので、節1報酬80万円の減額は、村営横手キャンプ場の管理業務について管理人の配置が課題となっていたことから、ここで既に施設管理業務の一部を委託している村内事業者にお願いできることとなったため、減額としました。

節12委託料、003県補助事業委託料、004元気づくり支援金事業委託料の303万円は、道の駅あおきを活動場所に大学生と企業、道の駅や村が協働し、タチアカネそばの製粉の際に発生するそば殻を活用したグッズの製品化と、併せて当村の地名にあるコアザ、恋渡を観光的資源と捉え、関係人口、交流人口の創出と知名度向上を目指す事業に関わる費用を計上しました。

具体的にはタチアカネのそば殻を混ぜ込んだ製品の開発、地名、恋渡にあやかった縁結びストーリーを大学生、企業と連携、協働してつくり出していこうとするもので、この頃、長野県上田地域振興局から事業採択をいただきましたので、事業計画に沿って進めてまいります。

005 キャンプ場管理人業務委託料110万円の増は、管理人の業務について村内企業に委託することとし、村での雇用実績を基に計上させていただきました。この委託により村での事務負担も軽減し、管理人の確保が安定し、サービスの向上も期待ができ、利用客の満足度に応えられると期待しているところです。

目4 昆虫資料館費は405万7,000円を追加し、1,562万6,000円をお願いするもので、こちらも長野県地域発元気づくり支援金の採択決定に伴い、増額をお願いするものです。

節7 報償費7万円は企画展の講師謝礼、節10需用費13万8,000円は企画展やイベントチラシの印刷代、節12委託料384万9,000円は標本等展示の企画、制作に関わる委託料を計上しました。この事業は昆虫を通じて「環境保全の心を育む」をテーマに昆虫資料館の展示に関わるもの、イベントに関わるものが柱となっています。

目5 移住定住促進費は156万円を追加し3,298万3,000円をお願いするもので、節1報酬から節10需用費まで、集落支援員として1名採用させていただき、主に地域課題である空き家の実態調査を行うため、人件費、活動費として今回補正をお願いするものです。

以上、商工観光移住課関係の補正予算について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、成沢保育園長。

成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

11ページから12ページをお願いいたします。

款3 民生費、項2児童福祉費、目4保育所費51万6000円を追加して、1億9,481万4,000円とするものです。

節10需用費、006修繕料、001修繕料の51万6,000円の増については、昨年度、水道料検針の際に御指摘のあった水漏れ調査の結果、給食室入り口散水栓と年少組前テラス下の配管であることが判明したため、修理を行うものとなります。

以上、保育園関係、一般会計補正予算について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

15ページをお開きください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費ですが、今年度に予定している子供たちが使用するタブレットの購入に関して、これまで国庫補助としていたものですが、今回は県が一括共同購入ということで、財源を国庫補助から県費補助に変更するものであります。内容に

についての変更ではありません。

また、款3中学校費、目1学校管理費についても同様に、タブレットの購入に関して財源振替を行うものです。内容についての変更はありません。

この件につきましては、改めて議案第3号で御審議をお願いすることになっております。

以上でございます。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 続いて、日程第8、議案第2号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお願ひいたします。

議案第2号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億998万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月5日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款5県支出金、項1県負担金及び補助金、目1保険給付費交付金を6万2,000円追加し3億7,627万6,000円とするもので、節2保険給付費交付金（特別交付金）6万2,000円の増は、特別調整交付金の増によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を6万2,000円追加し579万1,000円とするもので、節12委託料6万2,000円の増は国保システム改修に伴う委託料の増でございます。

以上、議案第2号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、日程第9、議案第3号 令和7年度青木村立青木小・中学校学習者用端末等の購入についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議案第3号 青木村立青木小・中学校学習者端末の購入について 昭和39年青木村条例第11号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記の通り物品を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 購入の目的 学習に供するための学習用端末の購入
- 2 種類及び数量 小・中学校学習者用端末310台
- 3 契約の方法 長野県の共同調達による一般競争入札
- 4 契約金額 1,444万4,760円
- 5 契約の相手方 長野県松本市和田4010の8、キッセイコムテック株式会社、執行役員公共・医療システム事業部事業部長、深石文夫

この件について説明します。

議案第3号の内容は、県からの補助を受けて青木小・中学校の児童・生徒が使用するタブレットを全て新しく購入する契約になります。1台の価格は小・中学校共に4万6,596円で、台数は小学校が208台、中学校が102台で合計310台になります。なお、この金額は青木村としての購入金額でございます。

この案件は議会の議決に関する条例によって700万円以上の物品の取得に関しては、議会の承認が必要であるため、本日お諮りするものであります。また、本件につきましては本日議決をいただきたいと考えております。これは財務規則によりまして、仮契約から5日以内に議会の承認を得るということになっておりまして、仮契約の日が6月4日であることから、本日承認をいただく必要があります。

今後の予定ですが、8月21日までにタブレットの納入及び設定をしてもらうことになっており、2学期からは全ての子供たちが新しいタブレットで学習を進める環境が整うことになります。

説明は以上であります。御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） ただいま提案者からの説明が終わりました。

提案者の説明から、引き続き審議、採決を行います。

質疑に入ります。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 質問をさせてください。

県の補助を受けてというお話でしたが、県の補助分と、それから村の一般財源というふうな形で、どれくらいの財源で執行されるのかということと、それから1台4万6,596円ということですが、この値段は県が一括して購入というお話を聞きましたが、全県同じ値段ということであるのかどうか、その2点をお願いします。

○議長（平林幸一君） 倉掛教育長。

○教育長（倉掛英明君） まず、補助についてであります。県から3分の2が補助ということになります。村から残りの3分の1ということになります。

次に、購入金額であります。1台4万6,596円であります。これは青木村の値段ということで、青木村はタブレットにシールをつけるというふうにしておりまして、それだけをつけるために青木村独自の金額になっておりまして、それをつけないところはそれよりも安くなるだろうと思いますし、もっとさらに付加のものをつけた場合にはこれよりも高くなるだろうと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） シール分だけが県の一般といいますか、よりも、膨れているという理解でよろしいでしょうか。とともに、そのシールはどのようなシールか教えてください。

○議長（平林幸一君） 奈良本係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） お答えします。

シールというのは、タブレットの画面に汚れないようにとか割れにくくするためにシールを貼って使用するためのものになります。

○議長（平林幸一君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） ないようですので、これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 討論終結。

採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第3号 令和7年度青木村立青木小・中学校学習者用端末等の購入については、原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 続いて、日程第10、陳情第1号 「高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情」についてを議題とし、稻垣事務局長より説明をお願いいたします。

稻垣議会事務局長。

○議会事務局長（稻垣和美君） それでは、陳情第1号につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

2025年5月14日、青木村議会議長、平林幸一殿。

陳情者、上田市上塩尻393の1、氏名、上小・東御地区社会保障推進協議会会長、中村和幸。

高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情
陳情趣旨。

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティーネットとしての役割を果たしています。

令和7年度政府予算案には、高額療養費の自己負担上限額を8月から段階的に引き上げる「見直し」が盛り込まれていました。しかし、政府はがん患者団体や国民の声を受けて、今国会での高額療養費の自己負担上限額の引き上げを見送り、今年秋までに改めて方針を検討し決定すると表明しています。

高額療養費は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとってまさに命綱です。自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や、治療継続の断念につながりかねません。

今、日本は物価上昇に賃金が追い付かず家計が厳しい状況にあります。その上、重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより困難な生活を強いられています。本来であれば、物価上昇分を考慮して患者負担を減らすべきです。

以上の趣旨から、地方自治法第99条に基づき以下の意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

陳情項目。

今後も高額療養費の自己負担上限額の引き上げは行わないこと

裏面には意見書（案）が添えられておりるので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、陳情第1号について御説明申し上げました。

◎陳情第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 続いて、日程第11、陳情第2号 「青木村議会の信頼と説明責任に関する陳情」についてを議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、5番、宮入典子議員が除斥の対象となります。したがって、本件の審議が終了するまでの間、暫時退場をお願いいたします。

〔5番 宮入典子君 退場〕

○議長（平林幸一君） それでは、稻垣事務局長より説明をお願いいたします。

稻垣議会事務局長。

○議会事務局長（稻垣和美君） それでは、陳情第2号につきまして、陳情書の朗読をもって

説明に代えさせていただきます。

青木村議会の信頼と説明責任に関する陳情書

青木村議会議長、平林幸一様。

未来の青木村を考える会は、青木村議会議員の行為が青木村議会基本条例第17条に照らして、適切であったかについて、村民の間で懸念が広がっていることを受け、以下のとおり事実確認と議会としての説明責任の履行を求め、陳情いたします。

陳情の理由。

令和7年4月20日に実施された青木村議会議員選挙の直後、同年4月22日付の信濃毎日新聞において、当選した新人議員（宮入典子議員）が有権者にすしやビールを振る舞った旨の報道がありました。報道によれば、当該議員本人が「夕飯にしようと思っていたすしなどを提供してしまった」と話していることからも、当該行為があったことは一定程度認められるものと考えられます。このような行為が、青木村議会基本条例第17条（議員の倫理性）に定める「倫理性の自覚」や「品位の保持」といった規定に照らして適切だったかについて、多くの村民が疑問を抱いています。

さらに、青木村議会基本条例第6条において、議会は村民に対して積極的な情報提供を行う責務があるとされています。それにもかかわらず、議会または該当議員から本件に関する説明がいまだ公にされておらず、村民の間には不信が広がっています。

議会と議員に対する信頼を回復し、今後同様の事態を防止するためにも、青木村議会基本条例の趣旨に則った情報公開と説明責任の履行を求めます。

陳情の要望事項

1、本件に関して、議会としての声明と、当該議員による説明を、全村民を対象として行うこと。

2、青木村議会として、議員の倫理に関する審査・検証の仕組みを検討すること。

3、将来的な再発防止のため、政治倫理条例の制定を含めた制度整備を行うこと。

添付資料として、1つ、令和7年4月22日付信濃毎日新聞の写し、もう一つとして、本陳情に賛同する署名一覧をおつけしてございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

令和7年5月22日、未来の青木村を考える会代表寺西京子。

住所、青木村大字村松283の7。

以上、陳情第2号について御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） 5番、宮入典子議員の除斥を解除し、入場を許します。

[5番 宮入典子君 入場]

◎散会の宣告

○議長（平林幸一君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時58分

令和 7 年 6 月 1 1 日 (水曜日)

(第 2 号)

令和7年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和7年6月11日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番	小林 久美子 君	2番	松澤 広海 君
3番	北澤 久美子 君	4番	宮澤 政美知 君
5番	宮入典子 君	6番	松本淳英 君
7番	塩澤敏樹 君	8番	平林幸一 君
9番	坂井 弘 君	10番	金井とも子 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫 君	教育長	沓掛英明 君
参事官 兼 総務企画課長	稻垣和美 君	商工観光課 移住課長	小林利行 君
住民福祉課長	小根沢義行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	高柳則男 君
建設農林課長	奈良本安秀 君	教育次長兼 公民館長	小林宏記 君
保育園長	成沢亮子 君	建設農林課 長補佐 兼上下水道 推進監兼 上下水道係長	小林義昌 君
建設農林課 長補佐兼 農業振興係長 兼副防災危機 管理監	上原博信 君	建設農林課 長補佐兼 建設係長	横沢幸哉 君
税務会計課 資産税係長	小山明之 君	住民福祉課 長補佐兼 地域包括支援 センター長	早乙女敦 君

総務企画課
担当課長兼
事業推進室長

塩澤和宏君

総務企画課
企画財政係長

金井大介君

住民福祉課
保健衛生係長

上原加代君

税務会計課
住民税係長

片山雅史君

総務企画課
庶務係長

増田佳樹君

教育委員会
教育係長

奈良本いずみ君

総務企画課
課長補佐兼
総務係長

依田哲也君

事務局職員出席者

事務局長

稻垣和美

事務局員

依田哲也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（平林幸一君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦労さまです。

本日は、令和7年第2回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。7人の議員が一般質問を行い、終了後、委員会付託を行い、散会といたします。

◎一般質問

○議長（平林幸一君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質問方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者にお願いをいたします。質問、答弁とも完結明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知お願いします。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（平林幸一君） 6番、松本淳英議員の登壇をお願いします。

松本淳英議員。

[6番 松本淳英君 登壇]

○6番（松本淳英君） おはようございます。議席番号6番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして、村政全般について質問いたします。

一問一答での答弁をお願いいたします。

北村村長におかれましては4期目としての新たなスタートを迎えてされました。無投票による当選は、国道143新バイパスの事業化、竹内製作所の誘致、高い出生率の維持など、数々の実績、行政手腕と公約に対して、圧倒的多数の村民が信頼を寄せた結果と考えられるところであります。

これまでの4年間を振り返りますと、当村や我が国は大きな変化を経験しました。コロナ禍という危機的な事態から正常化が進んだことは幸いでありました。しかし、その結果として世界最悪の財政債務がさらに悪化し、その返済に当たる将来世代は想像以上の少子化により減少しているところであります。

経済体質はデフレからインフレに変わり、当村の産業にも大きく影響する変化が訪れております。そんな中、当村においては竹内製作所の大型工場の稼働に伴い、自主財政が充実し、従来にない政策の選択余地が生まれているところであります。

最初の質問としまして、第6次青木村長期振興計画について質問いたします。

同計画は令和4年度に前期基本計画がスタートし、令和9年度には後期基本計画がスタートします。当村の策定する全ての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となるものであり、村長として掲げられた公約を実現に移す上でも重要な役割を持つものであります。

再選という大きな節目を受けたことを受け、前期基本計画で上げられた重点プロジェクトについて、どのように総括されているか答弁をいただけたらと思います。また、この4年間の変化を受け、後期基本計画をどのように重要プロジェクトを考えていく予定であるか答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

第6次青木村長期振興計画について御質問いただきました。

6つの重点プロジェクトの総括について、まず御答弁申し上げます。

1のコロナの克服と災害等に強いまちづくりについてでございますけれども、コロナは御案内のとおり、令和5年5月に第5類になりました。コロナ禍の中、村民の皆さんに63事業、6億8,000万円の財政支援をすることができました。また、災害につきましては、地域防災計画の向上計画に基づきまして、各区の地域防災マップの計画の策定あるいは災害時の対応

あるいは備蓄等を行っているところでございます。

2の国道143整備促進、活用したまちづくりについてでございますが、令和7年3月10日、トンネルの関連工事の起工式を行うことができました。青木村側のトンネルの坑口の用地買収の促進、それから竹内製作所の操業開始、当郷、殿戸、村松付近の国道143号の歩道工事を実施することができました。道の駅あおきの昨年度の売上げは約4億円で、来場者数は推定70万人になっております。それぞれコロナ以前よりも大幅に伸びております。

3の産業を育むまちづくりでは、竹内製作所の操業開始、商工会の地域消費券の活用、新規農業の就農、道の駅あおきの活性化を図ることができました。その結果、村の財政状況につきましては、誘致前の令和4年度決算額と比べてみると、村民税で1億3,300万円の増、固定資産税で1億9,000万円の増、合計で2億4,000万円の増を図ることができました。

企業誘致は地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、直接的な税収が増えるだけではなくて、消費の増加、新たな雇用創出、所得の増加など、不可欠な村づくりにしようというふうに思っております。

4の重点プロジェクト、健康で元気な村づくりについてでございますが、保健、医療、介護、福祉のそれぞれ充実を図るため、児童、ひとり親家庭の親に対する福祉医療費の窓口負担の無償化、健診受診率の向上のために健診体制の見直しを進めまして、休日、夜間の健診等、集団健診に加えまして、個別健診の拡大を行うことができました。

また、高齢者の補聴器の助成事業、帯状疱疹の50歳以上の定期接種対象者以外の方に対しての村独自の支援事業を実施することができました。また、健康で生涯活動できる場といたしまして、介護予防のための各種運動教室の開催、そして住民の皆さんの集まる場にあおきカフェの開催等も実施することができました。

5の小・中学校2クラス化についてでございますけれども、小・中学校全ての2クラス化には至っておりませんが、非常に高い計画を付した計画でありますが、それぞれの教育について充実をすることができました。保育園、小学校における手厚い教員の配置でありますとか、小学校では1年生、2年生まで村費で職員を配置する2クラス化を心がけております。ただ、なかなか教員が見つからないということで、苦労している部分もございます。

さらに、特別支援教員の支援を手厚くすることをいたしました。それから早期からインクルーシブ教育を取り入れまして、たんとキッズあおきを村に誘致し、切れ目のない支援教育が実施できたと思っております。児童センターの子育て支援政策を充実するために、午前から職員を2人体制にいたしまして、わくわく広場を再開したところでございます。手厚い施

策によりまして、児童数の減少には一定の歯止めがかかっていると考えております。

また、移住関係では婚活から子育てまで一体となった支援策を行いました。3年間の平均でございますけれども、年間27家族、52人の移住をすることができました。

6の関係人口、交流人口拡大についてでございますけれども、五島慶太翁の顕彰事業も大きな成果を出しております。五島慶太未来創造館では、近々来館者数が3万人に達する予定でございます。東急の建設、運営いたします東急グループ慶太塾も多くの幹部社員に対しまして、研修という形で活用していただいております。また、伝記であります慶太伝、立志伝を発行することができました。

総括といたしまして、若い人の人口増にはなかなか追いつきませんでしたが、それぞれの一定の成果を収めたものと思っております。

次に、後期基本計画につきましては、国道143号青木峠バイパスの開通が見えてきましたことから、これを先取りした形で新たに10か年計画を策定したい。この中で健康、福祉、産業、教育、安全・安心、環境、自治など、議会の皆さんあるいは村民の皆さんに参画をいただきまして、重点プロジェクトを積み上げてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君）　松本議員。

○6番（松本淳英君）　前期基本計画はまだまだ進行中ではありますが、答弁にありましたように本当にたくさんのプロジェクト、事業を実現していただきました。後期の基本計画につきましては、10年計画を新たにつくられるということで、より長期的な視点、また、充実した内容が期待されるところでございます。

この4年間は本当に大きな変化がありました。143の開通が見えてきたということとともに、農業や観光等、経済環境は大きく変わっておりまし、防災対策も重要になってきております。変化をいろいろと反映させていただきまして、当村のさらなる発展が道づけられるよう大きく新しい10か年計画が策定されることを期待するところであります。

○議長（平林幸一君）　松本議員。

○6番（松本淳英君）　続きまして、国道143新バイパスについて質問いたします。

当事業こそが当村の将来を左右する一大事業であることは、改めて申し上げるまでもございません。明通トンネルの明治23年開通以来、100年に一度の大事業となり、開通に当たつては相応の苦労もあると考えられます。改めて村民一人一人が開通による大きな恩恵を考え直す時期を迎えております。

さきの長期振興計画においては、重点プロジェクトとして、国道143号整備促進、活用した村づくりが掲げられており、その中の項目として、自然環境に配慮した整備があります。自然豊かな環境の維持とともに沿線の環境整備などがその内容となっております。景観整備などは、緊急性は低いものであるもののその実現には時間をするものであり、早い段階から取り組んでいく必要があります。

太陽光発電設置維持条例の制定など、景観維持への取組はかつて見られましたが、新たな景観整備については、まだ具体的な方向性などは出ていないように感じるところであります。沿線警備、整備について今後どのような形で進めていくのか質問いたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

国道143号青木峠新バイパスの整備につきましては、医療、防災、経済、産業等の各分野での県費拡大により大きな活性化が見込まれ、それらの効果を最大限に生かして、暮らしの安全・安心の向上、産業、観光の振興や関係・交流人口の拡大、移住・定住の促進等の地域活性化につなげるための素地をつくることができると考えております。

御質問の沿線の景観整備につきましては、平成31年に制定をいたしました青木村美しい村づくり条例で定めている5つのエリア区分、商工業・業務集積、温泉街、田園・里山環境、別荘地、森林環境エリアの特徴を踏まえまして、先ほど申し上げましたけれども、開通を見越した、先取りした新たな10か年計画の策定につきましては、関係機関とも十分協議を重ねまして、バイパス開通を見据えた産業振興など村の発展に必要な開発を受け入れつつ、村が誇る良好な景観との調和が保てるよう進めていき、地域の魅力向上、環境の保全、観光振興につながるよう努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 村の発展を受け入れつつ環境整備を進めていくという答弁をいただきました。

景観整備を実現する上では村民一人一人の理解と御協力が大切であります。村全体として、国道143を中心とした景観整備を考えることは、改めて村民の一人一人が新トンネルについて考え直す機会になるかと思います。開通へ向けた村全体の機運の高まりにつながることが期待されます。

村全体として景観整備を考えていただきまして、村民の意見を反映して、村民の協力が得

られる形で青木村を美しくしていただけたらと考えるところであります。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 続きまして、農業政策、当村における米の生産余力について質問いたします。

米の生産は減反政策が廃止されて以来、農業再生協議会が決める目安値に沿ってされてまいりました。令和7年の長野県の生産目標は、17万9,307トンと令和6年より1%程度多い6年ぶりの増産目安が設定されております。

来年、令和8年の生産目安は今後設定されますが、米価が高止まっていることや在庫水準も低いことを踏まえますと、さらなる増産目安が設定されると考えられるとともに、従来以上に国の生産見通しとは異なる独自の生産目安を設定する農業再生協議会が増えてくることも予想されます。

質問になりますが、今後数年を見た場合、当村において実際に増産できる米の生産余力は、どの程度あると把握されておりますでしょうか。

担い手農家の皆様の高齢化は全国的な問題であり、当村もその例外ではありません。休耕中の耕作地を復元するには相応の時間と労力が必要とされることは、5年水張りルールの対応の際に痛感したところであります。また、当村で行われているブロックローテーションもタチアカネの生産などを考えると、大きな変更とは慎重な議論が必要かと思われます。

今後数年を見た場合、米の機動的な増産余力がどの程度あると把握されているか、また、即効性のある増産施策などありましたら、併せて答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

現在、ブロックローテーションを取り組んでおります青木村の令和7年の状況で申し上げさせていただきますと、村内におきましてお米または野菜等、いずれも作付されていない休耕地、自己保全管理と申し上げておりますけれども、そういった水田は約30ヘクタールございます。

しかしながら、その全てが増産できる米の生産余力となるかどうかは、水利の関係ですか機械による耕作が可能かどうか等、よく見極めていく必要はございます。

一方で、今後の村の農業の将来像を描き、その実現に向けた具体的な計画、地域計画を令和6年度に策定させていただきましたが、その地域計画を策定するに当たりまして、担い手農家の方に規模拡大についてのアンケートを行っております。

水稻農家の方10名の方の回答になりますけれども、その結果は、今後、規模拡大を希望したい方が4名、現状維持の方が5名、それから規模縮小したい方が1名で、そのうち規模拡大したい方の希望の面積というのは約3ヘクタール、規模を縮小したい方の予定面積は約1.6ヘクタールとなっておりまして、ハード面、いわゆる土地ベースでは、作付可能な面積というのは先ほど申し上げました30ヘクタール程度ございますけれども、生産者サイドの意向を考慮いたしますと、増産の余力といたしましては、単純計算にはなりますけれども、1.4ヘクタールぐらいだと考えられるところでございます。

また、即効性のある増産施策は、先ほど申し上げましたように作付可能な土地及び作付ができる耕作者、両方がそろうことが条件とすれば、規模拡大を希望している農家によく聞き取りを行った上で、可能な範囲で水田を集積していき、また、農業機械等を所有されている飯米農家さんまたは兼業農家さんが今まで休耕されていた水田がある場合に、その水田に作付を行っていただくよう働きかけを行っていくことも考えられます。

いずれにいたしましても、高齢化等により農地を貸し、また、作業委託をされる方が増加している現在の村の状況では、耕作される方、いわゆる生産者側の意向にも十分に耳を傾けながら、今後の対応を検討していくことになります。刻々と変わる今の国の動向には、引き続き注視をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平林幸一君）　松本議員。

○6番（松本淳英君）　生産余力、生産者の意向等、また増産施策につきまして大変明瞭な回答をいただきました。問題点についてもだんだん明らかになってきていると思いますので、本当に令和8年、たくさんの米が生産できるように努力いただけたらと思うところでございます。

農業、特に米の生産については、その環境が大きな変化期を迎えてる可能性があります。米の生産能力は長期的に見ますと、農家や農地の減少により、今後年々減少していくことが予想されております。2035年以降は、国内における米の生産では消費を補うことができず、米の輸入が必要になるという予測が農林水産省の資料にも紹介されているところであります。

いずれのタイミングで構造的な増産施策が求められるわけですが、このたびの一連の米不足を受けまして、時計の針の回転が一気に速まる可能性があります。1993年に、冷夏によりタイ米の輸入に踏み切った際には6兆円にも及ぶ対策費が組まれました。従来とは全く異

なった米の増産施策が今後、国によって打たれる可能性が高まっております。

当村の農業を発展させる上で、この上ないよい機会が訪れつつあります。この機会を生かして、当村においても継続的な米の増産体制が整うように御尽力いただけたらと思うところでございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 続きまして、道の駅あおきにおけるインターネット販売について質問いたします。

この事業は昨年度予算計上され、開始されました。食材価格の上昇が続き、少しでも安く優良な食材を求める動きが強い中、当村の農産物を日本全国に販売することができる大変有望な事業であります。

取扱い商品を見ますと、開始からまだ日が浅いこともあり、まだ生鮮食品は少なく、加工食品を中心と感じられます。今後どのように事業転換を図っていくのか答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員の御説明のとおり、道の駅あおきのネットショッピングは昨年度開設されました。主に加工食品や工芸品を取り扱いまして、安定した供給が難しいため野菜、山菜の取扱いは今のところございません。利用もまだまだこれからといった感があります。

品目の確保や送料の高騰、職員配置など課題はあると思いますが、今後、ふるさと納税返礼品でも人気のある青木村産のお米やりんご、ブドウなど、取扱い品目を広め、魅力的なネットストアを目指したいと思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 答弁にありました米、りんご、ブドウ等はある程度、安定した供給が可能と思われます。まずはこれらの農産物を確実にインターネットで販売できるようにしていただきまして、また、その経験を生かして、様々な野菜等を販売できるようにしていただけたらと思います。

当事業は長い目で見て、本当に成長が期待できるものでございます。小さいところから確実に進めていただきまして、大きく事業発展が図れるように取り組んでいただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 続きまして、財政政策、地方債の発行残高について質問いたします。

令和5年度末の当村の地方債現在高は15億円であり、標準財政規模に対する比率は67.8%でありました。今後は情報通信ネットワークの更新という数十年に一度の大事業に伴う起債が行われることになり、発行残高は24億円程度に増え、標準財政規模に対する比率も100%を超えてくることが予想されます。

それでも標準財政規模に対する債務比率は、長野県町村平均の120%に比べるとまだ低く、その内訳も臨時財政対策債など、返済のほとんどにおいて地方税交付措置がつき、財政としては十分に健全な状況にあります。

しかし、従来あった大きな起債の余地は縮小したことになります。他の自治体同様に、当村としても老朽化した公共施設や上下水道など、大規模な更新がいずれ必要となってまいります。改めまして、地方債発行残高を踏まえた財政政策、また、今後の地方債の起債のめど等がありましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

財政政策につきましては、村の持続可能な発展と住民サービスの質を維持するために極めて重要なものであります、財政の健全化に向けた取組を進めていく必要がございます。

こうした中、毎年の予算編成時には国・県の予算動向に十分留意し、国・県補助金を確保するよう努めること、そして地方債については安易に頼ることなく、世代間負担の公平性などを十分に図るとともに、後年度負担にも十分配慮した上で、財政当局と事前調整した上で交付税措置など、いわゆる有利な起債の活用を図ることとしております。

情報通信ネットワークの借り入れにつきましては、償還期間を令和17年度までの10年間としておりまして、他の償還と合わせると、元利償還金は令和10年度には3億円余となる見込みでございまして、令和17年度までは償還額が多くなると見込んでおります。

その一方で、下水道の事業債の償還のための一般会計からの繰出金につきましては、償還が終了する起債が集中してくることから、令和6年度から年間約3,000万円のペースで減少しております、一般会計としての負担は少なくなってきております。

全体といたしまして起債償還額は増加しておりますけれども、それに対する交付税措置もあることから、また、基準となる各指標も議員御指摘のとおり、国が示す基準内に十分収まる見込みであります、現時点では財政運営に大きな支障はないと考えております。

しかしながら、昨今的人件費や物価高、高騰による経常経費の増加は避けられない状況にあるため、今まで以上に慎重に財政運営を行っていく必要があるものと認識をしております。

今後の起債の発行予定の主なものといたしましては、まず、脱炭素社会の取組として公共施設の照明のLED化工事に係るもの、それから公共施設の長寿命化工事に係るもの、指定避難所等の空調、トイレ改修等の環境改善に係るもの、そして簡易水道として水道管及び排水施設等の工事に係るものをお預りしております。

今後、第7次青木村長期振興計画の策定に向けて、本年度、来年度と策定作業に入ってまいりますが、将来にわたって持続可能な財政運営が確保できるよう安定した財源の確保、そして、歳出項目の見直しといった歳出削減努力に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君）　松本議員。

○6番（松本淳英君）　情報通信ネットワーク事業は本当に何十年に一度という事業となりまして、こちらも議会として全員の賛成の下に事業化されました。大変大きな起債にはなりましたが、充実したサービスに多くの村民が驚いているとともに、追加のサービスの提供も技術的には可能ということで、今後も継続して村民生活の質の向上に資する事業であり、使うべきところに税金を使ったと考えられるものであります。

今後も当村においては他の自治体同様に、老朽化した公共設備の更新、さらに将来的な人口減少を踏まえた上での更新が必要となってまいります。答弁において、幾つか現時点で検討された起債事業等、基本的に大変重要なものと思われます。

今後も村民のニーズを反映して、本当に村民にとって何が求められるのか、村民の生活の質、福祉の向上に何がつながるかをよく考えた上で、世代間の不平等をなくすよう厳格な財政規律の下、事業の実施に努めていただけたらと考えるところであります。

○議長（平林幸一君）　松本議員。

○6番（松本淳英君）　続きまして、教育関連の質問をいたします。

当村の英語教育の見通しについて質問いたします。

当村の英語教育においては、これまで英検受験料に対する補助の開始、オーストラリアとの交流見直しとオンライン交流の開始などが行われてきました。これらの施策は学習内容を充実させるとともに、家庭間で差が出る学習機会の均等化にも資するものであり、他の自治体にない当村の教育環境の魅力にもつながっているところと考えるところであります。

この英語教育の在り方については、専門家の講演による小・中学校合同研修会など、そのプラッシュアップに向けた努力が継続されていると理解しております。改めまして、当村の英語教育の見通しについて、どのような方向性で考えていらっしゃるのか答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　英語教育の充実に関しましては、お話しのように一昨年から英語検定の補助を実施しております。また、小学校ではALTと共に英語指導資格がある職員が高学年の英語学習に参加をしております。

また、昨年は中学3年生について年2回、外国の生徒とのオンライン交流を実施しました。今、お話しのように、今年は年3回、全員の生徒がオンライン交流を行うことになっております。

お話しのように、今年4月にはさいたま市の生徒の英語力を日本一に押し上げた元教育長の細田眞由美先生の講演会を行い、小・中全職員が英語教育を軸にしたこれからの教育の在り方について研修を行いました。今後、変化の激しい時代を生き抜くためには自ら課題を見つめ、課題解決を行っていく、そういう力が必要であることを英語教育を軸にしながら話されました。

これは、昨年度、青木小学校で行った児童会での新たな試みや、中学校での探究学習のことであると改めて感じたところであります。観光に視点を当てた探究のグループは、長野市まで行って外国人にインタビューをしてまいりました。また、JA青木の活性化のためにみんなで1,000円を持って青木村の農協に買物に行った生徒たちの行動は、新聞でも取り上げられたところであります。

ロールモデルのない見えない未来を生き抜く子供たちには、人生を生き抜くツールの一つとして英語力があり、さらにAIも活用しながら、やりたいことをはっきり持った子供を育てるということが重要であると改めて今、確認しているところであります。これまで青木村が行ってきたこの実践を自信を持って継続していきたいと考えております。

○議長（平林幸一君）　松本議員。

○6番（松本淳英君）　ロールモデルがない中で自ら課題解決をする手段として、英語教育を位置づけることができた。大変すばらしいことだと思いますし、従来の青木村の教育の方針の下、自信を持って続けていくと、まさにそのとおりかと思います。

中学校に新任されました校長先生は長野市立高校附属中学からいらっしゃったと聞いてお

ります。同校の英語教育は県内でトップレベルであると聞いております。また、中学校の教頭先生も専門が英語だったと記憶しているところであります。

当村の英語教育を考える上では、今後数年は大変よい機会にあると考えられます。一村一校の強みを生かして、当村の英語教育をここで一気にさらなる高みに引き上げられるように御尽力をいただけたらと考えるところであります。

○議長（平林幸一君）　松本議員。

○6番（松本淳英君）　続きまして、小学生の夏場におけるバス通学について質問いたします。

地球温暖化の原因が二酸化炭素などによる温室効果ガスであると広く認められるようになっており、今後も夏の暑さが深刻化すると考えられます。7月に入りますと、朝でも30度を超え、照り返しの強い道路を子供たちは歩いて学校に通うことになります。

小学校の校長先生に伺いますと、みんな、顔を真っ赤にして汗だくで登校し、水筒の水も学校に着く前に飲み干してしまっているようです。登下校におけるバスの利用については、学校からの距離によって定められておりますが、夏場の時期だけこの基準を緩めて、より多くの生徒が快適なバスでの通学ができるようにすることについてお考えをお聞かせください。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　夏の暑い日には一生懸命、長い道のりを歩いて学校に通っている子供たちに、頑張っているなというふうに思っているところであります。校長先生も朝、真っ赤な顔をして登校している子供たちの姿を見て、同じ思いをしているというふうにお聞きしました。

御指摘のように、昔と異なり朝から暑い日もあると思われます。また、大雨の日やお子さんの体調面で登下校が心配な日もあるのではないかと思われます。そう考えると、バスに乗ってよい子供は決められた子供だけという考え方を、誰でも乗ることは可能ですよと確認する必要があると考えております。

教育委員会としては、今後、4キロメートル以内の子供さんでも朝から暑かったり、天候が不順だったりして登下校が心配な日は、バスを利用してくださいと保護者宛てに通知をしていきたいと思っております。

一方で、本年度の保・小・中一貫教育のテーマは、歩いて登校に視点を当てることになっています。家族と一緒に外に出て青木村を積極的に歩いて、新たな青木村の発見をしたり、ゲーム漬けからデジタルデトックスというんですか、デジタルから離れるときを持ちたいと、そういう案が出されていますので、歩くことですとか外に出てみんなで過ごすことも大切に

考えてもらいたいと、ここで改めて1つ付け加えておきたいと思います。

以上であります。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 最後に歩いて登校することの大切さを答弁いただきました。本当にこの点は重要でありますし、四季の変化を感じながら、小学生がこの青木村の地を歩くのは本当に重要なことであると思っておりますし、人格形成においても大変いい影響を与えるものと考えるところでございます。

ただ、7月の暑さは大変な状況になっておりますし、今後も上昇していくところでございます。誰でも利用できるということをうたっていただけるようになったこと、大変ありがとうございます。

通バス利用に向かって利用料についてどうなるかということもございます。また、管社・当郷・殿戸線については運行ダイヤの問題で利用をためらう方もまだいらっしゃいます。これらについても丁寧な説明を今後続けていただけたらと思うところでございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 最後に、一般照明用の蛍光灯、LED化について質問いたします。

水銀に関する水俣病第5回締約国会議において、2027年までに全ての一般照明、ランプの製造、蛍光灯の製造と輸出入の禁止が決定されました。公共施設における照明においては、地球温暖化対策や経費削減対策を含めて、LED化が早期に求められるところであります。

当村の公共施設、災害時に避難先となる各地区の公民館、外灯等におけるLED化対応の現状と今後の見通しについて質問いたします。

また、各地区が管理する外灯について、LED化に伴う村の補助金があります。災害時に避難先となる公共施設のLED化に際しては、同様の対応や一括発注の実施など、区の負担軽減を図ることができないか答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） お答え申し上げます。

公共施設のLED化が済んでいる施設の状況ですけれども、文化会館、総合体育館のアリーナ、武道館、総合グラウンド、テニスコート、小学校の一部と体育館、中学校の体育館、五島慶太未来創造館、図書館、児童センターが済んでおります。本年度につきましては、それ以外の小・中学校の未改修部分の全てをLED化する予定としているところでございます。

今後の見通しとしては、未改修施設として残っている情報センター、歴史文化民

俗資料館、美術館、昆虫資料館、大型施設としましては役場庁舎や老人センター、くつろぎの湯が残っているという状況でございます。限られた予算ではございますが、その中で優先順位をつけて、起債も活用しながら順次改修を行ってまいりたいと考えております。

各地区の状況ですけれども、議員御案内のとおり、防犯灯の設置についてはLED化の補助を行っているというところでございますが、公民館へのLED化の補助につきましては、現在行っておりません。議員御提案の一括発注においても公民館ごと、電球の種類とか、また実施年度も異なってくるため、現時点では難しいものと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君）　松本議員。

○6番（松本淳英君）　やはり一番懸念されるのは、いざ対応が必要になったときに各地区予算がない、積立てがないということや、また、業者のほうもだんだん忙しくなってくると思いますのでどこも対応できなくなってしまって、何もできなくなってしまうというのが一番懸念される状況でございます。

まだ時間はございますので、これも計画的に各地区が対応できるように区長会等を通じた情報通知等をしていただけたらと、また、それに対するサポートもしていただけたらと思うところでございます。

また、村民個人におかれましても、この件についてはまだ御存じでない方もたくさんいると思います。現在であれば、8月末締切りで県の補助事業、信州省エネ家電購入応援キャンペーンにて、LED照明の購入に当たり一定の補助が適用されます。このような機会もありますので、ぜひ広報等で村民の方々に対してLED化への対応を周知していただけたらと思うところであります。

以上をもちまして、私からの一般質問を終了させていただきます。

○議長（平林幸一君）　松本淳英議員の一般質問は終了しました。

◇ 松澤広海君

○議長（平林幸一君）　続いて、2番、松澤広海議員の登壇をお願いします。

松澤議員。

[2番　松澤広海君　登壇]

○2番（松澤広海君） おはようございます。出席ナンバー2番、松澤広海です。

不慣れですので、何とぞよろしくお願ひします。村民の皆さんに納得できる説明をお願いします。

質問1です。

南海トラフ地震の被害想定が、青木村で震度6の強い揺れが想定されています。災害時の避難所の対応の確認です。

質問要旨としましては、私は東日本大震災を岩手県北上市で震度6の強い揺れを体験しました。3月11日、雪の舞う寒い日でした。14時46分、事務所内で携帯のアラームが一斉に鳴り出す。緊急地震速報であり、全員で外へ避難するも大きな揺れで立っていられませんでした。

アスファルト舗装の地面が波のように上下し、工場のシャッターが大きな音とともにペしやんと2つに折れる。鍵をかけていた窓がばたんばたんと開き、鉄骨の柱が揺れて壁と30センチぐらい隙間ができる。固定された棚の部品が崩れ落ち、本震の震動は6分以上続きました。停電が発生し、早期に退社することになる。コンビニで食料を調達するために寄るが、長蛇の列で入店したときには商品はほぼ売り切れ状態でした。

アパートへ帰るも余震が続き、車でエンジンをかけて暖房をつけ、朝まで過ごすが、余震のたびに車がぽんぽんはねて眠ることができませんでした。コンビニ、スーパーは当日で商品が売り切れ、停電、断水、高速道、国道の寸断によって物流が停止し、コンビニ、スーパー、ガソリンスタンドの閉鎖が10日以上続きました。

災害時の避難も短期ではなく、長期の避難も想定されます。村として事前の啓発、災害時直後、生活復帰までの長期の対応はどうでしょうか。

質問2です。

松くい虫の対策の現状とこれからの方針を説明願います。

質問要旨。松くい虫の被害が目立っています。特に当郷地区がひどいです。また、村松から木戸でもかなり多くなっています。村の特産品であるマツタケの収穫もままならなくなると思います。

森林には木材、キノコ、山菜などを生産する役割だけではなく、水を蓄える水源涵養機能や洪水、山崩れを防ぐ機能、いろいろな生き物がすむための場所としての機能、また、最近、とても話題となっている地球の環境を保全する機能など、住む人に役立つような役割を果たしています。

二酸化炭素を吸収し、酸素の供給など気候を安定させる効果もあります。山の景観だけでなく、健全な森林を守っていくのが望ましいので、樹種転換も含めての対応、ツナノキ、ナツハゼ、抵抗性松なども進めてもらいたい。現状の対策とこれからの方針を説明願います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 松澤議員から災害時の避難所の対応についての確認の御質問を3点にわたっていただきました。

災害時の村の対応、避難が長期化する場合の対応、それから避難所の準備でありますけれども、私のほうから1点目の災害時、村の対応、準備品などについて答弁をさせていただきます。

災害用の備蓄品につきまして、村では毎年計画的に購入をし、配布をしております。今年度も消防費の災害対策費の中で111万8,000円を計上させていただきまして、主食、汁物、飲料水などを購入する予定でございます。

昨年度の3月議会で、今年の3月ですけれども、令和6年度の補正予算を議会でお認めいただきました。この中で令和7年度へ繰越しをしておりますが、国の補助事業であります地方創生臨時交付金を使いまして、災害時の避難所設営に向けた必要な備品等の購入を今、計画しております。

具体的には、防災、衛生備品といたしまして緊急用の浄水器、それから炊き出し用の炊飯セット、炊き出し用の釜、簡易トイレ、テントセット、避難所用の間仕切りのセット、折り畳みベッド、要介護者用ベッド、発電機、蓄電池、パネルセット、投光器、そして新たに、これら購入したものを、倉庫を少し小分けにして5個買いまして、この中で備蓄をするということになっております。

置く場所は今、2か所あります。広域避難施設であります文化会館の敷地内、それから旧授産所の敷地内にこれらを置きまして、従来もやってまいりましたけれども、引き続きまして、この備蓄を災害時に備えてさらに充実する予定でございます。

私からは以上でございます。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

〔会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 高柳則男君 登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、私のほうから2番

目と3番目につきまして、御回答申し上げます。

まず、2点目の避難の長期化、その際の対応等でございますけれども、今後30年以内に80%程度の確率で発生するとされます南海トラフ巨大地震でございますが、今年3月に国の被害想定が13年ぶりに更新され、被害は阪神淡路大震災や東日本大震災を上回る想定とされております。

これによりますと、青木村は震度5強という数字が出ております。村でも糸魚川静岡構造線、それから牛伏寺断層などの地震により大きな災害が発生する危険性、可能性があることは承知しております。

また、大規模災害が発生し、自宅での生活が困難になった住民の皆様には、指定避難所であります公民館等で一定期間生活していただくことになりますけれども、国の災害救助法によりますと、避難所の設置期間は災害が発生してから7日間と定められております。しかしながら、先ほど議員もおっしゃいましたように、大規模災害が発生した場合、避難者も増加し、加えて避難生活が長期化する可能性も十分あると認識をしております。

避難生活が数か月単位で長期化した場合には、国や他県からの支援、それから村で防災協定を締結しております市町村ですとか企業、事業者などに連携協力を求め、支援を受けながら対応していくことになるかと思います。村の職員数も限られておりますので、村民の皆様には共助と自助をお願いしてまいります。

備蓄品等の備蓄につきましては、大規模災害や避難生活の長期化も想定した上で、今後もさらに進めていく必要があると承知しておりますので、備品類等の購入につきましては今後も計画的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の各避難所の準備、備えの状況でございますけれども、今現在、村の指定避難場所は各公民館など16か所を指定しております。また、広域避難施設が11か所、福祉避難所が1か所という状況でございます。

各公民館等につきましては、各地区の区長さんや区の役員さんに御協力をいただきながら、避難者や自主防災組織、また、ボランティアの方々にも加わっていただき、避難所の準備や運営に当たっていただくというのが基本になろうかと考えております。

各公民館等における備蓄の状況でございますが、発電機や投光器につきましては村から支給をさせていただいておりますが、一遍に全ての公民館等へ様々な備蓄品を備蓄するには膨大な費用もかかりますし、それなりの予算も必要でございます。また、管理も大変なことから公民館等避難所の準備品、備蓄品につきましては、一定量は各地区へ配分したいと思いま

すけれども、多くは役場周辺に集積しまして、それを必要に応じて提供してまいります。

また、大規模災害により道路が寸断された場合に孤立化する可能性のある避難場所、例えればになりますけれども、弘法公民館ですとかイリナのコミュニティーセンターが上げられるかと思いますけれども、そちらにつきましてはできるだけ優先して、備蓄品の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

[建設農林課長 奈良本安秀君 登壇]

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、私のほうから質問事項の2番の松くい虫対策の現状とこれからの方針についてお答えを申し上げます。

松くい虫による被害につきましては、議員御指摘のとおり当郷、村松地区をはじめ、国道143号の北側の山林で被害が多く発生しており、令和5年度から激増している状況でございます。

ここ3年の被害量を参考に申し上げますと、令和4年度については1,615立方メートルに対して令和5年度は約2倍の3,299立方メートル、令和6年度についてはその約1.3倍の4,190立方メートルということで、被害がどんどん増えている状況でございます。

村として現在行っている対策につきましては、国・県の補助金、それから森林環境譲与税を活用させていただきまして、まず、1点目として全量伐倒薰蒸処理による駆除を行っております。これは枯死した松の木を切り倒した後、ビニールで包んで薬剤により薰蒸することで、松の木の中にいるマツノマダラカミキリの幼虫などを駆除するものでございます。

2点目として、松枯れする前の予防策として、特に国宝大法寺周辺にある松に対してでございますが、樹幹注入という対策を行っております。これは健全な松の樹体内でのセンチュウの増殖を防ぐために松の木に穴を空け、薬剤を注入して、松枯れを予防するものでございます。なお、この事業については作業時間を要することから費用がかかるため、対象エリアを限定して実施しております。

3点目として、被害の拡大防止対策として樹種転換という対策を行っております。これはマツノマダラカミキリが2キロメートル以上離れている松林にはほとんど移動ができないということが分かっていることから、守るべき松林のおおむね2キロメートル以内にある松林を広葉樹などの他の樹種に変えることにより保護樹林帯をつくろうとするものでございます。

過去には、被害量の多かった平成20年代でございますけれども、他市町村からの被害拡大

を食い止めるために殿戸地区で行った経過がございますが、今年度につきましては、当郷地区の塩之入地籍、面積で約6.7ヘクタールを2つの工区に分けて実施をしております。

今後の方針といたしましては、アカマツのみならず、村の総面積の約80%を占めている山林は、議員御指摘のとおり、美しい景観または癒やしや安らぎをもたらしてくれる貴重な資源であること、また、建築用の木材やまき、炭などの燃料、村の特産品でもありますマツタケをはじめとするキノコや山菜などを生み出し、清らかな水や空気を育み、災害から守ってくれるなど、私たちの暮らしにはなくてはならない存在でありますことから、引き続き国や県、そして森林環境譲与税などの財源の確保を図りながら、松くい虫対策をしっかりと実施いたしまして、山林を守っていきたいと存じます。

以上です。

○議長（平林幸一君）　松澤議員。

○2番（松澤広海君）　どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（平林幸一君）　松澤議員の一般質問は終了しました。

◇ 塩澤敏樹君

○議長（平林幸一君）　続いて、7番、塩澤敏樹議員の登壇をお願いします。

塩澤議員。

〔7番　塩澤敏樹君　登壇〕

○7番（塩澤敏樹君）　議席番号7番、塩澤敏樹です。

通告書に従いまして、一問一答にて質問しますので、御答弁よろしくお願ひいたします。

先ほど松本議員から質問がされ、御答弁されていましたが、同じような内容が自分からも質問項目に出ますが、よろしく御答弁をお願いいたします。

さて、北村村長は2013年の就任以来、よりよい青木村を目指して活動され、就任から12年が経過して4年目に入られます。当初、村長がイメージし、目指した青木村はどのようなものだったのか、村長就任以来、展開された施策の現在の成果についてどのような分析をされているのか、そして、現状を踏まえて、今後どのような青木村を目指すのか、以下について質問したいと思います。

先日、厚労省が4日公表した人口動態統計で、長野県の昨年度の出生率は1万512人で、昨年より613人少なかったようあります。婚姻率は2年ぶりに増加して、県では少し明るい兆しが見えたという記事が載っていました。

そこで、人口減少社会への対応について村長就任以来、出産祝い金の増額だとか保育所の環境整備、給食費無償化、医療費は高校生まで無料化等、県内でもトップクラスの様々な優遇施策を展開、拡充され、移住・定住促進や人口減少対策への対応をされてきました。

子育て支援や人口問題に係る施策に積極的に取り組まれた中でも人口減少は止まらず、出生数も減少しています。現在の指標から見える課題と今後の対応について、まずお伺いします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました点に答弁をさせていただきますが、まず、国の人口は2018年をピークとして減少、低下の一途をたどっておるわけでございます。長野県の人口も200万人を割りました。阿部知事は最近、人口増を目指すのではなくて、この現状が続くということを前提として県政を進めたいというふうに言っております。

青木村の人口は、国の人団問題研究所が長期的に推定したよりは下がり具合が少し上回っているのが実態でございます。消滅候補都市、消滅可能性都市というのが5年ごとに発表されておりますけれども、青木村はその中に入っていないというのは、その1つの証拠ではないかというふうに思っております。

人口減少にどうやってブレーキをかけていくかということなんですねけれども、これは私は婚活支援とかそれがスタートであって、その後、子育てしやすい環境の創出、貧困問題の解決、それから人口流出の防止、移住対策、教育の充実、そんなことがありますけれども、もう少し具体的な主な事業といたしましては、既に行っておりますけれども、18歳未満の医療費の無償化でありますとか保・小・中給食費の無償化、それから保育園の未満児室の設置、出産祝い金の充実、青木診療所の高機能化、青木村定住・移住促進応援補助金の創設、充実、それから住宅リフォームの工事の補助金制度など、このようなことを行ってきたところでございます。

今後の対策は、今までの事業を充実させていくのともう一つは、雇用、働く場所の確保、それから村営住宅の改修などを含めた住宅の確保、買物あるいは子育てしやすい環境づくり、トータルとして若い女性の皆さんに選んでいただける村づくりというふうなことが大事ではないかと思っております。こういったことの充実に努めまして、村の事業全てを投入して、

人口減少にブレーキをかけてまいりたいと思っております。

参考までに1つのデータを申し上げますが、ちょっとこの数字は数年前のデータでありますけれども、年齢が今、25歳と30歳、それから青木中学校の卒業時の人数、平均でいうと25歳と30歳の平均の人口、残っている人がトータルで41名でした。

そのうち青木村に居を構えている皆さんには16名、一人一人、住民票をチェックするということではなくて、私どもの調べられる範囲でありますから、もう少し抜けているのがあるかもしれませんけれども、16名で約4割残っていてくれました。それから他からの転入者、この方々が10名おられます。結婚とか移住ですね。

トータルとして、青木中学校の卒業時41名おりましたけれども、そのときの人数は25歳と30歳のトータルは26名で約63.4%ということで、4割残って、プラスして2割でトータル6割というのが少ないか多いかというの議論があるところでありますけれども、実態としてこういうことあります。

いろいろ人の感想を聞いてみると、思いのほか青木村に住んでいてくれるわないというのがこういうことで、私もそういうことでこのデータから見て、いろいろ施策がこういう結果になっているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

多くの施策を講じられ、減少を少しずつ食い止めているという感じを受けます。やはり婚活支援とか移住定住、関係人口を増やす等の取組をされていることが分かりました。でも、先ほど言わされたように人口が少なくなっていくことはもう止まらないことだと、どうしても食い止められないんだなと思います。

ですから、これからは、先ほどの知事さんの言われたような少子高齢を前提とした対策もしていかなければいけないんではないかと考えますので、またそこも考えて、施策をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続いて、今回の村長さんが出たときの公約の中に、情報通信高機能化青木ネットワークの推進と国道143号青木峠バイパス、新トンネル整備事業の推進、それから小・中学校全クラス2クラスの充実、健康寿命延伸化プロジェクトと新時代創生プロジェクトの推進を掲げられていました。

先ほども松本議員からもありましたように、小・中学校全クラス2クラス化の実現について

てお伺いしたいと思います。

どのような施策を展開されてきたのか、そして現在の成果をどのように分析されているのか、また、現状の課題と今後の展望についてのお考えをお伺いします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 高い旗を高く掲げたなというふうに思っていますけれども、でもやっぱり旗を立てなければ、それに向かってできないというふうには思っております。

いろんなところで書かせてあるいは言わせていただいておりますけれども、この2クラス化というのは1つの旗であります、それに関係する、そこに関わる事業といたしまして、婚活、結婚、妊娠、出産、子育て、教育、就職、こういうこととともに働く場所ということ、若い人の働く場所あるいは移住しやすい、定住しやすい村づくりということが1つのポイントだろうと思います。

こういうことで役場を挙げて、全ての事業でこれに取り組んでおります。婚活以外は一定の成果が出ているかなというふうには思いますけれども、課題の一番は若い人に結婚したいという気持ちを持ってもらうことが婚活あるいは結婚に至ることではないかなというふうに思っております。

社会福祉協議会が中心になります、結婚相談員の皆さんには本当に近隣の自治体と連携を取りながら、情報交換しながら、本当にボランティアでいろいろ活躍していただいておりまして、感謝をしているところでございます。

結婚しやすい環境づくり、例えば今、申し上げましたような出会いの場づくりとか経済的な支援とか出産、子育ての支援、教育の支援、働く場所の確保などが上げられます。結婚の意義を高めるためには、学校教育とか社会教育でも結婚や家族の役割を教えていただきたい。そして結婚の価値とか喜びを体験できるような機会を設けることも大切ではないかなというふうに思っております。

今後の展望についてでありますけれども、2クラス化にする、子供を増やすためには住みよい場所、若い人たちに選んでもらう、繰り返しになりますけれども、そういった村づくりをしてまいりたいと思っております。

国道143の、長野県は200万人を割って、知事はそういうふうに申し上げておりますけれども、青木村は幸いにして10年前後でトンネルが開くということになりますと、左に上田、右に松本という本当に大きな市が30分圏内にあるわけでありますので、こういったチャンスをしっかりと生かして、今、塩澤議員から御質問いただきましたような課題解決をしっかりとし

ていきたい。そしてそういう環境にあるいいチャンスだというふうに思っております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

住みよい場所という青木村をつくっていくということで、見ていますと移住された子育て世代の方たちが多く来られているなという感じがします。小学校に行っても移住された方のお子さんが増えている気がしますので、そういう村づくりをされている成果が出ているんだと感じています。

また、青木村での教育においてはあれですが、特別支援の関係も、自分、いろんな学校を回ってきた中で特別支援と通常学級の子たちがこんなに仲よくできるというか、通常学級の子たちが特別支援の子たちを特別視しない、同じように見ている学校、青木小学校はそんなにないなという。回ってきた学校の中では現級に戻りたくないという特別支援の子たちがたくさんいたんですね。そういうことはないし、今、不登校にいる子たちが急に来ても、それを受け入れられる学校でっているので、とても充実した学校教育が行われているなという感じがしますので、できれば2年生も2クラス化しながら、きめ細かな教育ができればいいなと思いますので、これからもお願ひしたいと思います。

北村村長の持てる力をこれからも十分に発揮されて、第6次青木村長期振興計画に掲げる「明るい！優しい！あったかい！笑顔あふれる青木村」の実現に向けて、御尽力いただけますようお願ひ申し上げます。

次に、新しく始まった取組についての質問をさせていただきます。

初日の村長さんの挨拶にもありましたが、村民どなたも集える場所として、あおきカフェがオープンしました。1回目、2回目を終えての参加の様子や課題、また、今後の運営、展開についてのお考えをお聞きします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

昨年度、楽しくつながる青木村を目指そうをテーマに、つながる集いという講座を開催しまして、多くの住民の皆様に御参加いただきました。その1つの成果といたしまして、村と住民の方が連携した集いの場として、あおきカフェの第1回目をこの4月30日に57名、第2回目を5月30日に45名の方に参加していただき、開催することができました。私も2回参加させていただきましたが、皆さん、大変楽しそうに和気あいあいとした雰囲気でございました。

参加者の方からは、先ほど議員のほうから話がありましたように、村長が開会の挨拶で申し上げました毎月楽しみにしている、何年かぶりにお会いした方と話ができるて大変よかったです等の御意見をいただいているところであります。

また、村と一緒に運営に参加している住民の方からは、ここはこうしたほうがよかったですないかとかいう改善点ですとか今後こういったこともやっていきたいというようなアイデア等、非常に前向きで建設的な御意見もいただいているところでございます。

今後につきましては、住民の方々と協力、連携しながら、毎月1回、あおきカフェを開催していくとともに運営主体、開催場所等をどうしていくのかという課題につきまして一緒に考え、住民の誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

先日、ある地区での民生児童委員さんが企画された集まりに参加したところ、参加者の方から、みんなが集まる、週に1回はそこで食事ができる場所をつくってほしいと言われてました。また、ある方は、出てくる方はもう決まっているんだよね、ほとんどの方は出てこないんだよと言われました。ただ、来た方でも誰かに誘われて来ると出てこられる、誘ってもらえると出でていけるという話もされていました。

これから多くの方が参加できるような方法を考えいただき、取組をお願いしたいと同時に、先ほど運営についても住民の方もということがありましたので、ぜひとも地域の方が運営していくような形をこれから取っていければいいなという気がします。と同時に、先ほどの食事のことを言えば、子ども食堂などの形もありますが、そのように食事も提供でき、子供から多くの方が交流できる、そのようなところに発展していければ面白いのかなという考えも思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、e-bikeについてであります。昨年の6月に地域おこし隊、久松隊員が企画したe-bike青木村周遊コースという記事がありました。そのe-bikeの貸出しが始まっているようあります。現在の貸出しの仕方や利用状況、また、コースはどのようなコースがあるのかについてお伺いします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

まず、貸出しの仕方ですけれども、道の駅あおき農産物直売所の事務所の窓口あるいは道の駅あおき農産物直売所への電話での予約受付をさせていただいております。

利用状況につきましては、令和6年度6組15名、令和7年度は5月末までに3組9名の方に御利用いただいております。

コースの設定ですけれども、初級、中級、上級ということで、距離や高低差に応じた3コースをこちらのほうで御用意させていただいております。大法寺やリフレッシュパークあおき、田沢・沓掛温泉、昆虫資料館等の観光地や文化財を巡る目的としたコース設定としております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

コースづくりがとても大切なと思っていまして、今出した青木村の歴史コースだとか、例えば桜の見どころコースだとか新名物巡りコース、新しいお店ができたりとかビール屋さんがったり、鍛冶屋さんがあつたりそういうところを回るとか、あといろんな体験ができるコース、それから喫茶店だとかそういうのができているので、そういうところを回るスイーツコースなど、いろいろ考えればできるかと思いますが、そういうことがあることによって興味を持ってe-bikeに乗れるんじゃないかといいますので、また、魅力あるコースづくりを考えていきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

次に、e-bikeの保管所についてですが、今、ぷらっと家（ホーム）あおきの一角に置かれています。貸出しの説明のときは昆虫資料館、情報ギャラリーの中で説明されていて、お客様が入ってこられないような状態がありました。

ですから、そこではちょっとまずいのかなと思いますし、e-bikeの展示とか保管場所をもう少し一般の方が見られるようないい場所に出していただいて、あるんだよということをPRできるところに、ガラス張り等で小屋を作つて、そこに出すというようなことができないかお伺いしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員御指摘のとおり、現在、e-bikeの保管場所は、道の駅あおき内のぷらっと家（ホーム）に保管、展示をさせていただいております。につきましては防犯面を考慮しまして、現状では最適というふうに考えています。

議員御指摘のとおり、通行や休憩の方の妨げになつてゐるようであれば、運用に配慮した

いあるいは天気のいい晴れた日には外に出すなど、そういった工夫を今後重ねたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

利用する方の妨げになるだけではなく、PRするために外に出していただければというように思いますので、ぜひとも多くの方に知つてもらうためにもe-bikeがあるんだよ、使ってください、そこに来た人が使えるような展示の仕方をしていただければと思います。

次に、昨年度、上小地域観光戦略会議のサイクルツーリズムの推進との連携についての青木村のe-bikeのやつが載っていました。今はどのようにになっているのかお聞きします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 上田地域では、自転車を活用した観光地域に取り組んでおります。今後の上田地域としてのイベント開催に向け、ノウハウの蓄積や観光業、地域住民が実際に自転車に乗り、試走し、サイクルツーリズムの推進、気運の醸成を図ったということでございます。

昨年は青木から上田市仁古田地域の約22キロ、17名の方に御参加をいただいております。一昨年は上田市街地から東御の道の駅まで試走しております。今年度については先進地視察をしたいというふうに伺っております。

この上田地域の中で豊かな自然環境の中、晴天率も高く、歴史や文化遺産に恵まれる当地域にとって、このサイクルツーリズムを通じて、連携を図ることは大変いいことというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

これから特に周遊コースの充実とレンタサイクルのPRと同時に、上小等とつながりを持って利用者を増やしていくという取組をこれからもぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、ソバの生産振興について質問をします。

県内のソバ生産者や自治体などが3月15日、ソバの魅力発信や品質向上、次世代への継承などに取り組む信州そば県推進協議会を設立し、活動の皮切りとなるキックオフイベントを

善光寺大勧進で開きました。

そば県信州の名をさらに高めるためにそばの品質やおもてなしの向上、地域の風土により生まれた多様なそば文化の情報収集と発信、そばに関する技術、文化を継承する若い世代の育成に取り組んでいくようあります。

また、県議会議員や各市町村議会議員、およそ50人近くが参加して、長野県をそば県にする議員の会があり、長野県のそばを発信し、観光振興につなげる活動を行っていて、各地のそばの関係者との懇談会の開催、そば団体の活動の後押しや信州そばを全国に発信することで、長野県の知名度アップや将来的に遊休荒廃地の解消などを目指して活動しています。青木村の議員も2人、今、入ってやらせていただいているが、このような動きを村としてどのように受け止めておられるのか、そばの振興についてはどのようにお考えかお伺いします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

そばは日本食文化の代表格の1つでございまして、県内には全国に誇れる果物ですとか野菜、花卉、それからキノコなど多数ございますが、そばはその中の1つであるというふうに認識をしております。

そばといえば信州と言われますように、信州そばは古くから、おいしさ、品質の高さから首都圏を中心に全国から高い評価をされてきたわけでございますけれども、信州そば県推進協議会、この協議会の設立を契機としたブランド化への取組は大変心強く、さわやかな信州の風土や農業、食品産業、商業、観光業とも連携した相乗効果に大いに期待しているところでございます。

今後については、県や関係する皆さんと連携しながら、信州そばの生産安定や品質向上、それからおもてなしや発信力の強化等により、そば県の知名度を高めていただくことを期待いたしますし、村といたしましては、引き続き特産ソバタチアカネの魅力を最大限に生かした村づくりに取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） そば県信州というところに長野県はずっとあぐらをかいてきたじゃないですか。だと思うんですが、今、そばのおいしいところといえば福井県になっているわけですね。一番おいしいところは福井県。一生懸命、そばについて発信し、そばの食べ方のいろんなものをメニューを出して、特におろしそば的なものとか、ですから長野県も、今回つ

くられたのが行政主導のものであって、もっとソバを作っている方、そばの食事を出されているそば店の人たち等がもう少し盛り上がり上去っていくような形をつくっていかなければいいなと考えているところであります。

それで、タチアカネが昨年は3割程度しか採れなかつたというお話を聞きました。ソバの安定的な収穫確保についてこれからお聞きしたいのですが、村では今年二期作を始めました。現在までの生育の様子と生産量の見込みについてまずお伺いします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

まず、4月24日に入奈良本、それから下奈良本、村松の各圃場に播種をいたしまして、その後、5月1日に入奈良本牧場にて播種を行っております。総面積は約11ヘクタールで、作業については機械作業受託組合のほうに委託をしております。

発芽については、標高1,000メートルの入奈良本牧場では10日以上の日数を要したもの、ほかの地区ではほぼ1週間前後で順調に発芽をしております。心配されました遅霜による凍霜害の発生はなく、現時点では順調に生育をしております。また、半分ほどの圃場では既に白い花が咲き始めている状況でございます。

議員御指摘のとおり、昨年は播種後の長雨等による凶作で、大幅に供給不足が生じてしましましたため、本年度は緊急避難策として春まきの夏ソバに取り組んでいるわけでございますが、収穫量につきましては約3トンから4トンを見込んでおります。

かつて別の法人が実験的にタチアカネの夏ソバの播種に取り組んだ経過がございますが、このタチアカネの生態系が中間秋型の秋ソバということもございまして、収穫量は少なかつたというふうにお聞きしております。新ソバが出回る11月までのつなぎになることを目的として実施をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

そばは自分の性格を変えられないところを持っているようだと思うんですが、秋ソバと夏ソバではなかなか難しいのかな。ですから、これから先、収穫がどんなふうになるのか楽しみであります、お願いしたいと思います。

先ほども松本議員からローテーションの話も出ましたが、今回はそば作りについてのローテーションとの関係でお願いしたいと思いますが、今、米不足と価格高騰が問題になってお

ります。その原因として異常気象と減反政策と言われています。

今年、自分の地区では減反になり、お米を作りません。でも地域の方からは、こんなときはお米を作りたかったなという話も聞きました。また、自分としてもお米を作らないので、休まるので楽だという気持ちもありますが、ただ、やはり親戚だとか知り合いに、お米をいつも配っているところに、作って配りたいなという気持ちもこんなときだと特にあります。

前回の減反のときにも、自分の地区でも減反した後、もうお米を作りたくないと言って、田んぼを受託組合のほうにやっちゃった。1回休むとまた田んぼをやろうという気が少し薄れちゃうのかなという気もしています。そんなこともあります。

また、どうしても作りたい人は、受託組合にやっている田んぼをお借りして、そこで作るとかやっているようなお話を聞いています。

青木村ではブロックローテーションが行われて、減反していく多くが麦、ソバの栽培を行っていますが、先ほど言ったソバは作物になんでも、野生植物だったときに獲得した遺伝的な性質がなかなか抜けない。水田のような加湿の土地に合うようにと何回まいても適応しない、していかないと信州大学の井上直人名誉教授が、ソバ学の本の中でいわれています。ソバは水田に向いてないということです。

そこで、ローテーションをやめて、そばの栽培を、先ほど言った牧場や中山間地の田んぼや、田んぼとして使用していないところ、また、山間の荒廃農地などに限定して作っていく。代替の農地の提供など、また、国からの補助金だけでなく、村からも補助金を出して補償するなどして、ソバを作る場所を限定していくことで、安定的な生産量の確保が望めると考えますが、お考えをお伺いします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

ソバにつきましては、議員御指摘のとおり、気象の影響を大きく受けて作柄が不安定な作物でございます。昨年のように播種直後からの降雨や高温によりまして凶作となることが頻繁にございます。

タチアカネソバについては、現在、青木村の85%が水田に作付され、残りの15%が畠地で作付をしているような状況でございます。面積につきましては若干の増減はございます。年によっての増減はございますけれども、約70ヘクタールで栽培しております。収穫量については、これも年による変動幅は大きくて、平均してならしますと年当たり約38トンの収穫がされております。

一方で、タチアカネの需要面につきましては、道の駅あおきをはじめとした村内のそば屋さんですとか県内の大手スーパー、それから東急グループさんですとかそういった方々からの需要がございまして、需要量は1年で約42トンの要望がございます。したがいまして、現在の現状況の平年作が確保できた場合でも、生産量は需要量に満たない不足基調になっております。

議員御指摘のソバの栽培を牧場や中山間地など、山間の田んぼや山間の荒廃農地などに限定した場合の栽培面積でございますけれども、先ほど申し上げました畠地が11ヘクタールに、プラスして水田のソバ定着田、つまりブロックローテーションの影響を受けなくとも、通年でもうソバを作付されているいわゆる定着田と申しますけれども、そういった水田が約30ヘクタールございますので、これを足しますと41ヘクタールでございます。

41ヘクタールの栽培で、収穫量を10アール当たりの単収を約50キロと想定した場合でも収穫量は20トン程度という状況で、生産量が需要量の約半分しか確保できないという状況になります。したがいまして、湿害に弱いソバではございますけれども、引き続き水田にも作付をさせていただいて、需要に対応した供給を図っていきたいというふうに考えております。

また、ブロックローテーションをやめてという話でございますけれども、ブロックローテーションの主な目的といたしましては、担い手への耕作地の集積、それから麦、ソバ、大豆等の連作障害の回避、水稻とのかんがい水系分離による湿害の低減、田畠輪換などの輪作による雑草制御や収穫量の確保でございます。こういったことから、引き続きブロックローテーションは継続していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

牧場地、それから下奈良のハラの大きなこういう場所等を開墾してといいますか、広くして、どうにかソバに合った環境での収穫といいますか、栽培して収穫していただければ、田んぼにも土を入れていただいて、客土というんですか、土を入れて畠地にしていくようなこともできるかと思うので、いろいろ考えながら、していただければ安定的な収穫ができるのかなと考えています。よろしくお願ひいたします。

ソバについては、集落単位での作業の共同化とか生産組合による作業の受委託の推進、田んぼについてもいえば、委託されている方たちも高齢化になってきて、受託している田んぼ自体もいろんなところに点在している。ですからいろんなところに行ってやらなきゃいけな

い、効率がうんと悪いというところがあると思うので、それを集約することができれば、そういうところで集約して、受託組合の人たちがそこへ行ってやるともっと楽になってくるんじゃないというように、何かうまくソバのところ、受託されている田んぼとかすみ分けができてくればいいかなと考えているところであります。

ソバについても鳥獣の被害等がありますので、侵入防止柵の設置なども支援していただき、畑地そばの生産に適していること、近年増加している耕作畑地の拡大防止にも向けて、そういうところを利用して、タチアカネの生産を推進していただき、ソバの安定的な生産確保をこれからもお願いしたいと思います。

次に、ソバの花と赤い実で、観光についてですが、道の駅の周辺をソバ畑にして、道の駅に来られた皆さんにソバの花、実がついているときに見ていただく。そうすると青木村の新しい風物詩である白い花と赤い実の美しい風景を見ていただくことができると思います。

そこで、道の駅周辺の水田所有者さんに御理解と御協力いただいて、代替地を提供するなどして、道の駅周辺をタチアカネソバの畑にすることについてのお考えをお伺いします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

道の駅あおきの来訪者が見やすい場所に、タチアカネのソバ畑を設置するという発想は非常に重要であると考えております。

かつては9月に開催しております「そばの花・実まつり」の頃にですが、ブロックローテーションに合わせまして、道の駅周辺をソバ畑としたこともございましたし、あるいはそれ以外の年はブロックローテーションになったエリア、例えばリフレッシュパーク周辺の圃場ですとか、そういう場所のソバ畑に観光客の皆様を誘導した経過がございます。

また、道の駅の食堂前にプランターを置いて、タチアカネを育てたりですとか、タチアカネの押し花を食堂のテーブルに置いたりするなどして、視覚的にもタチアカネを楽しんでいただくような試みも行った経過がございます。

議員の御提案については御指摘のとおり、地権者の御理解と御協力が前提となりまして、加えまして、ブロックローテーションの実施地区との調整が必要なため、最終的には農業再生協議会での御了解をいただいた上で、栽培を行っていただきます法人ですとか担い手農家さんと規模や畠地化などの調整等をまた進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

前向きにということになりますが、牧場の一面のソバの花を見たとき、すごいなと圧倒されると思うんですね。そんな白い花と赤い実というのは来た人にも感動を与えるものだと思いますので、ぜひともお願ひしたいと思います。

次に、村内でのそば振興についてですが、そば文化を小学生から学ぶことは重要だと考えています。地域の教材を使って小学校4年生では義民太鼓、5年生では稻作、6年生は五島慶太翁について学習を行っているところであります。タチアカネも青木ならではの特産品であり、小学校で地域教材として取り組んでいくのはいかがかと考えています。

そこで、小学校でソバの栽培からそば打ちまでを体験する食農活動を行うことに対して、村としての支援についてお伺いします。なお、現在、小学校ではそばアレルギーの生徒はないということですが、それについてお伺いします。

○議長（平林幸一君） 脱掛教育長。

○教育長（脱掛英明君） かつて4年生が総合的な学習の時間で、タチアカネソバを中心据えて、村の産業祭で発表までしたことがございました。中学校ではアイリスセミナーでそば打ち体験を行っております。

ただし、探究活動とか総合的な学習の時間を考えると子供たちの課題把握が重要になってまいりますので、毎年、課題をそばに固定してしまうというのはちょっと難しいかなと考えております。一方で子供たちが興味を持って取り組むようであれば、協力は惜しまないつもりでおります。

校長先生と相談したところでは、小学校のクラブ活動の時間に位置づけてもらって、ソバの学習からそば打ち体験まで含めた学習を展開していくことがよいのではないかということでありました。実際にそのような機会が設けられたら、村としてできることはしていきたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ぜひともお願ひしたいと思います。せっかく青木の特産品であるソバについて、小学校や中学校で学ぶということは大切なことであり、そばの消費拡大にもつながっていくと思いますので、ぜひともお願ひしたいと。受託組合の小林さんも協力するということを言われていきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、同時に、小学校というか、児童・生徒だけではなく、村民の皆さんとも、観光に来られた方もそばにもっと興味を持ってもらうということも大切だと思いますので、そば打ち

体験、講習会などの実施も大切だと考えています。

道の駅では毎週月曜日にそば打ちのグループがあり、講習会が行われています。観光で来られた方にもそば打ち体験が行われているようですが、村内の皆さんのが割合とそば打ち体験をする機会というのは、そのときだけでなかなかあまりないようあります。技術を磨くなどの取組を企画していただき、村内の皆さんのがそばについて関心を持っていくような取組をこれからもぜひ道の駅さん等も含めて、やっていただきたいと思います。

地域でもそば打ちをやりたい、道の駅さんから道具を借りたいけれども、貸出しありません。ちょっとお聞きしたいんですが、道の駅のそば打ちの道具については、地域に貸出しあるのかどうかお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか、急に。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） そば打ち体験を通じた道の駅で所有しているそば打ち体験のグッズの貸出しということで御理解させていただきました。

そば打ち体験事業自体は、道の駅あおきのふるさと体験館のほうを御利用いただきたいというのが一番ありますけれども、地域の皆さんのが要望に応じて、貸出しありません。そのところはまた臨機応変に対応させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 以前、ある地区で借りに行ったら、貸出しありませんと言わされたということで困ってしまったというのもあったようあります。この間もある地域に行ったら、次の集まりはそば打ちをやりたい。中にそば打ちをやってくれる人がいたのでやっているようあります。

だからそういうので地域でもそういうことができるような取組、貸出しありません。地域の人たちも使えるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そば事業はやはり地域振興に大きな可能性を秘めていると思います。地元のソバを生かしたイベントやレストランは地域の魅力を発信し、観光客の増加にもつながります。また、地元の農家や食品加工業者との連携により地域経済の活性化も期待できます。地元のソバを使用したレストランが急増しています。

地元の食材を使ったメニューは、観光客から高い評価を受け、地域の特産品として広まっています。地元の農家や食品加工業者との連携も進んでおり、地域の経済を活性化する一助となっています。

そこで、タチアカネソバを使用したそば専門のレストランみたいなものを誘致するとか、道の駅でそばレストランを経営するなどできないでしょうか。お伺いします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） そば料理専門のレストランの誘致、道の駅でのレストラン経営の御提案をいただきました。タチアカネソバは本当においしいですよね。道の駅、味処こまゆみでは実際に6割の方がタチアカネソバを御注文いただいて、召し上がっていただいているとあります。タチアカネが持つおいしさ、産地化を進めてきた成果と宣伝の効果と受け止めているところです。

誘致や道の駅での新たなレストラン経営というのは、動きはありませんけれども、そばをはじめ、飲食店の創業、起業は観光面からも魅力的なことで、商工会経営指導員とも開業支援に連携を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 道の駅で食べるそばはおいしいですね。そのまま食べても大変おいしくいただいているので大好きであります。同時にそば店同士の横のつながりというのがあるのかどうかと考えているんですよね。お互いにそば店同士がつながって、いろんなメニューの開発だとかいろんなフェアじゃないですが、企画して、そうやっていけるようなことを後押ししていくこともできるんじゃないかなと思います。

せっかくあるそば店がただ単独でやっているんではなくて、みんなが集まって、そば店が青木村としての取組をしている、メニューを開発するとか、このそば店はこんな魅力があるというような発信ができていけばいいかなということあります。と同時に、専門のところがあれば多くのお客様が、例えば東急さんが来られたときに、そばのレストランで食べに来ていただくことによってもっと広がっていく。それで東急関係の人たちにつながって、もっと来ていただけるんじゃないかなというふうに考えていますので、よろしくお願ひいたします。

青木村が誇るタチアカネソバを中心とした青木村の活性化に向けて、行政のみならず、地域が一体となって進めていくことが大切と考えます。地域の人たちがやっぱりそばについて関心を持って、そばを食べるとかそばについて考えるというところをやっていきたいと思います。

そのためには基本となる自分の提案としては、そば振興計画なるものを村でも策定していただければというふうに考えます。これからもそば事業が地域振興に貢献していくことを期

待しています。よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

11時再開ということでお願いいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（平林幸一君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

よろしいでしょうか。

再開に先立ちまして皆さんに、傍聴者、それから議員の皆さんにお願いがあります。

お持ちの携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしていただきたいと思います。そして、議場内での通話は御遠慮願います。

◇ 宮澤政美知君

○議長（平林幸一君） それでは一般質問、続いて、4番、宮澤政美知議員の登壇をお願いします。

宮澤議員。

〔4番 宮澤政美知君 登壇〕

○4番（宮澤政美知君） 議席番号4番の宮澤政美知です。

通告に従い、質問しますので、担当課長並びに教育長さんの答弁をお願いします。

私の質問は、青木村消防団の活動と地域における防災活動の推進について、それから、青木中学校部活動の地域移行についての2点です。

まず、青木村消防団の活動と地域における防災活動の推進について質問します。

近年は自然災害が頻発し、特に記録的な豪雨災害により多くの人命が失われ、経済を担う産業にも甚大な被害が出ています。また、住民の生活にも大きな影響を及ぼし、ライフライ

ンや道路の寸断で、集落の孤立や長期の避難所生活を余儀なくされている状況があります。行政により対策はもとより、住民一人一人が防災意識を高め、地域においても具体的に取り組み、いざというときに対応できる備えが必要と考えます。

令和4年度から13年度までの10年間の村づくりの基本となる第6次青木村長期振興計画では、災害時に強い村づくりを掲げ、生活の安心・安全を確保し、心地よく暮らせる村づくりを目指すとされています。取り組む施策として、防災危機管理体制が掲げられています。防災に関しては、協力・連携する団体と密に情報を共有し、合同訓練や応援協定の締結が行われ、消防署、医療や福祉施設、小・中学校、また各種団体や県内外の市町村とも連携し、対策を進めていただいているところです。

まず、青木村の消防団の現状と課題について伺います。

今年2月に、正副団長OB会に出席し、団の現状や課題についてお話を伺ってきました。私が現役だった30年前とは、大きく変化する中、時代に則した機構改革を進められ、活動内容も工夫されていることが分かりました。団員が、自分たちの村は自分たちで守るの精神で日々活動されていること、御家族の支え、そして、村の担当課、関係される皆さんの努力に敬意を表するものであります。

1点目に、消防団の現状についてどう考えているか、また消防団に期待するものについて伺います。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大きく2点にわたりまして御質問いただきました。

1点目の消防団の活動と地域における防災活動のうち、1点目の消防団の現状、それから消防団に期待することについて、私から答弁をさせていただきます。

消防団の減少については、全国的な問題になっておりまして、残念ながら私どもの村も同様でございます。特に、若い人の人口そのものが減っておりまして、青木村の消防団も分団を12から4に、4から2分団に組織をスリム化するなど、時代に合わせた体制を構築して機構改革なども行っているところでございます。

分団数を減らしたことで、地区ごとにその消防団の活動をするということではなくて、災害が起こった現場単位で必要な団員を配置する、そして集まった人たちで効率的な活動を行う体制をというふうに変化をしてきているところでございます。また、41歳以上の方に再入団を促す制度といたしまして、担い手不足の解消にも取り組んでいるところでございます。

そして、消防団とは別個に防災力を強化するため、共助の中核となります地区防災組織を

編成することも視野に入れまして、地区防災力向上計画などを策定し、これらに取り組んでいるところでございます。

期待についてでありますけれども、災害時の対応はもちろんでありますけれども、地域の防災訓練への積極的な参加とか、訓練、指導、そして火災予防の広報、啓発、地域消防計画策定への参画、それから地域行事のイベントへの安全確保や見守り活動でございます。今後もその防災における地域のリーダーの育成、こういうことも期待しているところでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 2点目に、社会情勢の中で変化してきた消防団の現在の組織編成と団員数、年齢構成について伺います。併せて、団員数の推移についてもお尋ねします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

本年、令和7年4月1日現在では、団員は2分団と本部班、機能別消防団に属しており、基本団員が100名、協力員123名の合計223名が所属しております。年齢分布につきましては、20代が16名で全体の7.2%、30代が55名で全体の24.7%、40代が102名で全体の45.7%、50歳以上が50名で全体の22.4%となっております。

団員数の推移につきまして過去5年間で見ますと、令和2年度が245名、令和3年度が263名、令和4年度が250名、令和5年度が250名、令和6年度が235名、今年度については先ほど申し上げたとおりでございます。その中で、令和3年度に基本団員が増えた要因として、その年から40歳定年を迎えた後でも希望者については基本団員として活動できる、41歳以上基本団員制度ができたからであるというふうに分析をしております。

以上です。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 3点目に、消防団に女性の方が加入されたとお聞きしますが、現在の加入状況とその活動内容について伺います。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 女性消防団員につきましては、今年度について基本団員として4名属しております。内訳は、地元の消防団員の方が2名、役場職員から2名とい

う内訳でございます。

活動につきましては、昨年度は上小大会において、上小管内の女性消防団員と合同で子供の消防体験スペースを作りまして、水消火器体験、それから子供のはっぴを着ていただいた記念撮影、またVR体験などを企画したところでございます。

村内の活動につきましては、消防の青木村大会、あるいは出初め式での運営補助等を担つていただいております。また、出初め式では、あおきっ子消防団と一緒に行進もしていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） では、宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 4点目に、村内企業との協力と連携について伺います。

火災や災害はいつ起こるか分からないものです。平日の昼間の対応については、団員の多くが村外に勤務されているという現状から活動できる団員は限られており、役場職員であるところの本部班に頼るところが大きいと思われます。また、広域消防も緊急対応も行う中で、災害時の対応が厳しい現状があると考えます。そんな中、村内企業の協力をいただき令和元年より機能別団員として組織され、団員と共に活動に当たられているとお聞きし心強く思いました。協力いただいている企業数や人数について伺います。また、協力を得ることは難しい面もあったのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） お答え申し上げます。

平成30年に青木村機能別消防団員設置要綱を作成し、現在、村内で3つの企業に御理解をいただき、計10名の方が機能別消防団員として活動をしていただいております。団員数につきましては、協力員としてカウントをしているところでございます。また、別の1企業さんにおかれましては、操業している地元の区限定ではありますけれども、火災等有事の際に、自主的に消火活動をしていただいている取組もあるところでございます。

主な活動としましては、火災が発生したときの初期消火の補助、後方支援等でございます。訓練につきましては、年に1回から2回程度、有事を想定したものを行っていただいております。

これまで確保するための取組としまして、企業からの御理解を得て協力をいただくために、村長と団長の連名での依頼文書を作成し、説明資料を携えて消防主任が1軒ずつ企業を訪問して協力依頼をして、その結果、協力企業をこぎ着けたという地道な努力の結果が結びつい

ているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 5点目に、消防団のPR活動やイベントの開催についてお聞きします。

さきのOB会で令和6年度は、消防団のPR活動やイベントなど複数回実施されたとお聞きしました。従来は、ポンプ操法大会やラッパ吹奏大会、出初式、村民体育祭等で団の活動を知ることができましたが、より身近に親しみを持って団の活動を知ってもらおうと企画、運営されていると感じました。団のPR、イベントの企画、開催に関して村の本部班との協力や連携は、どのようにされたのか伺います。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） お答え申し上げます。

昨年度の消防団のPR活動につきましては、消防大会での放水体験、ラッパ吹奏の披露、道の駅あおきでの車両の展示、あるいはティッシュ配り、また産業祭では、消防団ブースを出店し、水消火器体験や車両の展示、煙体験車やVR体験コーナーなどの取組を行ったところでございます。

また、小・中学校におきましては、避難訓練に消防団が出向きまして、消火器の使い方や放水の披露など毎年行っております。また中学校では、防災講座に消防団も参加しているところでございます。保育園の卒園式には消防団が出向きまして、アオキノコちゃんと消防車両と親子での記念撮影を行い、大変好評をいただいているところでございます。小学校の卒業式では消防団が出向きまして、バルーンリリースイベント、これは願い事や将来の夢などカードに書いて風船と一緒に卒業生みんなで空に飛ばすイベントでございますが、これを昨年度から行いまして、お子さんだけでなく親御さんからも大変好評をいただいているところでございます。

現在の消防団の組織体制の中では、意思の最高決定機関として、最高幹部会議というものがございます。これは、本部役員に分団長、本部班長、消防主任というメンバーで構成をされておりまして、その会議などを通じまして、団、村、本部班が情報を共有し、緊密に連携しながら取組を行っているというものでございます。一例としましては、平日の昼間に行うイベントについては、本部班を中心に参加するなど役割分担をすることで、普段企業等に勤務する団員の皆さんへの負担軽減を図るなどの取組を行ってきております。

以上です。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

次世代を担う子供たち、若い世代の皆さんへ、また家族の協力を得るための工夫など、広く村民の皆さんへのPRについて、これからも積極的に取り組んでいただくようお願いします。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 6点目に、消防団の活動を応援し期待するOBの1人として、今後の活動の見通しについてお聞きします。

様々な課題がある中で、今、その存続のためにどのような施策が必要と考えているか伺います。団員の意見や要望にはどのようなものがあり、その声は施策に生かされているのでしょうか。また、家族の理解や協力を得るための方策について、併せて伺います。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） お答え申し上げます。

村では、団幹部の皆さんと折に触れて面談し、その中で共に悩みながら課題や問題点等を共有しているところでございます。

消防大会での訓練につきましては、これまで朝の練習が主でしたが、家族等の皆さんから朝練の理解がなかなか得られない団員もいたということから、現在では、各分団で話し合い朝の練習だけではなく夜の練習を取り入れながら、団員や団員の家族の活動しやすい環境に努めさせていただいているところでございます。また、家族で用事がある等の場合には、極力消防団よりも家族サービスを重視し、優先していただくよう配慮もさせていただいているところでございます。

団の存続につきましては、団本部、各分団の部長、消防主任等が出席し、年4回から5回程度の機構改革会議を開き、その中で今後の消防団運営について話を行っているところでございます。その中で、各団員がふだん感じていることなどを話し合っていただき、改善できる点は団としても改善に努めていただいておりますし、村として支援できることは、積極的に支援させていただいているところであります。引き続き、そうした支援を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

若干、重複するかもしれませんのが、団員への報酬や手当の見直しは、定期的に行われてい

るのでしょうか。改善されていると思われますがお伺いします。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） まず、出動手当についてございますが、令和5年度より倍増、それまで1回当たりの出動500円だったものを、1回当たり1,000円にし、さらに、令和4年度からは、1時間出動ごとに1,000円、実働時間に応じて1日最大で8,000円を支給していただいているところでございます。これは、団員各個人への支給ということになります。また、団員報酬、出動手当のほかに、消防団員の家族向けに地域商品券1世帯当たり5,000円分を配布もしているところでございます。それ以外には、装備、あるいは設備の維持管理費、燃料費等もできる限り村で負担しているところでございます。また、新制度による41歳以上の基本団員には、現役世代と同額の手当報酬を支出しております。

また、令和3年の4月、消防庁の長官より、団員報酬及び災害時の出動報酬でも基準額が提示され、当村につきましても令和4年度から団員報酬及び出動報酬について、国の基準に沿って見直しを行っているところでございます。

以上です。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございました。

次に、地域における防災活動についてお聞きします。

まず、村全体を対象とする防災活動についてお尋ねします。1点目に、火災や災害に関する予防活動の現状について伺います。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） まず、消防団の防災活動につきましては、月に1回の巡回活動、月に2回の情報電話による消防の日の呼びかけ、また、春と秋の火災予防週間で巡回、またサイレンの吹鳴を行っていただいております。

村としての防災活動については、毎年1回、総合防災訓練を行っております。今後は、住民宛てに防災備品取りそろえの呼びかけ、また各避難所の防災備蓄品の購入についても検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 2点目として、地区防災マップの作成状況と今後の作成計画について伺います。

村では、平成19年に洪水ハザードマップ、平成26年度に土砂災害ハザードマップ、平成29年度に地滑りハザードマップを作成し、住民自身が危険に対し認識し災害に備えることの重要性について、周知、啓発されていました。さらに、住み慣れた地区における防災マップの作成も順次計画的に進められていますが、この地区防災マップはどのようなものか、全地区での作成するものか、現在の作成状況と今後の計画について伺います。

○議長（平林幸一君） 高柳防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答えいたします。

この今おっしゃいました地区防災マップにつきましては、先ほど、議員からもお話がありましたハザードマップを参考に、その地区で過去に発生した災害箇所ですとか、危険が予想される箇所につきまして、地区の住民の皆さん参加の下で洗い出しを行います。そして、それらの場所を図面上に細かく落とし込んだものになっておりまして、いざというときの避難場所ですとか、避難経路などを再確認するためのその地区独自の防災マップとなっております。

自分たちの住む場所にどんな危険性があるのか、防災上どんな問題があるのかといったことを、地区住民が共有することで防災に関する具体的な話し合いをすることができ、自分自身や家族の避難行動を考える上で、非常に有効活用していただける防災マップであると認識しております。

この地区防災マップの作成につきましては、県の上田建設事務所が主体で実施しております防災マップ作成支援事業というものがございまして、それを活用し、当村におきましても毎年1地区を要望し作成に取り組んでおります。作成状況につきましては、既に作成済みの地区が6地区ございまして、順に、入田沢地区、沓掛区、中挾区、当郷区、中村区、夫神区となっております。今後の策定予定でございますが、今年度が細谷区、来年度が村松区を予定しておりますけれども、最終的には全ての地区においてこの地区防災マップが作成できるよう順次進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 3点目として、既に作成されている地区的マップの活用状況は、いかがでしょうか。実際に役立っているのかお聞きします。

○議長（平林幸一君） 高柳防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答え申し上げます。

防災マップが出来上がった後でございますが、広報あおきの配布に合わせまして、該当する地区全戸へ配布をしております。防災マップを作成した地区におきましては、必ず避難訓練等を実施していただくようお願いをしていく中で、地区の住民の皆さんでこの防災マップに記載されました危険箇所等につきまして、再度確認するなど災害時の避難行動を考える上で、有効活用していただいているものと認識しております。

また、村主催の防災訓練と連携しまして、防災活動もしていただいている地区もございます。地区防災マップの活用につきましては、今後村としましても、引き続き区長さん等を通じ、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

ぜひ身近に置いていただき家族の中でも共有し、マップを見ながら防災について話し合うことができるといよいよ思います。また区とも連携し、言われたように活用について検討していただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 4点目として、地区での防災活動についてお聞きします。

まず、消防団活動として、地区での防災活動は行われていますか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） お答え申し上げます。

地区での避難訓練への参加、また根焼き等が行われた場合の消火の補助など、地区の活動に応じて参加をしていただいているということでございます。

以上です。

○4番（宮澤政美知君） では、次が重複しますので、今言われたように日頃からの備えは重要で、災害時は地域における対応が主体になるものと考えます。村でも防災訓練を実施されていますが、引き続き消防団と連携して地区における訓練についても呼びかけ、計画的な実施に向けて協力をお願いしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 次に、地区防災委員についてお聞きします。

組織された経過の活動の現状について、また今後、各地区に組織される計画があるか伺います。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 現在、青木区では、地区防災委員というものを立ち上げていただき活動を行っていただいております。青木区が立ち上げに至った経緯については、宮澤議員も御存じかもしれませんけれども、青木区に所属している消防団員が、青木区以外の団員が大半を占めている状況の中から、有事の際に動ける人材を消防団員以外で確保しなければならないと考えたからであるというふうにお聞きをしております。

活動としましては、公民館の避難訓練に合わせての消火訓練や区支え合いの会と合同で有事の際に避難が遅れないように、独居や障害のある方などの状況把握等をしているということです。

今年度は、沓掛区においても立ち上げに向けて検討をしていただいているところでございます。村といたしましても、地区防災委員の立ち上げについては、区長会等で御案内をさせていただいているところでございまして、引き続き呼びかけてまいりたいと考えております。以上です。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

ぜひ各地区で組織化し、村、消防団、地域が手を取り一体となって消防活動を進めていっていただきたいと思います。災害への対応や防災活動は、住民からの要望も大きく安心・安全の村づくりのためには、最重要課題であると考えます。今後、地域防災計画の見直しの中でも、現状に則した取組がされるようお願いし、1点目の質問を終わります。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 2点目の質問は、青木中学校部活動の地域移行についてです。

部活動の地域移行については、2025年度までの3年間を改革推進期間、また、2026年度からの6年間を改革実行期間と位置づけ実施されています。教員の負担軽減や少子化がその背景にあるとお聞きしていますが、県内でも検討実施が進められ、2025年度までには県内の9割余りの市町村で移行が始まる見込みとのことです。

質問の1点目ですが、まず、青木中学校の部活動の現状について伺います。部活動の種類、所属する生徒数、活動の状況について伺います。

○議長（平林幸一君） 淀掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 部活動として活動しているのは、男女のバレー部と吹奏楽部であります。野球部と女子バスケット部、それから剣道部は、現在休部の状態でございます。人数ですが、男子バレー部が7名、女子バレー部が8名、吹奏楽部が14名という状況でございます。どの部活動も中体連の大会等には参加できる状況にはございます。

○4番（宮澤政美知君） 次に、地域移行の背景には、教職員の負担軽減や少子化があり、これは、青木村も共通すると考えます。その他の要因がありましたら教えてください。

○議長（平林幸一君） 倉掛教育長。

○教育長（倉掛英明君） この青木村もそうなんですけれども、今お話ししたように、少子化によって中学校単位では部活動の存続が難しくなってきているという課題それがございます。その課題を解決していくことが背景にあります。加えて、学校の働き方改革を図ることも併せておりまして、先生方の負担を減らすという狙いもございます。

これまで学校部活が担ってきた意義を大切にしながら、地域全体で関係者が連携して支える体制を整えるということを目標にしておりまして、地域移行という名称を、地域展開に変更するという方向に変わってまいりました。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 3点目です。

今言われたように、移行については、利点と課題の両面があると思います。それについて再度伺います。

○議長（平林幸一君） 倉掛教育長。

○教育長（倉掛英明君） 現在、最近では青木村でも、サッカーとかバレー、ボーラーなどのスポーツで近隣のクラブチームに所属している子供さんたちがおります。生徒自身も、また保護者もより高いレベルでの環境で練習したいとそういう考えていることが理由でありますが、そのような新しい流れには、この地域移行と地域展開は利点があると言えると思います。

一方で、青木村のような地域では、身近に様々なクラブチームがあるわけではありません。地域によって状況がこのように異なっていることから、そこが最も大きな課題だと考えております。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 4点目、青木村の取組の現状についてお聞きします。

今年度は、休日のバレー、ボーラーの部活動の地域移行をされていく、また今後は、可能などろから地域移行を実施していくとお聞きします。改革推進期間であるこの3年間の経過と現状、また来年度からではありますが、改革実行期間の6年間に向けての計画の進捗状況について伺います。

○議長（平林幸一君） 倉掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 令和10年度末までに、休日の学校部活動を地域クラブに移行、展開するという国や県からの方向を受けて、青木村では、今お話しされたように、青木村バレーボール地域クラブを創設いたしました。令和7年度は、男女バレーボール部の共通の練習日として水曜日を位置づけまして、外部指導者が参加して練習を行います。また、土日のどちらかに、練習ないし対外試合を行うことにしております。

その他の部活動ですが、剣道部、あるいは準部活動としてのサッカー部、実際にはフットサルになるんですが、それは現在でも地域の指導者に指導をいただいているために希望する生徒がいた場合、現状どおり行ってもらうことにしています。また、野球部については3名の生徒がおりまして、指導者も今おられるということなので、これからどうするか話を進めていこうというふうに考えております。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 移行に当たり、小さい町村で大変だと思いますが、生徒や保護者への説明は、どのようにされたのでしょうか。どんな意見や要望があり、それが反映された取組が進められているのかお聞きします。

○議長（平林幸一君） 畠掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 6年生の子供たちや保護者への説明は、中学校の校長先生が行っています。また、私からは、小・中学校のPTA総会で、今これまでお話しした内容を説明してまいりました。青木村では、スポーツ少年団が充実しております、毎年70名から80名の子供たちが参加しているために、子供たちの実態は把握できていますが、アンケートは実施してはおりません。

子供たちの願いを反映した取組としては、ゆる部活として、ヒップホップダンス部を創設しました。指導者として、OZという団体を主催している池田さんという方に依頼をいたしました。中体連の大会後、10回程度の練習を行って、文化祭に発表していただく予定でいます。先日、中学生全員の前でオリエンテーションを行いまして参加を呼びかけたところ、25名程度の今参加希望があるということでした。多くの中学生に参加してほしいと願っているところであります。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 地域移行の実現に向けては、指導者、協力者の確保が最重要で優先すべき課題と考えます。指導者は、既に確保されていますか。村内でお願いできる方はいる

のかお尋ねします。また、上小地域としての取組が進んでいるとお聞きしますが、現状はいかがですか。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　村内での指導者確保がやはり最も大きな問題だと思っております。

話をしていくと練習に参加することはいいけれども、責任を負うのは難しいと思われている方が多い現状であります。現時点で、バレー部の指導をしていただいている指導者は9名いるんですけども、青木村のような地域では、連絡調整については中学校の先生にお願いしていくことが必要だと思っております。

また、上田市も昨年度から地域移行について動き始めておりまして、学校でいうと六中、塩田中、青木中のような川西区というチームで、広域でチームをつくって、そういう流れで今動いております。今後、そのような広域チームでの活動について、検討していくことになると考えております。

○議長（平林幸一君）　宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君）　最後になりますが、地域移行に向けて、今後の方向性と見通しについて伺います。あわせて、この件について、教育長さんが大事に考えていることがありましたら教えてください。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　大事にしなければいけないなと思っているのは、どの子も希望するスポーツや文化活動に継続して取り組むようすることだというふうに思っています。ただし、地域によって状況が異なっておりまして、青木村のような地域クラブがないところでは、なかなか思いどおりの展開ができないというところであります。それでも、これまでにお話したように様々な取組をしてまいりました。

今後は上田市と連携し、広域で活動を進めるようになると考えています。すると、練習場所はどうするのかとか、練習時間、移動の問題をどうするかとか、また新たな問題が出てくるわけでありまして、これからもその都度関係者で話し合いを重ねて、よりよい方向を探っていくことになると思っています。

また、吹奏楽部についても地域移行を進める必要があります。今後、外部指導者に指導をお願いする方法ですとか、あるいは、または先生に兼職兼業願を出してもらい指導をもらう方向もありますので、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、少子化によって部活動の存続が難しくなっているという状況を踏まえて、

今、行動を起こしていかないと将来につながっていかないということになるため、青木村ならではの方向も探りながら、スポーツや文化に親しむ環境をつくりていきたいと考えています。教育委員会として取り組んだ、ゆる部活動としてのヒップホップダンス部の設置は、その意味から青木村としての独自色を出したものでございます。

○4番（宮澤政美知君） 移行については、地域、学校、競技ごとに状況も違い、具体的な実行に向けての課題が多くありますが、何より生徒さんたちの意欲を大事にして、取り組むよう進めていただきたいと重ねてお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） これで宮澤議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

早い時間ではありますけれども、再開は12時45分ということでお願いしたいと思います。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 零時45分

○議長（平林幸一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開会いたします。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（平林幸一君） 一般質問を行います。

続いて、9番、坂井弘議員の登壇をお願いいたします。

坂井議員。

〔9番 坂井 弘君 登壇〕

○9番（坂井 弘君） 議席番号9番、坂井弘でございます。

通告に従い、3点にわたって質問をいたします。

最初に、北村村政4期目の重点施策、とりわけ住民福祉、教育、農業政策に関わって質問をいたします。

さきの5月議会臨時会における村長の所信表明の中で、村長選挙で公約として掲げた5つの重点推進プロジェクトについて語っていただきました。その1、情報通信高機能化（あお

きネットワークプロジェクト）、その2、国道143号青木峠バイパス（新トンネル）整備活用プロジェクト、その3、あおきっ子小・中学校全学年2クラス化プロジェクト、その4、健康寿命延伸プロジェクト、その5、新時代創生プロジェクトの5つでございます。

これらはこれまでの第6次長期振興計画で掲げてこられた重点プロジェクトとそれほど大きく変わるものではありません。第6次長期振興計画では、1番目に「コロナ克服災害に強い村づくり」を掲げられていましたが、コロナが一応終息したことから、これに代わってこの間推進している情報通信高機能化が1番目のプロジェクトとなり、国道143号青木峠バイパス整備、健康寿命延伸、小・中学校全学年2クラス化はそのまま踏襲、産業を育む村づくりが外され、5番目の新時代創生プロジェクトはこれまでの関係交流人口拡大創出による村づくりのバージョンアップ版であるように見てとれます。

このように見てまいりますと、特段目新しいものがあるわけではなく、これまで掲げ、実践してこられた政策をこれまで同様に、着実に前進させていくお考えであるように思われますが、いかがでしょうか。これまでとはここが違う、4期目の売り、あるいは青木村のこれからの中の売り、キラリと光るものはこれだというようなものがございましたらお示しください。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村政を支え、担当させていただいて12年たちました。それぞれの事業が1センチでも前へ行ったかなという、そういう思いで反省をしたり、いろいろ前に行かなければならぬなというふうに思っております。他の自治体のこれだけの人口とか職員数とか財政力指数を比べて青木村も遜色はない、あるいは部分的にやっては少し前へ行っているかなという思いで、自分自身も反省したり評価したりしております。

今御質問の中にありましたように、日々の大型事業としては、公約の1番にあります情報通信高機能化、あおきネットワークですが、このプロジェクトを確実に今2年目でありますけれども、ハード事業を今INGですけれども、これをしっかりと立ち上げること。それと、やっぱり村民の皆さんに、全ての皆さんにこれを運用していただくということが大事だというふうに思っています。毎日が試行錯誤の部分もありますし、いろいろ説明会やつてもいろいろの御質問をいただいたりするようなことで、これは今年が全てではありませんけれども、なるべくたくさんの人々に活用していただいて情報が的確にいって、的確に見られる。そういう情報を運用することが大変大きなことだというふうに思っております。

村民の皆さんの期待というのは、日々の村民生活の中にあるというふうに私は思っております。私の行政スタイルとしては、大きな花火を一発上げることではなくて、村民の皆さん

の毎日の生活の中に当たり前にあることを継続的に実践し、徹底していく。いわゆる凡事徹底に努めてまいりたいというふうに思っております。これ私の行政スタイルとしております。キラリと光るものとしては、新時代創生プロジェクトの中に10年先を見越した143の青木峠バイパスが、これが開通するだろうという前提で考えたときに、やはり青木村に江戸時代に浦賀に来た、黒船が来た、ああいうようなたとえで言えるような大きな変化があるというふうに思っています。これをどういうふうに受け止めていくのか、活用していくのかというのがこのキラリと光るとあえて言えばということでございます。

この青木村が持っている豊かな自然とか文化とか歴史とか、そういった人情とか、そういったものを今あるものに付加価値を高めるということと同時に新しく時代が起こる、それを受け入れて村民の皆さん、あるいは議員の皆さんと語り合い、その方向性を出していくというのが今回の大きな目玉といいましょうか、大きな事業というふうに思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 村長選の中で発行されたリーフレット、チラシを2種類お見受けをいたしました。後援会討議資料として発行されたA3二つ折りのもの、そしてA4表裏の1枚チラシの法定ビラの2種類でございます。先ほど取り上げた5つの重点推進プロジェクトもこの2種類の発行物のどちらにも掲載されております。そのほかの掲載内容も、ほとんど同じです。唯一異なっていたのは、後援会討議資料に掲載されていたのに法定ビラでは消されてしまった表現、「人に優しい」の文言です。「人に優しい村づくり」、なぜこの文言が削られてしまったのか。その意図は何だったのでしょう。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 「人に優しい」って、私は最近本当、気に入っている言葉なんですよ。今まで12年支えていただいて、議会の質問とか、それから村民の皆さんからいろいろ意見を聞く中で、集約すると「人に優しいと」いうこの一言でみんなくれるのかなというふうに思っておりました。

意図して削ったわけではなくて、その経過をちょっと御説明しますと、法定ビラと実はそのリーフレット、後援会討議資料は2分の1のスペースしかないんですよ。それで、後援会とこれをつくるときにいろいろ議論した中で、「元気で豊かな村づくり」と、それから「青木村がもっと輝いて日本一住みたい村づくり」というのは、私は3回このフレーズを使ってまいりました。後援会の人は、「これが北村政夫の言葉だから、それを消すわけにはいかないよね」ということと、それから顔写真がそれ入れると本当小さくなっちゃうというような

ことで、削ったわけじやなくて結果入らなかつたというふうに御理解をいただければと思います。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 「人に優しい」、たつた一言のフレーズであります、私は大変重要なフレーズだと思っています。そのことを今、村長からのお言葉からも感じることができました。

これまで青木村は、子育て支援、高齢者支援に力を入れて取り組んでまいりました。学校給食費の無償化、子ども医療費窓口完全無料化、補聴器購入補助、国の定期接種に上積みする帯状疱疹ワクチン補助など、様々な子育て支援、高齢者支援を行ってきました。まさに人に優しい村づくりだったのはないでしょうか。

この春、御家庭の事情で住居を村外に移された子育て世代の声をお聞きしました。「村を出たとたん学校給食費の負担、子ども医療費の受益者負担が重くのしかかってきた。青木村がどれほど手厚く子育て支援をしてくれていたのかつくづく身にしました。できることなら青木村に戻りたい」、そうおっしゃっておりました。人に優しい村づくり、引き続き行ってほしいと思っています。先ほどの御答弁からは、そのことを確約していただいたというふうに思いますが、再度その点をよろしくお願ひします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 評価をしていただきましてありがとうございます。もう一つ、加えるとすると実は私、昨年秋、体調を崩しまして入院をしました。そのときにいろいろな人の病院とか理学療法士とか村内の人からの見舞いとか、やはり身をもって人に優しいということを体験したわけでございます。

それから、もう少し今までやってきた中でいえば、コロナも最初に全国民に配られました10万円の定額給付金というのがありましたよね。あれを100%青木村は住民にお渡しましたんですよ。現住所とそれから住民票の住所の人に100%、現住所と住民票の表が違うのはままでいるんですよ。ままというか、ある程度いるんですよね。ですから、上田行ったり、それから息子のところがいる関東圏まで書類上追いかけまして、本当に担当苦労したと思うんですけども、100%です。これは本当に日本中誇ってもいい優しさだというふうに思っております。

それから、最近の例でいうと生活に困窮した人がある額を支援してほしいと。貸してほしいというお話がありました。金曜日にお話ありましたけれども、土、日、月曜日はそこが休

みだったものですから、火曜日にはちゃんと言われたとおりのお金を融資することが、お渡しすることができたわけでございます。

こういうふうに、いろいろの事業を先ほども言いましたように凡事徹底の中で医療、福祉、教育など人に優しい行政にさらに努めてまいります。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ありがとうございました。

学校給食費無償化にしても、子ども医療費完全無料化にしても、青木村は他の自治体に比べ一步先んじております。しかし、こうした青木村をほかの自治体も追いかけています。学校給食費無償化は、来年度から全国の小学校で始まりそうな気配です。青木村が人に優しい村であり続けるには、さらに一步進んだ子育て支援、高齢者支援に取り組んでいく必要があるように思います。

人に優しい村づくりに向けた新たな取組として考えていらっしゃることがあればお示しください。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 公約を行政ベースに乗せる今作業をしております。いろいろ私が言ったことが本当に事務的に大丈夫なのか、制度的に大丈夫なのか、財政的に大丈夫なのか。これはじめ、いつ頃できるのかというようなことをやっておりまして、その中で今、坂井議員が御質問したことは表に出していきたいというふうに思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 新たな取組、どんな形で出てくるか楽しみにしたいと思います。

これまで、私は人に優しい村づくりについて、幾つかの提案を行ってまいりました。まだ実現していないものとして、国保税の子供均等割の撤廃、子供インフルエンザ予防接種の対象期間の拡大、障害者医療費の窓口無料化、給付型の奨学金制度の創設等々です。こうしたことの実現についても今後の中で考えていくべきだと思います。

さて、人に優しい村づくりをこれまで、そしてこれからも果敢に推し進められている青木村ですが、こうしたことの村内外に発信するアピールは十分でしょうか。村外の方から青木村の売りは何なのか、ホームページを見てもそれがよく分からない。小さくてキラリと光る青木村。キラリと光るもののが何なのか。

村長は143号というふうにおっしゃいました。それとともに、人に優しい村づくりこそが青木村のキラリと光るものではないでしょうか。そのことをもっともっとアピールすべきで

はないかと指摘をされました。村としてはどのようにお考えでしょう。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） そうですね。ホームページでもっともっとPRしてもいいなというふうに私自身も思うことがあります。前回、前段で答弁しましたように、今行政ベースに乗せる中であります。6月議会もまたひとつ経なければならぬ過程でありますので、これをまとめてホームページの村長の「村長室へようこそ」というコーナーがありますので、ここを4期目になりましたので、顔写真も含めて替えるといふふうに思っております。担当の皆さんと今話をしまして、今内容を含めて更新をしていきたいといふふうに思っております。その中で今、御質問をいただきましたようなことも取り入れられるものは入れていきたいといふふうに思います。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 期待して待ってみたいと思います。

次に、重点推進プロジェクト、その3のあおきっ子小・中学校全学年2クラス化プロジェクトに関わってお尋ねをいたします。

小・中学校全学年2クラス化は従来より掲げている政策ですが、実現の見通しをどのようにお持ちでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 塩澤議員の質問と少しかぶるところがありますけれども、あおきっ子小・中学校全2クラス化プロジェクト、これは先ほど塩澤議員にも御答弁したように、婚活から就職までトータルとしての事業全てをこの中に入れております。

それから、もう一つは働く場、働きやすい環境づくりだとか、若い人たちの移住・定住、これをしっかりと一生懸命やりたいといふふうに思っております。

これは非常に今申し上げましたように、行政の中ではウイングの広いものでありますので、役場の総合力を挙げてのプロジェクトになります。青木村は、塩澤議員のところで御説明しましたように、消滅可能性自治体に入っております。これは2040年に20歳から39歳の女性の数が半分以上減する自治体ということでございまして、2024年の推計とは日本全体で744の自治体がそれに当たるといふふうに言われております。青木村がこれは入っていないということは10年前の前回もそうでしたけれども、入っていませんけれども、今までの総合力の結果だといふふうに思っております。

来年の新1年生は現在のところ36名で、幸いにして36名でございます。また、1歳の子

供と小学校へ入る入学児ではここ数年の統計を取ってみますと、三、四名増えていますね。それから、ちょっとデータ古いんですけれども、一時期は1.4倍になっていました。こういうことも努力すればなっていくのかなというふうに思っております。何回も今までの議員さんの中にもお答えしましたように、国道143号のバイパスが開通するということは大きなチャンスになりますので、行政の中でもそれをしっかり受け止めてやっていきたいというふうに思っております。

小・中学校2クラス化というのは、目標は実は最初から非常に高いものであります。村民の皆さんとの協力いただきながら実現したいというふうに思っています。これは、例えば武田信玄によれば、「山は動かざること山の如し」のあの御旗だと、に相当すると、相当したいというふうに私は思っております。

埼玉県でさいたま新都心という日本でも有数の大きなプロジェクトをさせていただいたときの例を申し上げますと、そのときの委員長の先生は土木学会の会長、日本でも優れた先生でございました。その先生が「計画とは何ぞや」という話の中で、一見達成できそうな計画目標はビジョンじやないと。カエルが柳に飛びつくように、飛びついて、飛びついて、飛びついてやっと目標が達成できる、ここが計画の一番いい計画だというふうにおっしゃっていたことを胆に銘じております。

そういうことで、旗は、八幡は非常に高いことありますけれども、36名ということを考えれば、今年の今来年1年生か。 ですね。この旗はしっかり掲げてみんなで向かっていきたい。実現したいというふうに思っています。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） その旗に向かって、もろもろの手だてを取っていらっしゃるというふうにお見受けしているわけですが、その大きな手だてとして先ほど来、御答弁でも触れられておりますけれども、働く、あるいは働く場、働きやすい環境をつくることが挙げられておりました。その進捗状況はいかがでしょうか。具体的には、一昨年9月に操業を開始した竹内製作所青木工場の村内在住の就業者数、また全体から見た村内の就業者の率、これはどれくらいになっているでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問もありましたように、本当に竹内製作所が来たというのは大きな旗に結びついたかというふうに思っております。

昨年度、村内企業と商工会、それから役場が合同で就職フェアを初めて村内で開催いたし

ました。10の村内の企業に参加をしていただきまして、企業の紹介、募集を行いました。今年度もやはりハローワークの協力を得ながら、村内企業への就職を増やしていきたいというふうに思っております。

竹内製作所が来たということで、いろいろな人が注目してくれているんですよ。青木村つて、調べてみると竹内製作所が行った、調べてみると意外と交通の便も悪くはないし、災害もないし、人は優しいし、道の駅はあるし、そんなことで大変興味を持ったりしていただいております。

御質問の竹内製作所の村内の皆さんの中の率、数等でありますけれども、会社に照会いたしましたけれども、公表していないという話でございました。そうはいいながらも、これ全く私の推測なので完全ではありませんけれども、数十名、ちょっと分からないですけれども、ぐらいかなというふうに思っております。

竹内製作所に聞いてみると、竹内製作所だけではなくて、関連会社とか出向とか食堂とか警備とか、私も本社以外のことで数人知っているんですけども、そういうことを考えると、今言ったような数字になるのかなと思います。

それからもう一つ、これも直接聞いた話、複数いらっしゃいますけれども、学校を卒業して取りあえず坂城の本社へ採用になったと。取りあえず坂城へ行っていると。一定の技術等が、経験が積んだら青木工場へ行くということももう既に言われているという方も複数承知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 竹内製作所の誘致効果の一つとして、村内在住者が村内の企業に就職することによって時間的な余裕が生まれ、空いた時間で農業に携わることができるようになると村長から説明をされておりました。就農効果はあったのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大企業を誘致した際に、地元の商工会、あるいは工業系からクレームといいましょうか、賛成できない、反対だという話は県内ではよく聞きます。それは働く人を村内の企業から引き抜くということなんですよ。ということを全く聞いておりません。両方から聞いておりません。ということは、今言った数十名は、ほかから、いわゆる村外の人たちが主に転職したというふうに考えられるかなというふうに思っています。

ですから、通勤時間が上田へ行く、あるいは丸子方面へ行く、あるいは坂城という人たち

が中心かと思いますけれども、そういう人たちが通勤時間が相当短くなれば朝水を見たり、昼、こういうような日の長いときは草刈りもできますし、農業もできるという意味で就農効果というふうに言ったのと、それからもう一つは財政的に少しゆとりができたとは言いませんけれども、農業の関係も増えております。農業振興費で見ると4年、5年、6年と数百万円ずつ増えていますので、こういった効果も出てきたのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） さきの3月議会、令和6年度一般会計補正予算第6号の審議の際、小学校2学年の2学級化予算が2年続けて執行されなかったことを問題にいたしました。その際、村長からは当初予算化せずに教員が確保されてから補正予算化しろということかというふうに反問を受けました。この反間に十分お答えできないまま議事進行の動議によって審議が中断されてしまいました。

そこで、改めてお聞きをいたします。

令和7年度一般会計予算には、小学校2学年の2学級化予算が計上されております。2学級化方針を堅持していくことの表われと理解をしておりますが、この方針を今後とも予算計上の上でも堅持する方針は揺るぎないものであるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 当時の話は、沓掛教育長が本当に努力しながら確保できなかつたということを申し上げたかったわけでございます。坂井議員も個人的な話ですけれども、教員生活が長いですから、その辺はいろいろ私どもより情報を持って御理解いただいているかなというふうに思っております。

御質問の件ですけれども、小学校の低学年のうち、小さな集団で落ち着いたスタートを切ってほしいと私どもはずっと願っております。小学校が毎年3年生、4年生になって落ち着いて学習できるという大きなこれは要因の一つになっているなというふうにも思っております。現実に村費の講師が見つかれば、ずっと2学級は対応していきたいというふうに思っております。

かつて坂井議員御存じかどうか、もうちょっと前になりますが、1年生、2年生は2学級でした。でもやっぱりその学級がなかなかうまく学年がうまくまとまらないので、3年生になっても学校でぜひ2学級でお願いしたいということがあって、あえて3年生も2学級にしたと。申し上げたいのは、やはりこういうような教育効果というのをよくよく現実的に

知っていますので、これはしっかりとやつていきたいというふうに思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 2学級化方針、堅持していただけるということで意を強くしたところでございます。来年度も当初予算で予算化するというふうに受け取りました。教員不足の現状の中、三たび同じ轍を踏まないために来年度に向けた教員確保をどのように進めるおつもりかお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 倉掛教育長。

○教育長（倉掛英明君） 本当に教員不足というのは、全国的な問題であります。長野県でも県費の職員が不足しているという大きな問題がございます。長野県では、今年度の欠員が56名に上っていると報道されたところであります。青木村でも県費の職員がどうしても見つからず急遽教育委員の上原先生にお願いして、今青木小学校で指導をいただいているという状況であります。

長野県としての今後の方策を確認したところですが、採用試験で一般教養の試験を廃止する。それから、教員免許がなくても受験が可能とするってちょっと驚いたんですけども、合格したら臨時免許を申請してもらうということでありましたが、まさに非常事態の対応を行っているというふうに考えています。

担当者の話を聞くと、今の大学生の気質として正規でない講師は不安に思う学生が多くて、採用試験に合格しなかった場合は、他のほかの職種を正規採用に行ってしまうという傾向があると聞きました。そもそも講師の成り手が少なくなってきたという実態もございます。

その中で、青木村では毎年教員の確保について県費も村費も含めて努力してきたんですが、これまでどおり講師名簿から当たるということや校長会に依頼することと併せて、今年度は早期に大学に直接話をかけてみたいなと思っています。私も校長さんも2人でちょっとそういう非常事態をやってみようかなと思っています。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 新たな取組といいますか、大学に手を伸ばすというふうなことを取り組んでいくというようなこと、新たな方法として一つの優れた方法かなというふうに受け取りました。

以前、教育長からは村内在住者で教員免許をお持ちの方は40名ほどいるというふうにお聞きした記憶がございます。そうした方々全てに意思確認をされているのでしょうか。また、

村費雇用の教員を配置している自治体、本村だけではないと思いますが、そうした自治体もことごとく配置不能になっているのでしょうか。しっかりと配置できている自治体もあるのではないかでしょうか。こうした自治体の雇用経験に学ぶことも方法ではないでしょうか。先ほどの教育長の御答弁、大学にも触手をというふうなお話も含めて、あらゆる手立てを打つことが求められているかと思います。教育委員会の御奮闘に期待をいたします。

次に、重点推進プロジェクトには掲げられておりませんが、青木村の基幹産業である農業政策に関わってお聞きをいたします。

昨年5月から米不足が騒がれるようになり、1年たった現在、その深刻度は頂点に達し、ニュース、ワイドショー等で取り上げられない日はないほど国民的一大関心事となっています。小泉農林水産省は随意契約によって備蓄米を放出し、市場には2024年度から、そして昨日のニュースでは2021年度以上に2020年度産までの幾種類もの米が出回っています。

一方、トランプ関税に対する対応策として、米国産の米の輸入拡大も取り沙汰されております。こうした米不足の状況をどのように捉え、村としてどのような対応をしていくおつもりかお考えをお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まず、主な要因について御答弁申し上げます。

1つは肥料価格の高騰、燃料価格の上昇、それから輸送費運賃の上昇、このため米生産農家の経営というのは黒字幅が大幅に減少した。そして、水稻の作付を行う農家が一貫して減りつつある。

それから、もう一つは異常気象、猛暑とか渇水、あとカメムシも昨年ひどかったです。というようなことで生産量が需要を下回ったということあります。

もう一つ、南海トラフ地震の臨時情報がありました、それからインバウンドの関係ですが大分売れているとか、そんなようなことがあります。消費者はスーパーの米購入量は前回の昨年の1.5倍だそうでございます。こういったことがその結果として高騰した一つの原因ではないかというふうに見ております。

対応についてでございますけれども、米価が上昇すると作付面積が増える。そうすると価格が下がる。そうすると生産量が減少すると、こういった繰り返しを日本の国は長くやってきたなというふうに、サイクルをしてきたなというふうに思っております。

安定するには、これは青木村単独ではなくてオールジャパンの話でありますけれども、これ本当に食の安全保障から来る大きな課題だというふうに思いますけれども、米の安定供給

を図るために需要バランスの予測をしっかりとやってもらいたい。これもさっき言いましたようないろいろ計算上いかないものもたくさんあるわけでありますけれども、そこでしっかりとやってもらいたい。

それから、国・県では計画的な生産をやはり今まで同様にやっていかないということが起こるだろう。ただ今回こういうことになったのは違う要素が、ファクターが入ってきたので今こうなっているので、そのところを十分反省しながらやってほしいというふうに思っております。

それから、この後また質問通告がありますけれども、ブロックローテーションというのをしっかりと計画的に青木村では取り組むべき方法ではないかなというふうに思っております。今もうちょっとすれば田植後の青木村中に広がる緑のじゅうたん、これはもう本当に日本の田園風景でありますし、青木村が誇る景観でございます。こういったようなことを抜本的な農業施策を国が早急に私どもに示していただきまして、農業の担い手が希望を持って、意欲を持って取り組める農業の実現に向けて、国が方針をしっかりと取るべきだというふうに思っております。これは緊急のことであります。

米の生産情勢を見れば、人口減少とかいわゆる食に対する多様化を考えれば、今後の需要が膨らむとは思いませんが、日本の米づくりが崩壊するという心配もしております。こういった中で、国がしっかりと取るべきことを至急してほしい。また、いろいろのところで私どもを声を上げていきたいというふうに思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 御答弁にございましたけれども、国の責任、執政の責任は大きいというふうに私も思っているところであります。そういう中ではありますが、村としてはできることはないのかというふうに思うところであります。

ただいま村長からの御答弁でも触れられました、また午前中の塩澤議員の質問にもございましたが、村が今取っている転作ブロックローテーション、ただいまの御答弁では村としてはしっかりと取り組むというふうなことでしたけれども、私は塩澤議員同様、この問題については何度かブロックローテーションをやめてはどうかという提案を行ってまいりました。しかし、今回同様、村としては続けるんだと。また、転作ブロックローテーションの実施は農業再生協議会で決議されていると、そういったお答えをいただいておりました。

そこで、令和4年度から令和6年度までの3年間の青木村農業再生協議会の水田収益力強化ビジョンを3年分読み比べてみました。数量的な部分は年度ごと異なっておりますが、文

書表現はほとんど同じでした。違っていたのは、5年に一度の水張り対応の部分のみでした。

注目すべきはブロックローテーションについてですが、その前提として次のような記述があります。「今後の課題として、主食用米の需要減が見込まれる中で、水稻以外の作物への作付転換を促進することにより、主食用水稻の生産数量目安値の範囲での作付を図っていく必要がある」、こうした表現がありました。果たしてこの間の米不足の状況、需要減が見込まれるという状況なのでしょうか。当然、この部分については、本年度の強化ビジョンにおいては書き改められるものと思われますが、こうした前提が崩れた以上、ブロックローテーションについても見直されてしかるべき時期ではないでしょうか。

塩澤議員の御指摘にもございました水稻栽培に適した水田では、ブロックローテーションを解除し、畠地に適した場所でタチアカネソバ、野菜、花卉栽培を進める敵地適作の農業に転換すべきときではないでしょうか。再度お考えをお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

青木村のブロックローテーションによる集団転作は昭和62年に始まり、現在38年が経過をしております。その間、農業経営者の方は38年間のブロックローテーションに取り組まれている中で、それぞれのお考えの下、水稻と転作作物による複合作物を確立していただいて、効率的、それから安定的な経営形態の構築を図ってまいりました。

実際、現在は水利に有利だということで水田に花卉ですとか野菜の生産をされている方もいらっしゃいます。タチアカネソバももちろん水田より畠地のほうが向いている作物ではあるわけですけれども、村の特産品として大規模に大量に収量を確保していくために、少ない労力で全作業が機械化で行えて、大きな面積を少人数で生産できるというメリットもございます。この青木村方式によりますブロックローテーションによる複合経営は大規模水稻農家にとっても労働力の効率化と農業機械設備の有効利用による経営安定面からも得策と考えております。

ブロックローテーションの目的につきましては、塩澤議員の御質問のときにも申し上げましたけれども、担い手への耕作地の集積、それから連作障害の回避、それから水系分離による湿害の低減、それから輪作による雑草制御や収量確保等、村の農業を継続していく上で非常に重要な部分と捉えております。したがいまして、このブロックローテーションを維持をしながらこの米不足に対応した米の増産というものを担い手農業者の方の労働力の余力なども踏まえて検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 農業再生協議会水田収益力強化ビジョンには、年度ごとに作付予定面積並びに翌年度以降の作付目標面積等が書き込まれてございます。これらの数値はどのようにして算出されるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） まず、当年度の作付予定面積でございますが、こちらは毎年4月に農家の方から提出をされる営農計画書がございますが、その営農計画書の中の試食用米の作付面積を集計した数値を基に算出をしております。

それから、もう一つの作付目標面積について、これはその次の年、次年度の予定面積をすることになっておりますが、これはあくまでも予定数値でございますために、現在4年に一度のブロックローテーションを行っていますので、4年前の実績数値を基に算出をしております。これらの数値を記入して水田収益力強化ビジョンを全体を策定していくという流れでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 目標面積については、次年度の目標値だというふうにおっしゃっていましたが、御承知かと思いますけれども、昨年度、令和6年度の目標面積の部分は次年度ではなく令和8年度なんですね。県からそういう通達でそういうふうにするようになっているんだそうですけれども、そんな年もあるんだということあります。

さて、こうした主食用米数値、県からは主食用米の生産する目安値というものが示されるわけですけれども、それと今の目標面積の算定とはどのような関わりを持っているんでしょう。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） まず、お答え申し上げます。

まず、長野県の農業再生協議会では毎年11月末に国から示される需給見通しにおける生産量に前年対比等を乗じた値を基本として、長野県全体の目安値というものを算定いたします。青木村のブロックローテーションによる達成状況等を考慮してそれぞれ市町村別に生産数量目安値というものを示してこられます。

村については、県から示された目標目安値を12月に行われる集落協同組合長会等で農家の

方に御説明をさせていただいて、翌年の4月に提出される営農計画書の作付面積を集計して、県から示された目安値に沿った作付面積を計画してビジョンに反映させていくということです。ちなみになんですかけれども、これまでビジョンのほうに書かれる予定面積が県から示される生産数量目安値という値を超えたということは、たまたまでございますけれども、まだなかったということでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 青木村の試食用米の作付面積、ここ3年間の推移でいいますと、実績値で72.71から95.88へクタールで推移をしております。仮にブロックローテーションをやめて4年に1回転作になる、その作付面積を加えた場合はどれくらいの値になるんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

あくまでも机上の計算にはなってますが、令和7年度の状況で申し上げますと、先ほど議員御指摘のように令和7年度の試食用米の作付予定面積は90ヘクタールでございます。これにこの本年、令和7年度ブロックローテーションによって休耕している転作をしているソバの面積というのが約20ヘクタールございます。この20ヘクタールというのは、その前年度は水稻作付をされていた面積ですので、単純に90ヘクタールにこの20ヘクタールを足すと多少増減はあるかもしれませんけれども、110ヘクタールぐらいというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 上小地域における令和5年度の主食用米の生産数量目安値の面積と実際の作付面積を比較してみました。東御市は14%、長和町は4%、目安値よりも作付面積が超えています。それに対し、青木村の作付面積はどうでしょう。ただいま御答弁にありましたまたまた超えていないと、超えた年はないという御答弁でしたが、令和5年度は目安値に比べて作付面積70.7%しかありません。青木村の場合。令和4年度でも86%です。青木村は県の示した目安値を大幅に下回る作付面積になっています。そのことが常態化しております。

この間、青木村に提示されている目安値面積は令和4年度105.4ヘクタール、令和5年度

102.9ヘクタール、令和7年度で91.4ヘクタールです。これに先ほどの20ヘクタール、4年に一度休耕している作付面積はもっと低いわけですので、それに20ヘクタールを加えて110ヘクタールということは、その目安値に若干それを超えるくらいの数値だというふうに思います。

他の東御市、長和町にそうしたところでは目安値を超えて作付をしているわけですから、米不足の今いたずらに目安値にとらわれることなく、ブロックローテーションをやめて作付面積を増やす。そのことが理にかなっているのではないしょうか。再度見解を伺います。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

生産数量目安値については、米価安定のための目安値ということで、仮に目安値が大幅にオーバーしてしまった場合、県内の市町村間の一定の範囲内で地域間調整というものが行われて、いわゆるオーバーしているところがあれば地域でマイナスになっているところで補充するような、そういったような形で調整後の目安値が当初示された目安値となっていくわけで、したがいましてその目安値を超えた作付面積は、設定することは可能ではあるわけでございます。

しかしながら、今回例えば20ヘクタールを作付面積を増やした場合に簡単には増産できない事情というものがやはりございまして、塩澤議員の御質問でも答弁させていただきましたけれども、既存の農家の労働力を確保して水稻作付機能に見合う田植機ですとか、バインダー、コンバインを確保し、それから栽培技術であったり毎日の水管理、それから水田の権利関係の調整など等を考えますと、栽培可能な面積の実際に栽培可能な面積も限定されるものと考えます。

それから、その労働力の面でも、これ先ほども申し上げましたけれども、水稻栽培は田植時期と収穫時期の作業が集中しますので、季節アルバイト等の確保等の課題があるということもございまして、大規模農家にとっても労働力の効率化と農業機械の有効利用という面から考えても、一概にこの面積を増産するということにはいかないのではないかというふうに思っております。

したがいまして、現ブロックローテーションのほうを維持しながら、その中で米不足に対応した米の増産を担い手農家さん、それから法人さんにもお話を聞く中で、余力なども踏まえた検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 様々な要因、条件があることは今の御答弁で承知をしたところですが、農業経営者、大規模農業だけではなく家族経営でやっていらっしゃる、そういう農業者もいるわけです。そうしたところも鑑みて今後の青木村の農業を見据え、十分な検討をいただき、方針転換に踏み出すことを私としては期待し、1点目の質問を終えます。

2点目、戦後80年に当たっての平和を守る取組みについて質問をいたします。

1945年の終戦、また広島、長崎への原爆投下から今年でちょうど80年が経過をいたしました。村長からは、これまで時々に応じ平和への熱い思いをお聞きしてまいったところですが、この間、新しい戦前と言われるようになり、軍事費が突出し、学術会議解体法案をはじめ平和を脅かす数々の戦争準備のための法案が国会で審議、あるいは可決されるなど平和を脅かす動きが顕著になってきています。

そうした中、戦後80年の年に当たり、改めて平和に寄せる村長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） そうですね。80年たっちゃったんですね。私は昭和17年の生まれですから、おぼろげなんですけれども、戦中、戦前のことなのか戦中のことなのか直後のことなのかはっきりしない部分もありますけれども、大変生活がお互いに大変だったということをよくよく覚えております。

もう一つ、これはもう何回もいろいろなところで言っておりますけれども、小学校のとき37人のクラスがありました。クラス替えもなく1年生から6年生まで1つのクラスでした。そのとき4人の方が、同級生がお父さんを亡くされている。これも偶然なんですけれども、私の家から500メーターぐらいしか離れていないですね。みんながですね。本当にこういう小さいときはその人たちに同情するような気持ちが浮かばなかつたんですけれども、本当に大変だったろうな、申し訳なかったなというふうに思っております。

それからもう一つ、私の身近な方ですけれども、昭和20年6月に沖縄に特攻隊で出撃した人もあります。そんなことを美らに行って、身近でその人の衣装を見てまいりました。そんな経験をしているものでございます。本当に後世の皆さんにこの体験をしっかりと伝えていくのが私の生き証人である義務かなとも思っております。

村では4月24日に村と社会福祉協議会等が主催で青木村戦没者追悼式を行いました、改めて平和の尊さ、それから戦争で犠牲になった方の御冥福を毎年お祈りをしているところでござ

ざいます。

また、先年、昭和の義民、山本虎雄顕彰碑の建立にも加わらせていただきまして、この中で昭和の10年代、日本は満州への1桁だから10年代ですね。移民が、特に長野県は多かつたんですけども、国策にあった、だから相当いろいろ国からノルマがあったし、叱咤激励もあったと思うんですけども、青木村からはほとんど行っていないんですね。長野県では村を挙げて行ったり、村長が半分村民を連れていったりして、戦後大変いろいろなことがありましたけれども、こういったことを青木村の人は平和のことを考えて今までやってきた立派な先輩がいるんだなということを改めて思っております。

それから、最近伊藤千尋さんの書いた「非戦の誓い」というなる本を読む機会がございました。戦争は命を奪い、命の尊厳を踏みにじることを国と国との間で集団的に行う人間の愚かさが最もむごたらしい形で表れているというふうに言っております。

第二次世界大戦で世界中で5,500万人以上、あるいは一説では8,500万人という統計もありますけれども、こういった方が亡くなっていると。日本でも310万人の方が亡くなっているということです。

戦後80年目の節目でございますが、世界では今幾つかの地域で戦争が行われております。この80年を境に、きっかけに私どもは平和について強く考えるいい時期、チャンスだなというふうに思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） これまでも村長からは、平和についての思いをお聞きをしてまいったところですが、本日改めて平和を希求する村長の熱い思いを語っていただき、感銘を受けているところであります。

平和を脅かす動きが顕著な今、80年間続いてきた平和を今後とも守っていくには、平和を脅かす動きに対峙する平和を守る動きをつくっていかなければなりません。戦後80年の今年、平和を守る具体的な取組を村として行う予定はございませんか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村には幸い、爆弾が投下されたとかという直接的な犠牲はないんですが、ただ戦死した方とかそういう方はたくさんいらっしゃって、私どもも戦争について深く考えなければならないというふうに思っております。

本当に戦後長期にわたりまして、生活の大変厳しい時期を乗り越えられた方がまだたくさんいらっしゃるわけであります。誰もが戦争のない平和を願っているということでありまし

て、今年も同じことでありますけれども、8月6日と8月9日には広島と長崎に原爆を投下されたその日の12時ですかね。テレビ、ラジオで黙祷を呼びかけておりますけれども、私どももそれに参加をさせていただきたいと思っております。

それからもう一つ、職員組合の皆さん方が反核リレーを長らくやっておられまして、青木村も賛同いたしまして、私もメンバーの皆さんに気持ちだけのカンパと挨拶、激励をさせていただいております。それから、新日本婦人の会の皆さん方が中心となりまして、終戦記念日にお寺で12時だったですかね。梵鐘を打っていただいております。戦没された皆さんに私も手を合わせ、平和を願っているところでございます。

今、イスラエルとガザでまさしく戦争が行われておりますし、ロシア、ウクライナもしかりでございます。東南アジアも波高しかなと、こんなふうに思っております。戦後80年の重みをしつかり感じる中で、大事なことありますので、今年は全国的な行事が行われることを期待したいというふうに思っております。

それからもう一つ、小・中学校の教育について少し申し上げたいと思うんですけども、小学校では歴史の時間を通して、学習を通して戦争の悲惨さ、それから平和を守る重要性について学んでおりますし、国語の教材に「ちいちゃんのかげおくり 一つの花」こういったことを通して、戦争はどれほどみじめなものかということを理解する学習をしていただいております。道徳の観点の一つに国際理解というのがありまして、世界の人々が理解し合うことの大切さを学んでいただいております。

それから、中学校では社会科の歴史単元での学びで、それから国語の戦争を題材にした平和教育、道徳の時間の国際理解教育、それから「アンネのバラ」と言われまして、アンネ・フランクが育てたバラが青木中学校でも環境美化委員によって育てられ、平和を願っております。こういったことが生徒にも位置づけられております。

今、文化資料館に、民俗資料館に青い目の人形があります。これは青木中学校では大切に戦中も戦後も守られてきた人形であります。こういったことを校長講話を通しまして扱われておりますし、生徒たちの夏休みの自由研究となっております。平和教育の大切な教材と、生きた教材として扱っております。村内でも、このような平和を守る取組を今年もしていきたいというふうに思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ただいまの村長の御答弁の中で、お寺の鐘をつく平和の鐘というふうに称しておりますけれども、終戦の日というふうにおっしゃっていただいたかと思いますが、

正しくは6日、8時15分、9日、11時02分、すなわち原爆が投下された時間ということで青木村でも大法寺観音堂、滝仙寺、東昌寺で鐘をついていただいております。そうした中で原爆犠牲者を追悼するとともに、平和への思いを新たにしております。

青木村では、1986年に非核平和の村宣言をしております。しかしその後、40年の年数がたち、その事実を知る村民はそれほど多くないように思われます。非核平和の村であることを見い起こすよりどころがないためかと思います。

私は、2017年12月議会で非核平和の村の垂れ幕、もしくはモニュメントをつくることを提案をいたしましたが、村長からは村内でPRしていく機会を設けなければならないと御答弁はいただいたきりそのままになっております。戦後80年の今年、非核平和の村であることを見一度振り返り、平和を希求する思いを新たにする機会にしてはいかがでしょうか。また、お隣の上田市や東御市、坂城町では毎年平和の集いを開催しています。

そうしたことでも参考に、村として新たな取組やっていけることはないのかお考えいただきたいと思います。8月6日、9日、15日、青木村の子供たちはどのような思いで過ごしているのでしょうか。平和の尊さをかみしめ、思いをめぐらす日であってほしいと願っています。平和を守る具体的な取組、様々やっていることをお聞きしましたが、私どもから提案させていただいたことも含めて再度お考えをお聞きいたします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 終戦記念日になるかと思うんですけども、あおきチャンネルの中で何かそんな平和、あるいは終戦80年、こういったキーワードで番組がつくれないかなということを少し今関係者で話合いをしているところでございます。

それから、横断幕とかいろいろありました。再三、前の議員さんたちもお話ししましたように10か年計画をつくる中で、これも大きなキーワードだろうというふうに思いますので、そういったことが村民の皆さんから出てくることも期待したいというふうに思います。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 今後の取組に期待をしてみたいと思います。

自衛官募集の事務手続についてお聞きをいたします。

自衛官の募集に関わって、村では現在18歳の適齢者名簿を自衛隊に閲覧させているものと思いますが、2016年度から2018年度までの3年間、閲覧ではなく紙媒体で提供していたことがあり、問題があることを指摘し、2019年度から閲覧にとどめるよう改めていただいた経緯がございます。その後、この形は変わることなく続いているものと理解をしております

が、この点について確認をお願いします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） お答え申し上げます。

これまでの経過につきましては、今、坂井議員から御説明があつたとおりでございます。

今現在も必要な情報に関しましては、抽出した紙媒体の名簿を閲覧という形で取っているという状況でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 閲覧をされ、多分手書きで写し取られているかと思うんですが、そうした名簿はどのような形で利用されているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 防衛大臣のほうから、青木村長宛ての自衛官募集の推進についてという依頼文がございます。その中では募集対象者が年々減少し、自衛官の募集環境がますます厳しくなっている中、市区町村からいただいた募集対象情報は多くの募集対象者に自衛官という職業を知つてもらうための資料の活用しているとされておりまして、そのように利用されているものと認識しております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 具体的には、どのような形でそうした文書が提供されているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 我々のほうにどういった募集情報の提供がなされているかは分かりませんけれども、郵送等によって対象の方に送られているものと認識しております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 18歳の適齢者名簿、自衛隊に閲覧されているということについて村民は承知しているでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 特に承諾を得るような行為は取っておりません。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 本人や保護者の同意なく閲覧されていることを当事者はどのように感じるでしょうか。自衛隊から突然勧誘の文書が郵送されてくることに違和感を覚える村民や当事者もいるはずではないでしょうか。あらかじめ当事者に閲覧の許可を取るということはできないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） この関係の質問については、何度も坂井議員から当時の担当総務課長のほうに質問があったかと思います。その中でも自衛隊法、あるいは自衛隊法の施行令の中で法令で定められた事務でありますことから、この必要な情報の閲覧について当事者から事前に許可を得ることは考えていないということでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 該当者は年々1学級程度の方だと思いますが、意思確認をするための文書を送る、こうしたことはそれほど難しい仕事ではないんではないかと思うんですが、今の課長の御答弁ではこうした必要性を感じていないということだったと思いますけれども、該当者が多い自治体でも閲覧を希望しない該当者はあらかじめ申し出るようにという形で除外申請を受け付けている自治体、増えてきているわけですが、個人情報保護の観点からも何らかの方法を取っていただき、こうした方の意思確認をするということが必要ではないかと思います。御検討いただけないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 繰り返しの答弁になりますが、村としては多くの他市町村同様に法令で定めた事務ということで、特段、事前の許可が必要だとは考えておりませんけれども、今初めて他市町村のそういう取組の話を聞きましたので、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ぜひ御検討をお願いいたします。

以上で2点目の質問を終え、3点目の質問に入ります。

村内にある文化財の維持・管理・保存・活用について質問いたします。

現在、村には国宝1件、国重要文化財2件、国登録有形文化財1件、県宝3件、県指定天然記念物1件、村指定文化財等58件、合計66件の指定文化財があるものと承知をしていますが、こうした数々の文化財の管理、保存、活用はどのように行われているのかお聞かせください。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今議員に言わされた数々の文化財については、それぞれ所有者がいる場合もございます。所有者や地元区などの御協力により、管理、保存されておるとそういうふうに承知しております。

また、文化材の情報ですが、村のホームページや八十二文化財団のホームページに掲載されておりまして、地域の歴史や文化を継承するための象徴として、また観光資源としても活用されていると考えております。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　文化財保護指導委員によって文化財のパトロールが実施されているというふうに承知をしておりますけれども、この制度、平成31年4月から制度化されております。その任務を設置要綱では「文化財について隨時巡回を行い並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする」というふうにうたわれてございます。文化財保護指導委員の活動、これまで文化財保護にどのように反映されてきたのかお聞かせください。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　まさに今、お話のあったように活動しているところであります。毎年、三、四か所を抽出して文化財の点検と状態の確認をしながら同行職員、教育委員会の職員に対して、文化財の価値について説明もしていただいている。

昨年度は、日吉神社、豊受神社、宮渕神社を回りましたが、大きな課題はないと判断しております。毎年の点検の結果により、特筆すべき事項があれば教育委員会から所有者や管理者に連絡をして、相談をすることになると考えております。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　教育委員会のほうに報告があるというお話でしたけれども、こうしたことを村民が知ることはできないんでしょうか。パトロール結果の報告というのは教育委員会だけが受け取るという形でしょうか。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在のところ、そうなっております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） できれば村民もその情報について知るようなシステムを考えていただければありがたいなというふうに思いますが、御検討ください。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 平成30年に改正された文化財保護法に基づいて、本年1月に長野県文化財保存活用大綱が作成、公表されております。改正文化財保護法では、市町村においても都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存、活用に関する総合的な計画、文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を受け申請できることがうたわれています。青木村の振興計画は作成されているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 畠掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文化庁によりますと、文化財保護保存活用地域計画は、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した文化財の保護、活用に関するマスターplan、県アクションプランということですが、令和6年12月現在で県内では6市にとどまっているという状況でございます。学芸員や専門員というのがいないと、それにおいては専門的見地ですとか、計画策定に係るマンパワーがまだ十分にあるという状況ではないため、現状の取組が精いっぱいであるかなと考えているところであります。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 作成の予定はないと。そこまで力が及ばないといいますか、失礼な言い方ですかね。必要性を今のところそれほど感じていないというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 畠掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 必要性がないと言った覚えがないんですが、学芸員、専門委員がまだまだ不十分だというか、弱いところでは頑張っても今のところが精いっぱいだと御理解いただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） その点については後ほど触れたいと思います。

文化館の維持管理、修繕費用といったものの費用負担はどのようにになっているのでしょうか。国指定、県指定、村指定、それぞれに規定というようなものはあるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 畠掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　国については、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助費補助金交付要綱に基づく補助金がございまして、補助率2分の1を基本に事業者の事業規模に応じて加算されるということになっております。

また、県については文化財保護事業補助金交付要綱と同要領に基づきまして、事業者の事業規模に応じて補助率は3分の2、2分の1、それから3分の1というふうになっております。

一方、村の補助金についての規定はありませんが、補助率はほぼ3分の1が通例ということになっております。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　村が3分の1というのは、村指定という場合ですか。県指定の場合はどれくらいですか。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　県指定は、先ほど言いましたように補助率が3分の2と2分の1と3分の1と、そういう段階に分かれております。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　それは県の補助率なわけですよね。つまり県の指定のものに対して、村としてはどれくらい補助しているのかということは。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　県のものに対して県は出す。じゃ、村はそれに対してどのぐらい出すという規定は今のところ考えていないと思います。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　この後質問することに関わってくるのですが、まず最初に、では先ほど県の指定のものについて3段階というふうなお話がございました。加えて県の文化財保護条例第12条では、県宝の管理、県の宝ですね、の管理はまたは修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合はその他特別の事情がある場合は県はその県費の全部または一部を補助することができるとあって、全部補助することもあり得るという規定ですが、先ほど3分の2、2分の1、3分の1と全部というそれぞれこの階層はどのように分けられているんでしょう。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　ちょっと難しい計算式もあるんですけども、長野県の交付要領に

よりますと、事業者の事業規模指数というもので補助率の階層が分かれるということになっています。補助対象となる総事業費を事業者の財政規模ですね。財政規模というのは3か年の平均収入額で割った事業規模のその指数が0.1未満の場合は補助率が3分の1以内、それから0.1以上10.0未満は2分の1以内、10以上は3分の2以内となっております。

もう1個、実施年度が複数年に上る場合は、またその計算式が異なるということで、ちょっとその場合によってその事業主の収入がどのくらいあるかということも併せて計算しないと分からぬ、一応その3段階ということになっています。

今、御指摘のあったように、経費の全部または一部を補助することができると全部という言葉があるんですが、表現としてはあるんですが、県に確認したところ全額補助というのは実際的にはないなという回答がありました。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） では、ここから具体的な県宝、村で指定している日吉神社のことについて伺いたいと思います。

殿戸区にある日吉神社本殿についてですが、まずこの本殿が県宝に指定されたのは平成2年8月13日と承知をしておりますけれども、県宝に指定された理由、県宝としての価値について御説明ください。

○議長（平林幸一君） 脇掛教育長。

○教育長（脇掛英明君） 日吉神社の本殿は、五間社流造りという本殿になっています。柱が6本で、その間が5つあるという意味ですね。五間社流造りという本殿になっております。長野県内では、中世と近世を通じて五間社以上の規模を持つ神社本殿は日吉神社以外には存在しないということでございます。また、材の形式や工法から、室町前期まで遡る建物と言われておりますし、歴史的価値は高いと考えております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 所有者はどなたになるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 脇掛教育長。

○教育長（脇掛英明君） 殿戸区でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 日吉神社の前回の改修、33年前の平成4年に全面改修が行われていたと聞いておりますけれども、当時の改修費4,000万円ほどであったと伺っております。殿戸区では30年を目安に改修することが申し送り事業となっていたことから、この3月、村の文

化財審議委員である永川審議委員をお呼びし、改修に関する検討会議を行ったとお聞きをいたしました。

検討会議では、屋根の改修について向こう10年ほどは先延ばしできることが確認できたようすでけれども、その間に改修費用等の見通しをつけ、改修の段取りを進めておかなければなりません。30年前の経費とは比べものにならず、屋根の改修だけで1,000万円程度はかかるんではないかということでした。日吉神社本殿の屋根は、こけらぶきですけれども、この屋根のふき替えにどれくらい費用がかかるのか教育委員会として見積もったことはおありでしょうか。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　業者から見積りを取ったというわけではございませんが、文化財、今お話をあつた永川さんですね。文化財保護指導委員である永川さんに見立ててもらったところ、平成4年の大改修の2倍程度にはなっているかなということでございます。当時は、屋根のふき替えだけではなくて全体の改修工事であったため、はっきりその数字は分からないんですけども、屋根工事だけ取り出すと940万円であったということありますので、2,000万円弱程度にはなるんじゃないかなと思われます。

ただし、こけらぶきをそのまま実施する場合ではそのぐらいかかるんですが、永川さんのお話を聞くと、例えば銅板で覆うような別の工法も考えられるのではないかと。そういう新しい考え方も含めて検討する必要があるんじゃないかというふうに言われていますので、これから相談になることになるのかなと考えております。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　こけらぶきではなくて銅板覆いにした場合の県宝としての価値、県との調整、その辺はいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　永川さんの話では、それで県宝から外れるということではないということありました。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　前回の改修では、県負担2分の1、村負担4分の1、区が4分の1だったようすでけれども、先ほどの負担率とも相まって、これを改修する場合も同様の負担率なのか、あるいは負担率を引き上げができるのか、その辺についてお考えをお聞かせください。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　県の負担率は要綱で定められていると先ほど申したとおりですので、補助率も計算式により算定されることから、特例としてお願ひすることは難しいんじゃないかなと思っています。村の負担率は、これまでの事例や実績を基に先ほどその数式はないというふうにお話ししたとおり、地元区と協議をして相談していくことになるかなと考えております。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　確認ですが、では4分の1ということではなくて、状況によってはそれを引き上げることも可能だというふうに捉えておいてよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　回答とすると、そういうことになると思います。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　経費を捻出するために、県や村の補助金以外に考えらることはあるでしょうか。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　その経費捻出ですね。寄附出すとか、クラウドファンディングとか考えれば幾つかありそうなんですが、そうそう簡単ではないのかなというふうに思っておりまます。また、そこはアイデアをいただきながらそういう状況になりましたら、何か本当に適当な方法があるかどうか再検討することになるというふうに思いますが、先ほど申したようにより安価な方向があるかどうかということも含めて検討していくというふうになると考えております。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　人口減少が続く中、日吉神社に限らず文化財の維持管理、そのための経費を所有者に委ねることは今後ますます困難になっていくことは想像に難くありません。こうした状況に対応するための手立て、教育委員会としては何かお考えでしょうか。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　確かに建造物ですか、建造物に限らず天然記念物も含めて維持管理が必要になって経費も発生してくるというふうに思われます。

一方で、その地域のことを考えますと、その地域では文化財を誇りとして地域の先進的なバックボーンとか、よりどころとなっている場合もあると思われます。まずは地域でこれま

で継承してきた伝統をしっかりと受け継いで、地域の力を持続するための連携を図ってもらう必要がますあるかなと考えています。

一方で、財源も限られている中、文化財の維持管理は今後の課題であることも分かりますので、文化財の点検を行う等の早期の対応をするとか、専門性の高い方のアドバイスを受けながら柔軟な対応を図っていく必要があるかなと考えております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 殿戸区では10年先の屋根のふき替えを見通して、区の財政からの積立てを始めているというふうにお聞きをいたしました。村としても基金積立てをするなど、先を見通した取組が必要になっているのではないですか。

また、さきに触れました文化財保存活用地域計画、これを作成し、計画的に文化財保護を進め、必要な補助金を獲得するということも重要ではないでしょうか。そうした点で、地域計画の作成についてもう一度考えてみていただきたいと思っております。

村にある文化財がしっかりと保存され、後世に受け継がれていくよう村としての格段の御努力をお願いいたします。

以上、3点にわたりました私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 坂井議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩を取ります。

2時20分再開ということでお願いします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き一般質問を続けてまいります。

◇ 北澤久美子君

○議長（平林幸一君） 続いて、3番、北澤久美子議員、登壇をお願いします。

北澤議員。

[3番 北澤久美子君 登壇]

○3番（北澤久美子君） 議席番号3番、北澤久美子でございます。

さきの村議会選で当選し、初めての一般質問になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

質問事項2項目について質問させていただきます。

まず1つ目、生活しやすい青木村にするために買い物店舗（スーパー）の必要性について伺います。

選挙活動の中で、村民の皆様から様々な村政への期待を伺いました。近くに手軽に買い物ができるスーパーが欲しいという要望を、年齢を問わず多くの皆様からいただきました。現在は、車を持った方でも上田市のスーパーまで行って買い物をしています。これには時間がかかります。さらに、交通弱者の高齢者は、スーパーに行く手段がなく大変不便を感じております。車を運転する私でさえ、わざわざ遠くまで買い物に行くことに不便を感じております。

かつては、当郷にスーパーがありましたが、しばらく前に閉店しました。その後、コンビニが2店舗と道の駅ができました。しかし、生活必需品が全てそろうわけではありません。この不便を解消していくために、次のような方策を取ってもらえないか質問します。

1つ目、道の駅直売所の一角に、肉、魚等の生鮮食品を置き、スーパーとしての機能を持たせたらどうでしょうか。トイレ東側の休憩スペースを活用し、鮮魚の販売をしてはどうかというアイデアを出した若者もいました。

2つ目、次、既存のコンビニに肉や鮮魚を置いてもらう。利便性を上げてもらう。全国展開のコンビニでも、自由度を持たせるところがあるので、それを利用できぬいか。コンビニとしても他店との差別化ができ、利益が上がるかもしれないと考えましたが、いかがでしょうか。

3、次に人口減少の中ですぐには難しいことかと思いますが、トンネルが開通する10年後を見据えて、スーパーの店舗誘致を図ることはいかがでしょうか。トンネルが開通すると、築北・旧四賀村の皆様も、買い物客として青木村に来てくれることが期待できます。トンネル開通は様々なことが期待できますが、今から計画し、誘致活動をしていただきたいと思います。

以上3点についてお伺いします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 北澤議員から、生活しやすい青木村について3点のご質問をいただきました。私からは、3点のスーパーの誘致について答弁をさせていただきます。

国道143号青木峠バイパスの開通は、青木村にとりましては画期的な変化をもたらすと期待しているところでございます。何回も今議会で申し上げておりますけれども、江戸の末期、浦賀に黒船が来た、そのくらい大きなこと、特別なこと、変化が起こることというふうに期待をしております。これをしっかりと受け止めいかなければならないというふうに思っております。

村民の皆さんからも、スーパーの誘致とか、買い物に便利な村へというような御質問、要望を、私も伺っているところでございます。

今年度と来年度、令和8年度で、村の10か年計画であります長期振興計画を策定を予定しておりますので、皆さんと、こういった御質問をいただきましたことを、この中で御議論いただき、あるいは位置づけをしていただければなというふうに思います。

青木村に竹内製作所が来てから、大分青木村への興味と言いましょうか、期待と言いましょうか、いろいろなところから照会があつたり、あるいは現地へ来たりというようなことを伺っております。青木村の魅力というのは、意外とよく調べてみれば、交通も便利だし、災害も少ないし、人口もほどほどあるというようなことで、今まであまり興味を持たなかつた人たちまで青木村に興味を持つていただき、土地が動くほどではないんですけども、土地についてこういうような、進出したいけれどというような話も漏れ聞こえますので、今御質問いただきましたようなスーパーの誘致等についても、可能性が出てくるのかなというふうに思っております。

しかし、一方で、私の立場とすると、道の駅あおきでありますとか農産物直売所でありますとか、Aコープといった既存の商店も大事にしていかなければならないというふうにも思っております。共存できるようなトンネルの効果を期待するために、関係人口、交流人口を増やしまして、さらに移住者を増やし、松本、安曇野、築北の皆さんにも、このトンネルを開いたトンネルを活用して来ていただける、そんな魅力あるまちづくり、村づくりをいかなければならないというふうに思っております。

スーパーの経営者が青木村に出店しようというような、魅力ある村づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうから1番と2番についてお答えをさせていただきます。

まず1番、道の駅あおき農産物直売所での精肉、鮮魚の取扱い、販売についてでござります。

道の駅というブランドイメージから、観光客や消費者は、新鮮で旬な農産物、山菜、御当地ならではの特産品を思い浮かべると思います。あおき農産物直売所でも、その期待に大いに応えられていると思っています。また、村民が生産者、出荷者として生きがいや収入増にもつながっております。

議員の御意見のとおり、交通弱者、買い物困難な村民の皆さんにも御利用いただけるよう、今後配慮していく必要もあると承知はしております。現状では、加工肉の取扱いはあります、精肉の取扱いはしていません。また、鮮魚の取扱いについても、販売の許可はあるものの、調理室の設備的な課題から常設販売ができていない状況にあります。

一方で、姉妹都市、静岡県長泉町や福島小名浜の道の駅、新潟淡島と御縁があり、今までもイベント的な販売をしていました。定期的に鮮魚等の販売ができないか、道の駅とも協議、計画を進めてまいります。今後も研究していきたいというふうに考えております。

続いて、2番目の御質問、コンビニエンスストアでの精肉、鮮魚の販売についてであります。

村内にはコンビニエンスストアが2店舗あり、村民の生活にもすっかり定着しているところでございます。①同様に、保健所の営業許可が必要なこと、廃棄ロスなどの利益追求の中での経営リスクが高いということもございまして、今後、経営者との研究をお願いしてまいります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） 御答弁ありがとうございました。

既存のお店との競合など、難しい課題があるかと思いますが、村民の利便性向上のために積極的な検討をよろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） 質問項目2つ目は、子育て環境のさらなる充実対策についてお伺いいたします。

少子化の中で、子供たちの確保は、村にとりましても最重要課題であります。子育てしやすい村づくりには幾つもの方法があります。今回は、雨天のときや夏の暑い時期の、子供の遊び場確保について伺います。

道の駅の隣のふるさと公園は、休日に多くの親子連れでにぎわっております。近隣自治体からの来場者も多く、駐車場に車が入り切れないときもあります。しかし、雨天のときや夏の暑い時期の遊び場が村内にはありません。

そこで、雨天の時や夏の暑い時期の遊び場の確保の方策について伺います。

1つ、保育園児から小学校低学年を対処に、文化会館1階に、雨天のときや夏の暑い日でも使える室内子供広場のようなものを設置したらどうかと考えました。子供は自由に遊ぶので、遊び道具は遊ばなくなつたおもちゃを提供してもらったり、牛乳パックなどを利用しておもちゃを作ったり、あまりお金をかけなくてもできると思います。

茅野市では、駅ビルの3階の空き店舗を利用して、子供広場があります。諏訪市では、駅前の新築ビルの4階に似た施設があります。岡谷市には、こどものくにという施設がイルフプラザ4階にあります。このようなことが、青木村でもできないかお伺いします。

2、次に、村営プールの更衣室の改修について伺います。

青木村村営プールは、安い入場料金で広々とした、清潔で、流水プールもあり、混雑しないことから、穴場のプールとして近隣の市町村の皆様からも人気があります。プールを活用し水泳することにより、健康増進、体力維持や体力向上、ダイエット、ストレス解消など様々な効果があります。水中運動は全身を使うため、関節への負担が少なく、子供から高齢者まで幅広い年齢層で楽しむことができます。

しかし、このプールは更衣室が汚く、着替えるのが嫌だという子供がいて、車中で着替えてプールを利用していると、子供を持つ親からお聞きしました。私も先日、教育委員会の担当者の職員の方にお願いし現地を確認させていただきました。掃除は行き届いておりましたが、床の一部にカビが生えて黒くなっているところがありました。それを、子供が嫌がったのだと思われます。子供たちが安心して着替えができる清潔な更衣室にしてほしいと思います。村の考えを伺いします。

以上2点についてお願いします。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　では、まず1点目の、文化会館の1階に雨天時に使える子供広場を設置したらという提案でお答えしたいと思います。

子供たちを取り巻く環境や子育てをしている家族に対する環境を整えることは、本当に重要なことだと思っています。今回、御提案された内容は雨天時の対応についてですが、今、教育委員会として一番大事に考えていることは、主に3歳児以下の乳幼児を育てている、その家族に対して手厚い支援を行う必要があるということあります。

そこで、今年から児童センターを午前中から2名体制としました。乳幼児を育てる家族がいつでも遊びに来られるような体制を整えました。児童センターには遊具等もありますし、小さな体育館もあるため、晴れの日も雨の日も走り回って遊ぶことができます。また、児童センターであれば指導員がいるため、安心して遊ぶことができます。

現在はまだ認知度が低いと思っています。そこで、コロナ禍で中止となっていたわくわく広場を児童センターで行い、多くの家族の皆さんに遊びに来てもらい、子供たちの遊びと、保護者同士の仲間づくりに貢献していきたいと思っております。

1回目のわくわく広場は5月8日に行いました。次回は7月3日に行います。また、夏休み中ですが、小学生が来ていることになっていますが、乳幼児室はお母さんと乳幼児のための、いつでも使える部屋になっておりますので、夏休みでも来ていただくことは可能でありますので、本当にウエルカムであります。

ただし、児童センターは土曜日と日曜日は閉じていて遊べないということがございます。北澤議員さんは、土日の晴天時にも遊べる大きな広場をイメージされているのかなと思うんですが、そうすると、ちょっと大きな施設となると、新たな施設を考える必要があって、早急の実現はちょっと難しいかなと思っています。そこで、まずは児童センターを使って支援センターの充実図っていきたいというふうに考えておるところであります。

次に、2点目の村営プールの更衣室を清潔なものにしたいがいかがという質問についてであります。村営プールですが、維持管理が、やっぱりプールは大変であります。毎年計画的に、また緊急性のあるものから修繕や改修工事を行ってまいりました。村民の皆さんに喜んでもらうように努めてまいりましたところでございます。

昨年のことを言いますと、管理棟の屋根の改修工事に510万円がかかっています。それから、プールの塗装工事に22万円を支出しております。今、お話をあった更衣室の床ですが、確かに御指摘のように塗装が剥がれている箇所がありまして、気になるところであるなとうふうに考えました。

現在、床の再塗装等について検討を行っておりまして、業者と相談をしているところであります。できたらシーズンに間に合うように、男女の更衣室の床の再塗装を行うようにした

いと考えておりますが、業者との日程、もう中学校が実は授業が始まってしまいますので、もしその日程がどうしても合わないようであれば、今年度中には再塗装が間に合うように、できるだけプールが始まる前に塗装はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） 御答弁ありがとうございました。

1番目の、雨の日、夏の暑い日でも使える広場の設置についてでありますと、村内の公共施設やそれに伴う駐車場はよく整備されておりますので、ふだんは余裕のある建物も多いと思いますので、御検討よろしくお願ひします。

2番目の、村営プールの更衣室改修についてでありますと、子供から大人まで、夏の炎天下ではなかなか体を動かすことは限られています。このような立派なプールがありますので、たくさんの皆様に活用していただけるということは、とてもよいことかと思います。

また、塗装のほうも考えていただけているということで、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

以上、大項目2点について初めての質問をさせていただきました。それぞれ前向きな御答弁をいただきまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 北澤議員の一般質問は終了をいたしました。

◇ 小林久美子君

○議長（平林幸一君） 続いて、1番、小林久美子議員の登壇をお願いいたします。

小林議員。

〔1番 小林久美子君 登壇〕

○1番（小林久美子君） 議席番号1番、小林久美子です。よろしくお願ひいたします。

一般質問でお願いします。

青木村R143のトンネル開通について。

皆様も御存じのとおり、国道143号青木峠バイパスの開通まで、あと少しのところまで来ているかと思います。

私は、阿部県知事が青木村にお越しになった際、チャンスをいただき、トンネル開通の促

進を数回要望させていただきました。そして、阿部県知事からも前向きな答弁をいただいております。そのとき、青木村の半世紀以上にもなる長い間の希望が見えたような気がいたしました。

松本までの距離が近くなることは、医療、経済、文化、人の交流がますます進んでいき、東信、中信地区をつなぐ大切な道になると考えています。松本方面からも青木村をさらに知っていたとき、青木村にも人を呼ぶ魅力をつくり出すよいチャンスも出てくると、期待が膨らみます。

しかし、気持ちとは裏腹に、青木側の工事の進行がなかなか進みません。実は私、昨日、現場を見に行ってきました、一番市道のその下の土が、粗土が掘り起こされているのを見て、着工はされているんだなと確認してきました。しかし、なかなか目に見えるような進行が見られず、とても残念に感じている村民の方も多いのではないでしょうか。

現状の工事の進捗状況がどこまで行っているのか、また、青木側の工事がなかなか進まない具体的な理由を幾つか質問したいと思います。

1、青木村村民のおよそ何%がトンネルの開通を望んでいますか。改めて質問していきたいと思います。

2、青木村側の工事がなかなか進まないのは、具体的なところで、入り口の地権者の方に問題がありますが、そして、入り口に係る、その進まない理由の面積は何%ぐらいになりますか。

3、もし反対をされている方がいるんだとしたら、その方は何を望んでいるのでしょうか。そして、もしもその望みを全て、希望をかなえるとしたら、どのような問題点があるのでしょうか。

4、トンネル工事は、着手後、どのくらいの期間で完成するのでしょうか。

以上、教えていただければと思います。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 小林議員から143のトンネルの開通についての御質問をいただきました。

私も数年前に2回、3回でしたか。阿部知事に小林議員が直接要望、このトンネルの開通について要望をしているやり取りを、私もよく拝見しておりました。

少し、そもそも論の話をさせていただきたいと思いますが、この国道は、明治の時代に長野県上田地域と松本、安曇野地域を結ぶ重要な役割を担ってきた幹線道路でございます。観

光バス、トラック、大型車両が、トンネルの大きさの関係でできないわけですが、この区間が開業されることによりまして、上田地域と松本地域、安曇野地域は大変近くなりまして、信州の東西間の物流、観光、交流、医療、防災機能を飛躍的に発展させるトンネル、バイパスでございます。

既に、我々の言葉と言いましょうか、公務員的には国の交付金を頂きまして、県事業でありますけれども、すでに事業化の区間になっております。かかる費用はおおむね150億円、トンネルの延長は約4,300メートル、トンネルの全幅の幅員は10.5メートルでございます。

令和2年から3年にかけまして、トンネルの設計、道路設計、3年から4年にかけまして、橋梁構造物、ボーリング用地測量、青木村では全ての地権者にあるいは関係者に御協力いただきまして、この調査は終わっております。5年度は用地の測量、6年度、用地の測量、物件補償、関連工事の発注を行いました。7年度以降も、まだ残っております用地買収、物件補償、そして本体工事着手になるわけでございます。

御案内のとおり、トンネル工事は、トンネル本体と合わせまして入り口の周辺の用地買収、物件補償が必要になってまいります。青木村では、用地の取得に關係する皆さんの御協力をいただきまして、あと残りは数名となってきております。用地交渉の具体的な内容につきましては、個人情報でありますので、少し答弁を控えさせていただく部分もありますことを御了解いただきたいと思っております。担当の上田建設事務所に、私どもも用地交渉につきましては御協力をし、銳意取り組んでいただいているところでございます。

御案内のとおり、本年3月10日に国道143号整備促進期成同盟会の主催によりまして、3月10には坑口、見てこられたというお話でありますけれども、村道の移設100メートルにつきまして、完全工事でありますけれども、工事を発注していただき、同盟会として祝う会を実施したところでございます。

過去には村議会として初めてでありますけれども、関東地方整備局長にその促進方について要望をしていただいたところでございます。本工事のため、遅れておりますトンネルの坑口の用地買収について、強力に上田建設事務所と進めているところでございます。

具体的な質問であります、何%の開通を望んでいるかについてであります。これはストレートに村民の皆さんに聞いたことはありませんが、この長期振興計画を作る際に、プロジェクトの一つとして、この青木峠バイパスのプロジェクトについて、整備と活用についてアンケートをいたしました。その数字を申し上げますと、妥当であるというのが75.3、妥当でないというのが5.7、分からぬが17.6、無回答が1.3でございました。少なくとも

75%以上の方が早期の開通を望んでいるというふうに承知しております。

また、アンケートはありませんけれども、パブリックコメントを行った際に、令和元年の東日本台風の教訓を受けまして、青木村地域防災計画向上の行動計画の中に、災害に強い青木峠の新トンネルを望むという多数の御意見もいただいているところでございます。

着手できない理由、その地権者の問題、パーセンテージの程度につきましては、物件補償、用地交渉については9名と上田建設事務所から聞いております。具体的な内容につきましては答弁を控えさせていただきたいと思っております。

3点目でありますけれども、公共事業に必要な土地、そして物件は地権者の方から、県の定めた基準によりまして、対価をもちまして補償するという基準がありまして、それにのって補償をし、御理解をいただいて、調印をいただいているところでございます。

併せて、人によっては事業に直接関係ない、いわゆる用地買収補償に直接関係ない御要望もいただいております。それは、できること、できないこと、いろいろあるわけでございます。ということで、御理解いただければと思います。

それから、どのくらいで完成するかについてであります、上田側が2号トンネルと称しまして2,365メートル、それから1号トンネル、松本側ですが、1,150メートルの施工するわけでございます。

もう少し、トンネルの進捗状況につきましては、前に権兵衛峠を見に行ったときには、掘削するだけならば1日3メートルくらい掘っていくので、この面積ですと3年あるいは3年半くらいで掘るという、計算上にはなりますが、掘削をしていった段階で、土質が予定と変わったとか、あるいは出水があったとか、あるいはヒ素が出てきたとか、それによっていろいろ時期が変わってくるかと思います。

もう一つは、事業費の確保についてであります。これは国の補助金を頂きまして、交付金を頂きまして、長野県が実施するということでありますので、これもこの事業の予算化につきましての応援も大きなポイントになった、進捗についても大きなポイントになってございます。

災害に対しまして、国、県の皆さん方は、このトンネルの早期促進について大変御理解をいただいているところで、大変ありがとうございます。村民の皆さんのみならず、松本、安曇野そして上田の地域の皆さんは、一日も早い完成を願っておりますので、御要望に沿えるよう、関係の皆様の御協力いただきながら、最善を尽くしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 御答弁ありがとうございました。いろいろ分からぬことがありますので、大変勉強になりました。

今までの各議員のお話を聞いていても、トンネル開通後の青木村の発展についてとてもとても、希望を持って待っていることがとても強くあるように感じます。

だんだん、これで工事も進んでいくと思うんですけども、本当に一刻も早く、ちょっと言い方がきついんですけども、絵に描いた餅のようにならないように、青木村のためにどんどん事業が進んでいってもらえばいいなと願うばかりです。ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 次に、法定外公共物について質問させていただきます。

青木村において、道路法や河川法などの特別法によって管理方法が定められていない里山や水路などの法定外公共物について質問いたします。

選挙活動中に、あるお宅でこのように聞かれました。「赤線（里の道）の石垣が崩れてくるが、この修繕は村が修繕するのか。それとも地区で修繕するのか。地区で修繕するなら、費用は誰が負担をするのか」と聞かれました。

たくさん例はあると思いますが、それについて、現在青木村で管理等の規定がどのようになっているか伺います。

なぜかというと、青木村にはとてもすばらしい景色や美しい花々、手入れのされたあぜ道など多くあります。行く行くは、塩澤議員さんもおっしゃっていましたが、青木村のすばらしい景色の見えるお散歩道マップとかあると、作れるとよいなと私も考えております。里の道という言葉自体がとても素敵な響きを持っていて、里の道も利用しながら散策したいと思えるようなマップを作り、青木村の観光の一つになればよいなと考えています。

とともに、これから移住してくる方々にも、明確な規定があるとお互いによいのではないかなと思っております。

それらを踏まえて、法的公共物の基本概念があると、青木村のためにも役立つのではないかなと考えますがいかかでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、私のほうから法定外公共物について御回答申し上げます。

一般的に利用されている道路、河川、水路等を公共物と呼ばせていただいておりますけれども、そのうち道路法、河川法等の適用があるものを法定公共物というのに対して、道路法、河川法等の適用がないものを法定外公共物と、議員さんおっしゃるとおりでございますが、法定外公共物と呼んでおります。

代表的なものとして、里道や水路等がありますが、これらは法務局に備付けの地図、いわゆる公図と呼ばれる地図において、道ですとか水と表示された地番のない長狭物であり、赤線、青線とも呼ばれてきたものでございます。

もともとは国有財産でありましたけれども、平成12年の4月に地方分権一括法が施行されまして、国有財産特別措置法の一部が改正されたことによりまして、平成17年の3月末までに、各市町村に無償譲与されております。

管理につきましては、現在、青木村公共物管理に関する条例において普通河川等及び認定外道路という言葉で定義をさせていただいておりますけれども、一定の行為の禁止事項ですか、占用等の許可事項を定めております。

法定外公共物の維持管理は誰が行うのかということですけれども、実際のところ、法律上の定めがないために扱いがはっきりしておらず、実質的には維持管理は、村でいきますと地域住民の皆さんに任されてきた経緯がございまして、村も、譲与後も従来からの慣習として、地区の皆さんによる維持補修ですか、清掃等が行われていたのが現状です。

里道一つとっても、人が1人程度しか通行できない道から、災害時の避難道路として、その重要な役割を担っている道路ですか、交通量の多い道ですか、形態はさまざまに非常に多岐にわたっているため、規模が小さい赤線等の修繕については、現在村の材料支給事業等を活用していただいて、地区の皆さんに行っていただいたり、それから、規模が大きいものの整備を行う際には、地区の要望を受けて村が実施を行うというのが現状でございます。

したがいまして、こういった法定外公共物の管理責任を一律に規定するということが非常に難しいということを、ぜひ御理解をいただきたいと思います。今後につきましても、地域の負担軽減を十分に図りつつ、限られた予算の中で適正な管理を行っていくため、より公共性の高い法定外公共物については、ぜひ地区の要望事項として上げていただきたく、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございました。

私もまだ全然勉強不足であれだったんですけれども、青木村のほうで臨機応変に進めてい
ただくということで安心しました。

ただ、その臨機応変に進める中に、ある程度生活の中の危険性も含まれてくる場合もあり
ますので、迅速な対応をしていただければいいなと思います。また、これは各地区のほうの
区長さんとかも通して、青木村全体で対応していくことなのかなと思いましたので、そのよ
うに理解いたします。

それで、全部まとめてですけれども、塩澤議員さんや坂井議員さんがおっしゃったように、
青木村を、皆さんおっしゃっているんですけれども、やっぱりますますこの先発展させて、
すばらしい青木村づくりをつくっていきたいと思うんですけれども、その中で、具体的な例
として、牧場跡地がすごく、タチアカネのソバ畑の景観だったりとか、e-bikeで村内
周遊コースで、私がさっき言つたいろんな花畑や里の道とかも自由に歩けるような、そんな
青木村全体を盛り上げるような企画ができるとよいなと思ってもいます。

トンネルのことから法定外公共物については全然つながらないような気もするんですけれ
ども、青木村の発展については、私の中ではとてもつながる部分がありまして、暮らしやす
くて、自信の持てる青木村づくりをこれからも考えていくのに必要なことかなと思います。

特にトンネルは、本当にトンネル開通に向けて青木村自身も着々と発展していくかなければ
いけないと思いますし、10年先という目標もあるんですけれども、もしかしたらあつという
間に10年というものは過ぎてしまうと思うんですね。

現状維持ということは、現状衰退につながると私は考えています。なので、青木村自体も
常に何かプラスした、一つ一つプラスした何か発展するものをつくっていって、10年後に青
木村のトンネル開通のときには、ちょっと少しこれは自信を持てるんじゃないと、青木村の
目玉の観光の1つや2つくらいつくってあればいいなという気持ちがとても強く思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 小林議員の一般質問は終了をいたしました。

通告のありました7人の議員の質問は、これで全て終了いたしました。

◎委員会付託

○議長（平林幸一君） 続いて、委員会付託を行います。さきの議会運営委員会でも審議いた

だきましたが、総務建設産業委員会への付託については、本会議に上程されました陳情第2号を付託したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 以上で委員会の付託を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（平林幸一君） 本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会 午後 3時01分

令和 7 年 6 月 1 3 日 (金曜日)

(第 3 号)

令和7年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和7年6月13日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 令和6年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）
- 日程第 6 報告第 4号 令和6年度青木村簡易水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 7 議案第 1号 令和7年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 2号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 3号 令和7年度青木村立青木小・中学校学習用端末等の購入について
- 日程第 10 陳情第 1号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情について
- 日程第 11 陳情第 2号 青木村議会の信頼と説明責任に関する陳情書について
- 追加日程第 1 発議第 1号 米政策を抜本的に転換し米を安定供給することを求める意見書について

出席議員（10名）

1番	小林 久美子 君	2番	松澤 広海 君
3番	北澤 久美子 君	4番	宮澤 政美知 君
5番	宮入 典子 君	6番	松本 淳英 君
7番	塩澤 敏樹 君	8番	平林 幸一 君
9番	坂井 弘 君	10番	金井 とも子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事 兼 総務企画課長	稻垣和美君	商工住 移工觀課 住觀課 長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機監 理	高柳則男君
建設農林課長	奈良本安秀君	教育次長兼 公民館	小林宏記君
保育園長	成沢亮子君	建設農林課 長補佐兼 上下水道兼 道監推進 上下水道係長	小林義昌君
建設農林課 長補佐兼 農業振興係長 兼副防災危 機監理	上原博信君	建設農林課 長補佐兼 建設係長	横沢幸哉君
税務会計課 長兼 税資産税係 長	小山明之君	住民福祉課 長補佐兼 地域包括支援 センター長	早乙女敦君
総務企画課 長兼 担当課長兼 事業推進室長	塩澤和宏君	総務企画課 企画財政係長	金井大介君
住民福祉課 保健衛生係長	上原加代君	住民福祉課 住民福祉係長	津田直樹君
総務企画課 庶務係長	増田佳樹君	教育委員会 教育係長	奈良本いずみ君
商工觀光課 移住 商工觀光移住 係長	宮澤俊博君	総務企画課 課長補佐兼 務係長	依田哲也君

事務局職員出席者

事務局長 稲垣和美 事務局員 依田哲也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（平林幸一君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（平林幸一君） 本日の日程は、最初に委員長報告をいただき、報告第1号から審議、採決を行います。各案件の説明が終了しておりますので、質疑、討論、採決の順で行いますので、よろしくお願ひいたします。

◎総務建設産業委員長報告

○議長（平林幸一君） それでは、総務建設産業委員長より委員会審議の内容について報告をお願いいたします。が、本件については地方自治法第117条の規定により、5番、宮入典子議員が除斥の対象となります。したがって、本件の報告が終了するまで暫時退場をお願いいたします。

[5番 宮入典子君 退場]

○議長（平林幸一君） それでは、総務建設産業委員長より委員会審議の内容についての報告をお願いいたします。

松本総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（松本淳英君） おはようございます。

それでは、6月12日に行われました総務建設産業委員会に付託の案件について、審査の結果、以下のとおり決定しましたので、会議規則第74条の規定により報告します。

審議では、宮澤議員より要望1は議会本人に説明を問う内容である一方、要望2、3は倫理に関する仕組み、政治倫理条例の制度に関する内容であり、内容が異なるとして、1及び2、3の2つに分けて審議する動議が出されました。

動議は成立し、賛成されたことから、それぞれ別に審議、討論、採決を行いました。要望事項1では、小林議員より当該議員が4月20日の時点では議員資格を有していたかとの質問があり、議員の任期は5月7日からになり、議員ではないという回答がありました。

討論では、賛成討論なく反対討論として警察に情報提供がなされ、全ての議員や違法可否は当局の手中にある。今は事実が不明、不確定な状況であり、議会としてすべきことではない。事実確認や説明責任の義務は当該議員にあり、しかるべき時期に当該議員の責任において事実関係を含めて説明がなされ、村民からの信頼回復を図るべきである。

また、議会としては情報を有していないので、開示することはできないなどの反対討論などがありました。

採決では、賛成者なく要望事項1は不採択となりました。要望事項2、3は質疑、討論では反対討論、賛成討論ともにありませんでした。採決において、陳情2にある議員の倫理に関する審査検証、陳情3にある再発防止ルールについて、現状の議会基本条例では不足している。議会基本条例に取り組む、または政治倫理条例の創設を全国や県内での先進事例を研究し、検討するべきであり、趣旨採択とするべきとの意見が出されました

趣旨採択の採決を取ることの賛同を得て採決を行った結果、全員賛成にて要望事項2、3については趣旨採択となりました。

以上、陳情第2号 青木村議会の信頼と説明責任に関する陳情書については、要望事項1、不採択、要望事項2、3は趣旨採択として決定し、本陳情は一部趣旨採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

○議長（平林幸一君） ありがとうございました。

5番、宮入典子議員の除斥を解除し、入場を許します。

〔5番 宮入典子君 入場〕

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、報告第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

なお、報告第1号につきましては、1項目めから8項目めまでありますので、1項目ずつ

質疑をしていただき、討論、採決は一括でお願いしますので、御承知をください。

1項目め、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） お願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の改正についてでございますが、この改正については扶養手当と寒冷地手当を新たに加えるというふうになっておりますけれども、さきの報道ではかなり該当しない市町村が増えているということで、最も寒い月の平均気温、零度以下かつ最新積雪15センチ以上、または最新積雪80センチ以上の場合に寒冷地手当の該当になるというふうな報道がありましたけれども、これについて当青木村は該当するのでしょうか。お願いいたします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 今現在、青木村は寒冷地手当の支給対象地になってございます。ただ、新聞報道等にあった今、金井議員からの御指摘にあった件については、国では人事院、また県では長野県の人事委員会のほうで検討されており、村のほうの給与条例等は県の人事委員会の勧告に沿った形で運用しておりますので、そちらの運用の変更があったらそれに準じてまた変更してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 承知いたしました。

来年あたりから10から24の市町村が該当しなくなると、2倍以上に増えたというような感じでございましたけれども、その推移を見守っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） ないようですので、1項目め、終了をします。

2項目め、青木村税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） なしと認め、2項目め、終了をします。

3項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質問のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） なしと認め、3項目め、終了します。

4項目め、令和6年度青木村一般会計補正予算（第7号）の質疑に入ります。

質問のある方。

塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） お願いいたします。

31ページ、32ページであります。

老人福祉費の燃料費についてであります、燃料費高騰の折、なぜこれお風呂の燃料費だと思うんですが、なぜこのように減ったのか教えていただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

燃料費、灯油代につきましては、くつろぎの湯の灯油代ということになりますけれども、議員おっしゃるとおり、灯油、燃料の単価は上がっておりますけれども、実績としまして予算を見積ったときの単価と比較しますと、まだ実績の単価のほうが低い傾向にあるということが1点。

あと、予算のときに見積りました使用量と比較しまして、実績が約4,000リットルほど使用量が少なかったということが減額の理由でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 承知しました。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） お願いします。

2の障害福祉費、それから19の5の扶助費、この008介護給付・訓練等給付費、これが1,294万5,000円ということで金額がかなり増えております。どんな事業か、そして対象者はどんな方がお聞きします。

○7番（塩澤敏樹君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

介護給付・訓練等給付につきましては、障害のある方で生活訓練等が必要な方につきまして、たんとによりまして生活の訓練を行うという事業になっております。

実績としまして1,294万5,000円増えておりますけれども、これにつきましては、財源内訳としましては、国2分の1、県と村が4分の1という形で村の負担は4分の1になっております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 対象人員は。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 人数につきましては、今詳細な資料を持ち合わせておりますので、確認させていただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 承知しました。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに。

金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） 15、16ページでございますけれども、一番下の17寄附金ですね。一般寄附金ですが、ピーエンドジーという会社から2,000万円の寄附があったということですけれども、これについては積立てをしておくようすけれども、義民太鼓の外国への派遣の費用になるということですけれども、具体的な計画はどのようになっているんでしょうか。お教えください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

今回、ピーアンドディコンサルティングのほうから、多額な御寄附2,000万円という寄附を頂きました。こちらにつきましては、義民太鼓保存会がピーアンドディが運営しますウニクスという商業施設、埼玉に数店舗ありますけれども、そちらのほうで講演する機会をいたしております。そちらのほうの御縁でぜひ義民太鼓保存会の子供たちに海外公演を、機会を与えるということで、令和元年に続いて2回目の御寄附という形になりました。

今回、急な申出でありましたので、義民太鼓保存会、教育委員会、学校等とも検討しまして、早くても来年度8月の夏休み、または令和9年の春休みに渡航したいというふうに計画を組んでおります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 1回目はアイルランドでしたっけ、たしか。次の予定はどちらの外国のほうに行く予定でしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） まだ案の段階ではございますが、たまたま青木中学校がオーストラリアとの交流を図っておりまして、そちらのほうの交流がコロナの影響もありません途切れていますので、第1案としましてオーストラリアへの渡航を考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 大変友好の行事といいますか事例になっておりますので、またしっかりと計画立てて全国に義民太鼓を広めていただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） ほかに。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） お願いします。

39ページ、40ページであります。

12番の委託料であります、委託料が減額されております。実績に応じてということなので、検診を受ける方が減ってきたというふうに取ってよろしいのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

検診費用が減っているということですけれども、これ村の集団検診に合わせて行う検診の受診者が減っているということで御理解をいただければというふうに思います。その理由といたしましては、人間ドック等で検診を受ける方が増えてきているということがございますし、あと病院等に医療機関にかかっている方がそちらのかかりつけ医のほうで検査を受けるという方も増えてきているということで、村の集団検診で受ける検診の率が下がって減額するということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

それぞれ自分の健康は自分でということで、人間ドックまたはそれぞれの受診されている病院での検診を受ける方が増えてきているということでおよろしいですかね。

それで、村としてはどちらを勧めているなんてことあるんでしょうか。個人的に人間ドック行ったほうがいいとか、集団検診を受けたほうがいいとか、どちらを勧めているとか、そういうことはあるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

村としまして、集団検診、人間ドックどちらを勧めているかということ特にございません。ただ、集団検診につきましては、日程が既にもう年間の予定決まっておりますので、そちらの日程にどうしても都合の悪い方につきましては、人間ドックを受けていただくということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

それぞれ自分の健康は自分で守るということをうたっていただき、多くの方がいろんなところで受診できるようなことをこれからも広報していっていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

坂井弘議員。

○9番（坂井弘君） お願いいいたします。3項目続けて質問させていただきます。

まず、第1項目めですが、13、14ページ、歳入の部分に当たりますけれども、その国庫支出金、国庫補助金の部分であります。節では3のマイナンバーカード交付事務費補助金の部分ですが、それとともに歳出の部分で29、30ページに関連する項目がございます。

そちらのほうに款2項4目2マイナンバーカード交付事務費とあり、超過勤務手当、通信運搬費といったものに使われているということでございますが、この歳入と歳出の両者の関係性について、まず教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

まず、歳入のほうのマイナンバーカード交付事務費補助金につきましては、マイナンバーカードを交付するに当たりましての啓発用のグッズですとか、そういうものに対する交付

補助金等が含まれておりますし、先ほど議員がおっしゃいました歳出のほうのいわゆる超過勤務手当、通信運搬費等、いわゆる郵送料等、こちらのほうも含まれた金額になっております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 今のお答えですと、国から来るお金でほとんど貯えている経費であるということでおよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

マイナンバーカードの交付事務に係る費用につきましては、国の方の補助金でまかなっているものでございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 歳出の超過勤務手当ですが、この間、情報通信等の連絡を聞いておりますと、休日の発行手続、そうしたことが案外繰り返されているなと思います。そうした部分について超過勤務手当ということになるのでしょうか。

また、それに関わって他の業務に比べてマイナンバーカードの休日発行と手續ということが非常に回数が多いというふうに思うんですが、これは国から強制されてやるように指示されているということでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

超過勤務手当につきましては、議員御指摘のように休日に発行手続を行う職員の超過勤務手当になります。これにつきましては、国の方からそういったことを行いなさいということを指導とか通知されているわけではございません。あくまでも住民の便宜を図るという意味で休日に交付を行って、平日にやはりマイナンバーカードを取りにこれない方の便宜を図っているということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 休日対応の際に申請に来られる村民の数、また、その勤務効率を考えた場合の捉え方、その点はいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

休日につきましては、事前に本人のほうから休日に役場のほうに伺いたいということを申出がありますので、そういったときには数としましてはそんなにはっきりと多くはないです。数人程度というふうに理解しておりますし、ただ先ほど申し上げましたように、数人だから、じゃ、休日交付をやめていいかということにはなりませんので、あくまでも住民の方の便宜を図るという意味で、人数の多寡にかかわらず事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 趣旨は分かりますが、であれば、このマイナンバーカードにかかわらず、ほかの部分に関しても住民の便宜ということが図られてよろしいんではないかなと。あるいはそうしたことも含めて、どうせ、どうせという言い方失礼だけれども、職員が休日出勤しているということであれば、その時間、違ったことについても振り向けていただけるというふうなことはできませんか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

基本的に休日出勤している職員は、マイナンバーカードの業務について精通してある職員が来ておりますので、役場で行っている業務を全て把握しているわけではございませんので、基本的にはマイナンバーカードに限定した業務を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 理解はしますけれども、休日、マイナンバーカードについては専門的で結構ですけれども、そのほかの部分については精通していないことであっても、住民側からすれば何か相談したいとか、そういったことがあったりする場合に1日数名しか来られないというふうな状況であれば、ほかの業務についても相談を受けるとか、そうしたことをしてはいかがかなと思いますが、これは検討していただきたいということで要望にしておきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、作業効率という話ありましたけれども、決してその効率ということではなくて、例えば私も土日よく出てくるんですけれども、例えば死亡届なんかは土日職員が出てきてやっていますし、それから水道の関係とか、下水はあまりないんですが水道の

関係はよく出てきますよね。それから包括支援センターでも必要に応じて休日、夜間もやっています。そういった住民サービスというふうに、そういう視点で捉えていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ありがとうございます。

そういう視点で捉えるからこそ、マイナンバーカードに限らず他の分野についても、今村長のお答えでは違うところでやっている部分あるというふうにお聞きしましたけれども、マイナンバーカードの受付とともに違ったことについても受け付けられるようなサービスはできないかなということを御提案しておきたいというふうに思うところです。ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 2項目めに移ります。

27、28ページ、款2項1目10節22、償還金利子及び割引料の中に返還金として上げられておりますが、この返還金が生じた理由、当初予定であった使途についてお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） お答えいたします。

実際の支出の担当が住民福祉課になるわけですが、交付金の総括という関係でお話をさせていただきます。

こちら令和5年度の臨時交付金に係る返還金になります。令和5年度から繰り越して令和6年度に実施した事業について、概算で交付金が来ます。事業が終わった時点、年度がまたいります。それに係る返還金ということで、国のはうは足らなくなないようにということで概算をいただいておりますので、事業の実施完了に伴う給付金の事務費に係る返還金でございます。よろしくお願いします。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 理解いたしました。ありがとうございます。

3つ目の項目に移ります。

39、40ページ、款4項1目2予防費の節18負担金補助及び交付金の補助金の中に、004予防接種健康被害給付金がございますが、この内容を教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

予防接種健康被害給付金につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種をした方で健康被害があったという申出がございました。それにつきまして、村のほうでは医師の診断書ですとか医療機関にかかった請求書等の資料を提出いただきまして、国の方に、県経由ですけれども、国の方に請求のほうをいたしました。その結果、一部が認められた3万7,000円の給付金が国の方から来たということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ごめんなさい、今聞き落としてしまいました。いつの接種というふうにおっしゃったでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） これはたしか令和3年度のときの接種だったというふうに記憶しております。ですので、直近の接種というわけではなくて、接種を受けてからこの方につきましては、かなり例えば御自分で医療機関を受診したりですとか、そういった形で青木の診療所のほうも受診しておるんですけども、診療所を受診したりですとか、あと村外の医療機関等も受診しまして、それでもやはりワクチンの被害があったということの申出がございましたので、村といたしまして国の方に申請をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） この項目が当初予算に載っていなくて、頭出しまもされていないという中で新たな項目になっていたので、この項目が健康被害というふうなことであったので、ちょっと心配をして質問させていただいたところなんですが、具体的にそういう事例があったということについては驚きを持っています。個人のプライバシーということもございますけれども、できるならば、差し支えなければ、どのような症状が出ていたのかということはお聞かせ願えるでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 詳細はちょっと省略させていただきますけれども、顔に赤みが出て、かゆみが出ているというようなことを本人は申しておりました。

以上でございます。

すみません、それがなかなか、例えばいろんな医療機関にかかって薬をもらったりしたけれども、それがなかなか治らなかったという申出がございました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ありがとうございます。

多分、本件が初めての発生だったかなというふうに思うんですけども、そうしたことについて、村としてこうしたことについて、発生したということは広報するかどうかはあれですけれども、こうした健康被害があった場合には申し出るようというような、そういう広報をする予定はありますか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

広報といいますか、予防接種の案内とか通知を送るときに、裏面といいますか、書面の中に健康被害があった場合には申出ができますというような形の一文は入れてございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） その点は承知をしておりますが、初めてこうしたことがあったということで、さらに取り組むことはいかがかなというふうに思った次第です。

この件に限らず、意外と村民の中にワクチン接種が影響したんではないかというふうなその後の自分の体の変化、発症等について疑義を持たれながら、そのまま黙ってしまっているというふうなことも多々お聞きをするところです。そうした方々が、それでもということで申し出ができるような状況を考えていただければなというふうに思うところであります。要望として申し上げておきます。

○議長（平林幸一君） ほかに。

宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 2点お願いしたいと思います。

まず1点目、34ページの区分18、節は001結婚新生活支援事業とありますが、これは多分村でも目玉の事業だと思います。どんな事業であるか教えていただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

この事業は、結婚を行い、結婚をして村で新生活を行う、まさに事業名のとおりですけれども、こういった方につきまして引っ越し費用ですか、住宅のリフォーム代、あるいは住宅の取得費用、こういったものにつきまして補助する制度でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 続いて、48ページ、18の003U I Jとお読みしていいと思いますが、ターン職業・創業移住支援事業補助金対象と、これも内容について教えていただければと思います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金につきましては、都心からの村内への移住者、子育て世代等の移住者に向けての補助金になります。当初、2件の予定をしておりましたが、令和7年度については対象者が1件ということで、その幅もちょっといろいろ計算式にありますと、今回は300万円の減ということで実績に合わせて計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

この定住に向けたり、創業の支援ということで続けていっていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 45ページ、46ページ、3観光費の18負担補助金の3観光事業推進事業協議会補助金ですが、こちら実績の額が予想より少なかったということですが、その内容がどんなようなことであったのか説明をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御質問いただきました観光事業推進協議会補助金ということで、こちらにつきましては、観光業の皆さんお集まりの中で、その事業に対して補助金を支出しているものでございまして、令和7年度におきましては、村のキャラクター、アオキノコちゃんの使った年賀状を全国の皆さんからお寄せいただきまして、そちらのほうのお返しに使った費用を充てさせていただきました。実績に応じて、こちらのほう減額とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） この協議会としては今どのような活動をされているのか、簡潔でよろしいですので答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 村への観光誘致、観光キャラバン等への経費として使っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに。

宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） これで最後にしたいと思いますが、54ページ、13、項が002賃借料、これ説明を聞いたときにすばらしい減額をされたと思いましたが、この経過と要するに見積りを取ってそうなったのか、要するに教育委員会として何らかの調べてこのような結果が出て契約を結び直したのか、その辺を教えていただければと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本教育係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） お答えします。

002の賃借料、001交歓音楽会自動車借上料でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） すみません。私もちょっと勉強不足で、今申し上げたとおり、002の賃借料の中の003、004、特に003が大きく減額になっておるので、その経緯についてお願ひしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） お答えします。

昨年度、公務用のコンピューターの入替えがあり、リース会社も変更となり、借上料が減額となったものでございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） たしか教育長さんの御説明では、こういういろいろ検討したり異論した結果、安いものがあったというようなふうに聞いた覚えがあるんですが、今のリース会社の云々、ちょっと分かりにくいので、もう少し分かりやすくお願ひしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） はい、お答えします。

リース会社につきましても入札を行い、一番安かった業者に決定した結果、コンピューターの借上料が減額となって、安くなりましたので減額になったものでございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 確かに大幅な見直しがされて、とてもよいことだとは思います。そういうことで、これをひとつのいい台としまして、また村でもこういう見直し等をどんどん進めさせていただければありがたいかなと考えます。よろしくお願ひします。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認め、4項目めを終了いたします。

〔「議長、すみません」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 申し訳ございません。先ほど宮澤議員のほうから質問のありました障害者福祉費の介護給付・訓練等給付費の人数、ちょっと先ほど資料が手元にないということで確認いたしまして、現在49名の方が対象ということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） よろしいでしょうか。

〔「ありがとうございます」の声あり〕

○議長（平林幸一君） それでは、5項目め、令和6年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしということで、5項目めを終了いたします。

続いて、6項目め、令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） お願いします。

15、16ページ、款4の基金積立金に係る部分でございます。積立金が頭出しであったところに多額な積立金ができ、1,300万円の積立金というふうになってますが、この1,300万円の積立金となったことの分析を聞かせてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

補正額で増額になった理由としましては、介護保険料が今回の計画により額が改定になっているということ。あと1点は、国のほうの給付金の精算が翌年度精算になっておりまして、その分が入ってきた額が多かったということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 2点、理由を述べていただきましたが、1点目の改定によるということですが、1,300万円もの積立金ができるということについて、改定額が大幅に過ぎたというふうなことはございませんか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

保険料の算定につきましては、計画策定時に給付金額をできる限り正確に見積りまして出した金額でございます。ですので、今回の補正額の主な理由といたしましては、先ほど申し上げましたように、国からの給付金が翌年度に入ってきた額が多かったということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） この1,300万円を加えた現在の積立金総額はどれくらいでしょう。また、今後の見通しについてもお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

現在の基金残高といたしましては、1,600万円ほどになります。なお、これにつきましては、計画年度中に給付金の過不足が生じた場合には基金のほうを積立金を解約して充てることもございますが、計画最終年度にこの積立金が多額にあるようであれば、次期計画の介護保険料算定に当たりまして、基金のほうを繰り入れて保険料のほうを下げるようなことも考えられると思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） なしと認め、6項目めを終了いたします。

7項目め、令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

質問のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） なしと認め、7項目めを終了いたします。

8項目め、令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） なしと認め、次に討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） なしということで、討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めるについては原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、報告第2号 令和6年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 2ページですが、収入のほう貸地料ですかね。予算額に比べまして10万円ほど少なくなっていますが、この背景を御説明ください。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

貸地料の予算額に対して決算額の減となった理由でございますけれども、1件の賃貸借契約が年度途中、令和6年の5月になりますけれども、時点で解約になったことによる解約になった関係で日割計算を行って精算したことによります減でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 1件解約があったということですが、その後のその土地の利用についてはどのような状況にありますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） その物件につきましては、解約になったと同日付で新たな事業者さんで御購入をいただいております。したがいまして、土地開発公社の手からはもう離れておりますけれども、地権者さんとその新たな事業者さんで契約が成立をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 7ページですが、完成土地明細表ですが、白山靈園ですかね。こちらのほう売却が終了して何年かたっておりますが、期末残高ゼロという形で計上が続いております。これ評価額には影響しない何か権利等があつて掲載が続いているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、白山靈園墓地につきましては、令和5年に完売をいたしまして、期末残高としてはゼロでございます。こちらに掲載している理由は特にございませんので、議員御指摘のとおり、次回からはこちらの明細のほうは削除をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） 基本的なことをお伺いいたします

役員報酬が出ております。この開発公社の理事の方がどなたになっているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

あくまで土地開発公社の理事につきましては、村長、それから役場の各課長、それから監事2名の方で構成されておりますけれども、今回こちらに報酬として上げさせていただいておりますのは、監事2名の方に係る報酬でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 理事の方はほとんど役場内の方ということでよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

監事につきましては、役場内の方になりますが、監事の方につきましては、外部の方2名でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 役場内でほとんどやっていらっしゃるということですけれども、不都合とかありませんでしょうかね。むしろちょっとなれ合いのような感じのようなことはございませんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） 現時点ではそのようなことはございません。監事において監査のほうも適正に外部の方2名いらっしゃいますけれども、監査をしていただいておりま

すし、特段そういったようなことはないという認識でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 承知いたしました。監事の方が外部の方ですので、しっかり監査をしていただいて、不都合のないようにやっていただけたらと思っております。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終了します。

質疑終結、討論省略、報告第2号の採決を行います。

本案は、原案どおり承認することに賛成の皆さんのがんを求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、報告第2号 令和6年度青木村土地開発公社事業報告については原案のとおり承認をされました。

◎報告第3号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 報告第3号 令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終了します。

質疑終結、討論省略、報告第3号の採決を行います。

本案は、原案どおり承認することに賛成の皆さんのがんを求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、報告第3号 令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）は原案のとおり承認されました。

◎報告第4号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、報告第4号 令和6年度青木村簡易水道事業会計予算の繰越についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第4号の採決を行います。

本案は、原案どおり承認することに賛成の皆さんのがんばりを求めてます。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、報告第4号 令和6年青木村簡易水道事業会計予算の繰越については原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第1号 令和7年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） お願いします。

9ページ、10ページであります。

企画費、6番ですね。地域おこし隊についてであります。昨年は途中で地域おこし隊の方がいらっしゃらなくなってしまったということであります、今回採用された地域おこし隊の方のお仕事についてお聞きします。

○議長（平林幸一君） 上原農業振興係長。

○建設農林課課長補佐兼農業振興係長兼副防災危機管理監（上原博信君） お答え申し上げます。

今回来ていただく協力隊の方は、農業で青木村で頑張っていきたいという方でございまして、現在リンゴに興味を持たれておりますので、東郷のリンゴ農家さんでお手伝いをしながら、また野菜の農家さん、アスパラ、ミニトマトもやっている農家さんのお手伝いをしながら検証を重ねて、3年後の独立に向けて頑張っていただいております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 長野県もあと定住される方が多いということで、この方もぜひとも農

業で、青木村で頑張っていただけよう村としても応援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） 13、14ページでございますが、6、1、3観光費の中に12委託料がございます。004元気づくり支援金事業委託料ということで303万円計上されておりますけれども、この元気づくり支援金の今の制度についてお教えいただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 長野県発地域発元気づくり支援金の制度についてということで御質問をいただきました。

地域発元気づくり支援金ということで、こちらにつきましては、行政等間わずに住民の方、団体の方が地域をよりよく活性化に向けて取り組むというものに対して、長野県のほうで採択いただいて、お墨つきをいただいて事業を進めるというような事業になります。

次の質問になるかあれなんですけれども、今回令和7年度につきましては、村としても何件か申請をさせていただいております。補助率につきましては、ソフト事業、ハード事業それぞれあります、また、地域の財政状況によっても補助率が変わってくる。私どものように財源が少ないといいますか、そういった事業につきましては、特別に上乗せをしていただけるような、そんなような事業になっております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 個人でもよろしいということですけれども、役場のほうを通して申請しなければいけないということでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） はい、村の役場のほうで申請窓口となりまして、それを長野県上田地域振興局のほうに提出するような形になっております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 大体補助率といいますか、個人の負担は大体何割ぐらい平均してなっていますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 事業費30万円以上という事業が対象になってきて、

上限というのは特になかったというふうに記憶しております。補助率につきましては、3分の1から5分の4というような補助率というふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） ちょっと今後の参考にさせていただきたいと思ってお聞きいたしました。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 同じところであります。

今回、キャンプ場を業者の方に委託されたということあります。今回、村から業者の方に委託された経緯についてお伺いしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御質問いただきましたキャンプ場を業務委託にしたという経過でございます。

横手キャンプ場なんですけれども、特に管理人の手配、確保というのをここ数年大変苦労しております、最低3名から5名の方いらっしゃるとキャンプ場の管理も非常に回りやすいんですけども、ここ数年は2名から1名ということで、1名の方が何泊もするような実情がありました。

そのことを含めて、地区ですか、企業ですか、住民の皆さんに御相談させていただく中で、今回たまたま横手キャンプ場のほうの一部業務を委託している業者さんと話の中で、そういった困り事があるんだけれどもというような相談の中で、今回その企業さんの方で協力してもいいよというようなことで、今回管理委託料という業務ということで計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 新しい企業さんが入って、新しいアイデアでいろいろやっていただけ るというのも一つの発展するといいますか、いろんなアイデアが出ると思いますので、そちら辺を生かしていただきたいと思います。

村の中でもいろんなところでほかの企業が入ってくるところもあるのかなという感じをしていますと同時に、逆に昆虫資料館、キャンプ場、それから温泉と一体化したものが観光の目玉になっていく。ましてやパラグライダーもそうだと思うんですが、ですからそこで業者

が入ったことによってばらばらにならないで一体化した観光の取組ができるように、これらもお願いしたいと要望します。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに。

松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 先ほど金井議員からありました県の元気づくり支援金事業ですが、こちらそれぞれ事業主体は今回青木村という理解でよろしいのか。また、それぞれに事業について期間、どれだけ、今年度だけなのか継続的なものなのか回答いただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

今回、委託料の中で観光費と昆虫資料館の委託料の中で、元気づくり支援金を計上させていただきました。青木村では、村の団体のほうからほかに2件上がっているということも伺っております。また、第2次募集もあるということで、そちらのほうに手を挙げられている団体もあるというふうに伺っております。

今回の補正では2件ということで上げさせていただいたのは、村の関係でございます。まず、観光費のほうの委託料ですけれども、こちらのほうはタチアカネそばのそば殻を有効活用しまして、何かグッズをつくってそのグッズをつくる中にも大学生や地域の企業のアイデアを取り組んで、この地域活性化につなげようということの事業でございます。

昆虫資料館につきましては、昆虫資料館の企画展ですとか、一部施設の改修費用に充てようということで事業に取り組みまして、そこが評価されまして、今回県の採択といただいたというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） タチアカネそばのグッズの件ですが、こちら作成したグッズはどこか販売等予定されているのか、どのような活用をされるのか、予定でどうか。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） グッズにつきましては、大学と今協議検討を図るところで、一つはプラスチックのキーホルダーといいますか、そちらのほうにタチアカネそばのそば殻を混ぜ込んで環境に配慮した製品をつくったらどうかだとか、和紙にそば殻を入れたりだとか、藍染めのようにそば殻を染め粉に使ったらどうかというような、そういった

面白い意見が今後出されることを期待して取り組んでいきたいというふうに思っております。

商品化につきましては、こちらのほう道の駅あおきを拠点に活動拠点として捉えていまして、そちらのほうで製品販売につながればいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 村内には道の駅以外にもタチアカネに関連したことをされている方もいらっしゃいますので、販売等、機会ありましたらそれの方にも幅広く活用していただければと思うところでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 質疑、ほかに。

坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 3項目お願いいたします。

1項目め、7ページ、8ページ、歳入の部分になりますが、款14国庫支出金、項1目2節1保健衛生費負担金の中の予防接種健康被害給付費負担金ですが、先ほど補正予算のところで出た令和6年度の補正予算のところで、この件に関わったところで質問いたしましたけれども、やはりこの部分についても令和7年度の当初予算では頭出しもなかったわけですが、先ほどの事象が発生したということと、この負担金が新たに項立てされたということはつながっているのか。なぜこれが新たに出てきたのか教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

歳入の衛生費国庫負担金の予防接種健康被害給付費負担金につきましては、議員おっしゃった先ほどの令和6年度に給付した分の国の分が令和7年度に入ってくるということでございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） この歳入が歳出のほうでは11、12ページで款4項1目2節12のところに予防接種委託料として、その中に使われるというふうになっておりますが、被害給付費負担金が予防接種委託料のほうに回るということの理由といいますか、そういう形で使われることが妥当なのかどうか教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

保健衛生費予防費の委託料の予防接種委託料ですけれども、これにつきましては、今年度の秋から実施いたします新型コロナワクチンの接種委託料について補正で行うものでございまして、先ほどの被害給付費についてここに充てているわけではございません。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 予算書の中には、この予防接種健康被害給付費負担金が原資であるというふうに書かれているように思うんですが、違ったでしょうか。

○議長（平林幸一君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） 財政担当のほうからお答えをいたします。

どうしても財務会計のシステム上、この歳入については予防費全体に充てていると、予防費のほうに流用、充当いたしますとこういうような表記になってしまふということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） よく分かりませんが、これ以上聞いても分からぬままだと思いますので、またどこかでレクチャーしていただければと思います。ありがとうございました。

2項目めにいきます。

やはり歳入、7ページ、8ページのところに款14国庫支出金、そして款15県支出金、この部分で目5の教育費国庫補助金と県の補助金、節でいいますと、やはり同じ部分で教育費補助金、教育総務費補助金という形で財源振替を行っている部分ですが、これ学校情報機器、つまりタブレットの部分だというふうに理解をしておりますが、そのこと自体の財源振替については理解をするところなんですが、当初予算での歳出でこの部分については、小学校のほうが1,693万3,000円、中学校のほうが721万2,000円、トータルすると2,414万5,000円になるわけですけれども、そのことと一方で、本会議初日に議決をいたしました議案第3号のこのタブレットに係る可決された契約金額は1,444万4,760円ということで、県が3分の2、村が3分の1だという説明がございましたが、今述べたいいろいろな数字との関係性というか、そのあたりについて説明していただけるでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本教育係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） お答えします。

国庫のほうの学校情報機器活用支援整備費補助金、あと県費のほうの同じく学校情報機器整備費補助金ですが、これは御存じのとおり国庫から県費に振り替えたものでございます。

当初国庫補助ということでしたので国庫で計上しておりましたが、県費のほうで県での共同調達ということになりました、県費のほうで補助金を計上したものでございます。

金額の違いですが、当初は5万5,000円という単価で、県のほうで計上ということで予算を取ったものでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 単価5万5,000円だったものが4万4,000円幾らということのために、当初予算の2,414万5,000円が1,444万4,760円になったという理解でよろしいですね。うなずいていただいているので、そういうふうに理解をしますが、それで県が3分の2、村が3分の1というこの1,444万4,760は村の3分の1の額ということでしょうか。それとも全体の額ということでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） はい、お答えします。

全体の額ということになります。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） そうしますと、実際に村が負担するのはこの1,444万円の3分の1という理解でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） はい、その理解でよろしいかと思います。5万5,000円での歳入のほうも歳出のほうも計上してありますので、これで6月5日に確定しましたので、9月の補正で減額になるかと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ありがとうございました。了解しました。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 13、14ページです。

商工費の移住定住促進費ですが、空き家に対する調査で人を採用すると理解しましたが、どのようなことをされて、どのような効果が期待できるのか答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君）　目5移住定住促進費の中で、今回新たに集落支援員の方を採用しました。集落支援員とは、地域おこし協力隊と同じような制度なんですけれども、より集落の課題解決に向けて御活躍、御尽力いただく方を指します。

今、地域の課題の一つに空き家というものを私たち認識しまして、この空き家の解消に向けては活用、空き家バンクですね。活用、保全、草刈りですとかそういった植栽等の整備、活用、保全、除却ですね。解体補助、村にはつけていますけれども、その3つを活用しながらこの空き家の解消に向けて取り組みたいと。その実態調査、平成29年に行っておりまして、8年ほど経過しますので、実態を調査を含めてこの集落支援員の方、集落地区の方の御協力をいただいて課題解決に向けて取り組みたいということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君）　松本議員。

○6番（松本淳英君）　ありがとうございました。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　先ほど3項目質問すると言っておきながら、2項目で終わってしまいました。もう1項目お願ひいたします。

11、12ページ、款2総務費、項3目2節12委託料の部分で、固定資産税評価替えに伴つて不動産鑑定士にこれを委託するという御説明を受けておりますが、この評価替えとなる対象の物件といいますか、は何なのか教えてください。

○議長（平林幸一君）　高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君）　お答え申し上げます。

今、坂井議員がおっしゃいましたように評価替えの基礎資料とするわけでございますが、今回といいますか毎回標準宅地というのが決まっておりまして、村内に29地点ございます。そちらのほうの標準宅地のほうの見直しをするということでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君）　坂井議員。

○9番（坂井　弘君）　毎年これは行われるわけですか。

○議長（平林幸一君）　高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君）　評価替えにつきましては、3年に一度になっておりますので、同様に3年に1回ということになります。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 昨年来、危険箇所といいますか土砂崩れ災害の場所について、いわゆるレッドゾーン、そこの固定資産について見直しをするというふうなことを早ければもうそれにも本年度取り組んで来年当たりからというふうなお話だったかというふうに思っているんですが、そうしたこととこの評価替えのことは結びついているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） 今御指摘の部分につきましては、この中にはちょっと含まれておらず、別途予算を計上して対応するような形になっております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） そうしますと、新たに補正が組まれるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） そちらの部分につきましては、当初予算に計上させていただいております。そちらのほうで対応するような形になっております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 失礼しました。記憶が曖昧で申し訳ございません。

そのレッドゾーンの見直しのことについては、進捗状況、その後変動があったのかどうかお聞かせいただければと思います。

○議長（平林幸一君） 小山資産税係長。

○税務会計課資産税係長（小山明之君） お答えします。

これから6月で業者さんと協議に入り、進めていく予定になっております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 了解しました。

○議長（平林幸一君） 質疑ほかにございますか。

金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） 11、12ページですね。失礼しました。すみません、やはり11、12ページですけれども、民生費の中で児童福祉費、保育所費で水道、給食等の年少児童の部

屋の配管の修理ということですけれども、これはどういうわけで修理をなさるんでしょうか。
お願いいいたします。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園よりお答えさせていただきます。

こちらは水道料の検針の際に、微量に水漏れがあるのではないかという御指摘を受けまして、そこから検査、調査していただいたところで今回の年少組前テラスの配管と給食室入り口散水栓のところに漏れがあるということで、御指摘をいただきました。早急に修繕をしないと水道料のほうの高くなることも懸念されまして、修繕に至りました。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） ありがとうございました。赤い水が出るとか、そういうことではなかったんですね。

すみません、それに関連して小学校の近所のお宅で、ちょっと朝になると赤い水が出るということで、小学校の水はどんな具合なんだろうという心配の声がちょっと上がったんですけども、小学校では定期的に水質検査等はやっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本教育係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） お答えします。

薬局の薬剤師さんにおいて小・中学校は年に1回、または2回検査を行っております。

以上です。

○10番（金井とも子君） その結果は、特に異常はなかったんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） お答えします。

今まで異常があったということは聞いておりません。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） ありがとうございました。引き続き管理よろしくお願いいいたします。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 質疑なしを認め、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、議案第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、議案第1号 令和7年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第2号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） なしと認め、これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） 討論終結、議案第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、議案第2号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については原案の

とおり可決されました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第3号は6月5日の本会議において原案のとおり可決されております。

続いて、陳情第1号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情についてについて議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） お願いいいたします。

令和7年陳情第1号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

高額医療費制度は、がんをはじめとする命に関わる治療を受け、かつ高額な医療費を支払う患者とその家族にとって、治療を受ける上でまさに命の綱といえる大切な制度であります。医療の進歩で、治りにくいと言われてきた疾患でも治療薬の開発や移植などの技術の進展で疾患の完治や延命効果も進展しています。それは喜ばしいことであり、医療費が増大するのは当然のことではないでしょうか。今回、高額医療費の上限額を引き上げ、治療を諦める方を増やし、医療費を削減しようとするのは国民の命をないがしろにするものではないでしょうか。

また、今回の引上げは命に関わる問題でもあるのにもかかわらず、当事者の意見を聞かず、短期間で拙速に取り決め提案されたものであり、プロセス不適切でありました。

国会での審議で、石破首相はこれだけ高い療養費を払うならば治療を諦めるという方が1

人も出ないようにすることはくれぐれも徹底していくという旨の答弁をしています。本年8月の実施は凍結しましたが、今年の秋までに方針を検討するとしています。

全国がん患者団体連合会のアンケート結果からも上限額の引上げはあってはならないことは明らかであります。少なくとも制度を利用している方々の生活実態の調査の実施、当事者や患者団体等の意見の事前聴取という適切な手続を経るべきであります。

青木村議会としても、国に対し凍結ではなく一旦白紙に撤回し、再検討のスタートをすることを強く求める同僚議員の皆様に御賛同を求めて、賛成討論を終わります。

以上。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 塩澤議員の賛成討論に引き続き、私のほうからも陳情第1号に賛成の立場で討論したいと思います。

御承知のことだと思いますが、現行の高額療養費の上限額は、平均年収区分に当たる370万円から770万円の区分では月額8万100円です。直近12か月以内に3回利用すると、4回目からはこの上限額が4万4,000円に引き下がります。この制度を適用し、1年間12か月毎月上限額を超える治療を続けた場合、年間の医療費負担は63万6,300円になります。

当初、政府予算案に盛り込まれた上限額引上げ案によれば、同じ区分に入っている方が最大で月額上限額が13万8,600円に引き上がり、年間の医療費負担は110万7,000円に跳ね上がります。実に47万円の負担増になる計算です。

全国保険医団体連合会、保団連が今年2月に発表したがん患者を対象に実施したアンケート結果があります。限度額引上げによる治療への影響を複数回答で尋ねた設問に、43%の方が治療を中断すると答え、61%の方が治療の回数を減らすと回答しています。

自由記述欄に書き込まれた回答に胸を打たれます。50代女性、乳がん、子供2人、19歳、16歳、非正規社員、フルタイム。引上げになり、何か支出を減らす必要があれば、真っ先に自分の治療費を減らすと思います。子供たちが私の治療のせいで進路を変更するなんてありません。なら死にます。30代男性、肺がん、子供2人、13歳、8歳、自営業、個人事業主。まだ生きなければこれまで治療を頑張ってきましたが、上限が引き上げられれば私は治療を断念すると思います。子供たちのこれからのお金を私が食い潰すわけにはいきません。

高額療養費上限額引上げは、がん患者や難病患者、重篤な疾患を治療中の方を死に追いやる、家庭破壊をも引き起こす制度カイヤクと言わねばなりません。政府は、がん患者団体や国民の声に押され、上限額引上げを一旦見合せはしたもの白紙に戻してはいません。今

年秋までに改めて方針を決定するとしており、予断を許しません。がん患者や国民の声に本当に耳を傾けるのであれば、上限引上げを白紙撤回し、むしろ引き下げるなどを検討すべきです。闘病中の方々が希望を持って生き抜くことができるよう白紙撤回を強く求め、本陳情に賛成します。

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、陳情第1号 高額療養費の自己負担上限額の引上げをしないことを求める陳情については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、陳情第2号 青木村議会の信頼と説明責任に関する陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

本件については、地方自治法第117条の規定により、5番、宮入典子議員の除斥の対象となります。したがって、本件の採決が終了するまでの間、暫時退場をお願いいたします。

〔5番 宮入典子君 退場〕

○議長（平林幸一君） 質疑に入ります。

質疑のある方はいますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なし。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結。

採決を行いますが、この陳情は先ほどの松本総務建設産業委員長の報告がありましたとおり、委員会の審査結果では要望事項1、本件に関して議会としての声明と当該議員による説明を全住民を対象として行うことについては不採択。要望事項2、青木村議会として議員の倫理に関する審査、検証の仕組みを検討すること。3、将来的な再発防止のため、政治倫理条例の制定を含めた制度整備を行うことを趣旨採択とする一部趣旨採択と採決しておりますので、陳情第2号は一部趣旨採択の採決を行いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認め、一部趣旨採択の採決を行います。

陳情第2号は、一部趣旨採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、陳情第2号を一部趣旨採択することに決定をいたしました。

5番、宮入典子議員の除斥を解除し、入場を許します。

〔5番 宮入典子君 入場〕

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員に申し上げます。

ただいま議題となりました陳情第2号 青木村議会の信頼と説明責任に関する陳情書については、一部趣旨採択されましたことを報告いたします。

◎追加日程の上程

○議長（平林幸一君） これより追加日程を上程いたします。資料配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

○議長（平林幸一君） ただいま資料をお配りいたしましたが、坂井弘議員ほか4名から発議第1号 米政策を抜本的に転換し米を安定供給することを求める意見書が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をしました。

◎追加日程第1 発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 追加日程第1、発議第1号 米政策を抜本的に転換し米を安定供給することを求める意見書（案）についてを議題とし、提案者の説明を願います。

坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 発議第1号 米政策を抜本的に転換し米を安定供給することを求める意見書（案）を提案いたします。

発議第1号 2025年6月13日。

青木村議会議長、平林幸一様。

提出者、青木村議会議員、坂井弘、賛成者、青木村議会議員、塩澤敏樹、宮入典子、北澤久美子、小林久美子。

米政策を抜本的に転換し米を安定供給することを求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

意見書（案）を読み上げ、提案いたします。

米政策を抜本的に転換し米を安定供給することを求める意見書（案）。

宛先、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長。

青木村議会議長、平林幸一。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記。

米不足・米価高騰が深刻度を増し、国を上げての国民的一大関心事となっている。

2023年産の米の生産量は661万トンしかなく、23年6月末から24年6月末までの需要量は705万トンまで伸びており、明らかに供給量が不足している。一方、61万トンの備蓄米放出に加え、政府はさらに20万トンの追加放出を表明しており、今年6月末の在庫は適正在庫を超える可能性もある。5キログラム1,700円から2,000円前後の随意契約による備蓄米（2020、21、22年産米）3,000円台の入札による備蓄米（23年産米）、4,000円前後の24年産米が転倒に並び、高値で仕入れた小売業者は窮地に立たされている。

こうした混乱を招いたのは、昨年から顕著になっていた米不足に対し備蓄米放出を速やかに行わず今年1月末になってようやく決断するなどの対応の鈍さに加え、二転三転する政府

の政策転換によるところが大きい。また、長年減反政策を続け、米価を市場任せにして低米価を押しつけるとともに、米農家への所得補償を全廃し、離農・耕作放棄を引き起こしてきた政府の失政にあると言わざるを得ない。

21・22年の米農家の1時間あたりの労働報酬はわずか10円に落ち込み、米農家は2000年以降175万戸から58万戸（23年）へと3分の1に減少した。

こうした状況を改善し米の安定供給と米農家の育成を図るには、これまでの米の減反・減産政策を抜本的に転換し増産に切り替え食料自給率を改善するとともに、米の価格と流通を市場任せにせず需給をコントロールできる仕組みを政府の責任で整備することが求められる。

よって、以下の点について要望する。

1、2018年の減反政策終了後も続いている米の生産調整を見直し、大幅な増産政策に転換すること。

2、米の価格と流通をすべて市場任せにするのではなく、価格保障を行うとともに、備蓄米を大幅に増やし、需給をコントロールできる仕組みを整備すること。

3、作付け規模の区別なく所得補償を行い、多様な稻作経営を支援すること。

4、トランプ関税対策によるアメリカからの米の輸入拡大を行わず、ミニマムアクセス米の輸入量を減らし、自給率を向上させること。

以上。

補足説明をいたします。

小泉農林水産大臣のセンセーショナルな備蓄米放出劇が繰り広げられています。前江藤農水相によって放出された入札による22年から24年産までの備蓄米31万トン、小泉農水相による随意契約によって放出された21、22年産米備蓄米30万トン、これに加え、11日から22、21年産備蓄米20万トンの追加放出が始まりました。

民間在庫が米価暴落時を上回り、新たな暴落が引き起こされる危険性さえはらんでいます。また、あらかじめ販売価格を設定した随意契約による備蓄米放出は、これまで政府がかたくなに固執してきた市場任せの米相場に政府が介入し、コントロールする何物でもなく市場任せの政策そのものが破綻を期したことの証明です。

需要量に対し、生産量が追いついていなければ米不足が起こることは必然です。しかし、政府は米が足りていないことを今もって明確にしていません。そのために、機に応じた的確な施策が打たれずに来ました。ここに来て、ようやく石破首相は6月5日に米の安定供給に向けた関係閣僚会議を発足させ、減反から増産に転じる政策転換に踏み出そうとしているか

に見えます。

米農家に長い間減反を押しつけ、米価を市場任せに来た失政のツケが令和の米騒動を引き起こしたことは明らかです。必要経費と労働力に見合う価格保障と所得補償は、米生産者の生産意欲向上とともに、米の安定供給、米価安定にとっても不可欠の制度です。

海外からの米の輸入拡大を辞さないとする政府の姿勢は、安全・安心おいしい日本の米を守らずに、日本の食料需給を海外に売り渡し、需給率をさらに悪化させるものにほかなりません。農業を主幹産業とし、主幹産業と自負する青木村にとって、意見書に掲げた4つの要望は何としても実現させたい切実な課題です。本会議に参加された議員全員の力で本発議を議決し、意見書を送付いただけますよう御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平林幸一君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） 米政策を抜本的に転換し米を安定供給することを求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

日本の食卓に欠かせない米の値上がりが止まりません。昨年夏の米不足、価格高騰に対して政府は、新米が出れば米不足は解消し、値段も下がると繰り返し述べてきました。店頭などの品不足は続いている、価格もその後も上がり続けています。1年前、店頭では5キロ当たり2,000円台だったものが4,000円台と平均価格が2倍近くにも達し、家計を直撃しています。政府は、そこで備蓄米の放出を決定し、米の価格が下がることを期待していますが、これは一時的な対策に過ぎません。長引く米不足と価格高騰の背景には、消費量が毎年減少することを前提に、米の生産量をぎりぎりに抑え、流通や価格を市場に委ねてきた米政策があります。

米農家は先ほどもありましたように、2000年以降、175万戸から約3分の1に減少し、70

歳以上の生産者が約6割を占めます。帝国データバンクの調査では、24年の米農家の倒産、廃業件数は過去最高となるなど、米の生産基盤は著しく弱体化しています。

米価が回復してきたとはいえ、長年の低米価に苦しんできた米農家には、資材の高騰や過去の赤字の穴埋めなどで余裕ありません。米の価格高騰によって、消費者の米離れが進めば再び米価が下落するのではないかという不安も広がっています。

今、求められるのは国民の暮らしや疲弊する生産現場を直視し、米政策を抜本的に転換することです。国は、需給と価格の安定に責任を持ち、ゆとりある需給見直しの下で生産と備蓄を拡大すべきです。様々な要因で需給バランスが崩れた際には、過剰時には備蓄米を増やし、不足時には放出する仕組みを強化することが必要です。そして何より、生産者が将来にわたり安心して生産に励める環境を国の責任で整え、生産基盤の弱体化に歯止めをかけることが急務と考え、国に対して米の安定供給の保証のために、再生産を可能にする価格保障や所得保障を抜本的に充実させるよう強く求め、この意見書に賛成の立場で討論しました。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに賛成討論。

宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） 米政策を抜本的に転換し米の安定供給することを求める意見書に賛成の立場で申し上げます。

昨今の米騒動で、備蓄米を求めて300人とか1,000人とかが転倒に並ぶ、そんな姿を見ると最近の米離れではなくて、やはり主食としての米の需要は大変大きいと思われます。私の家でも米農家でございます。生産に関わる経費が大きく、お米となっても買取価格は60キロ、約1俵で約1万3,000円ぐらいです。自分の家で消費し切れずに供出する場合は、米の収入だけで生活することができません。また、減反で米の生産ができないときは、米を買うような生活です。米の生産によって十分に生活できるだけの所得保障は若者の就農を増やすによって人口の減少を抑えることもできるんではないかというふうにも考えますので、よってこの政策をやはり国に改善を求めるることは適当だと思いますので、そういう賛成の立場での意見として申し上げました。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに。

討論終結、採決を行います。

発議第1号 米政策を抜本的に転換をし米を安定供給することを求める意見書（案）につ

いては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、発議第1号 米政策を抜本的に転換し米を安定供給することを求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（平林幸一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員、発言を許します。

○5番（宮入典子君） 5番、新人議員の宮入典子でございます。

このたび今議会に議長のお許しを得て発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございました。

先般、新聞記事で報道されましたことで、村民の皆さんをはじめ議会の皆様及び役場の関係の皆様に大変な御心配と御迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。心よりおわび申し上げます。

これよりは、村民の皆さんの安心・安全な生活と皆さんの幸せのために、また青木村の発展のために議員として精進し、精いっぱい努力いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、重ねて皆様におわび申し上げます。今日は本当にありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） ほかにございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） なし。

ここで、議員の皆さんに私からお願ひがあります。

さきの令和7年度議会議員選挙により、私たちは村民の皆さんから選ばれ、公職に就いているということです。このことは、村民から良識の人であると村民が認めた人だということです。ここにいる議員の皆さんは選ばれた良識の人として自覚し、住民の模範として行動しなければなりません。これから約4年間は議員とし、法令を守ることはもちろん、社会人としての道徳や倫理観を持って行動しなければなりません。

青木村議会基本条例第17条の議員の倫理では、議員はその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持ち、品位を保つとしております。私たちはこの条項を含め、議会基本条例を議員活動の指針とし、常に自覚し、活動していただきたいというふうに思います。このことを改めて、強くお願ひするものです。

それでは、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 本定例会は、本日で閉会することに決定をしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第2回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時00分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員